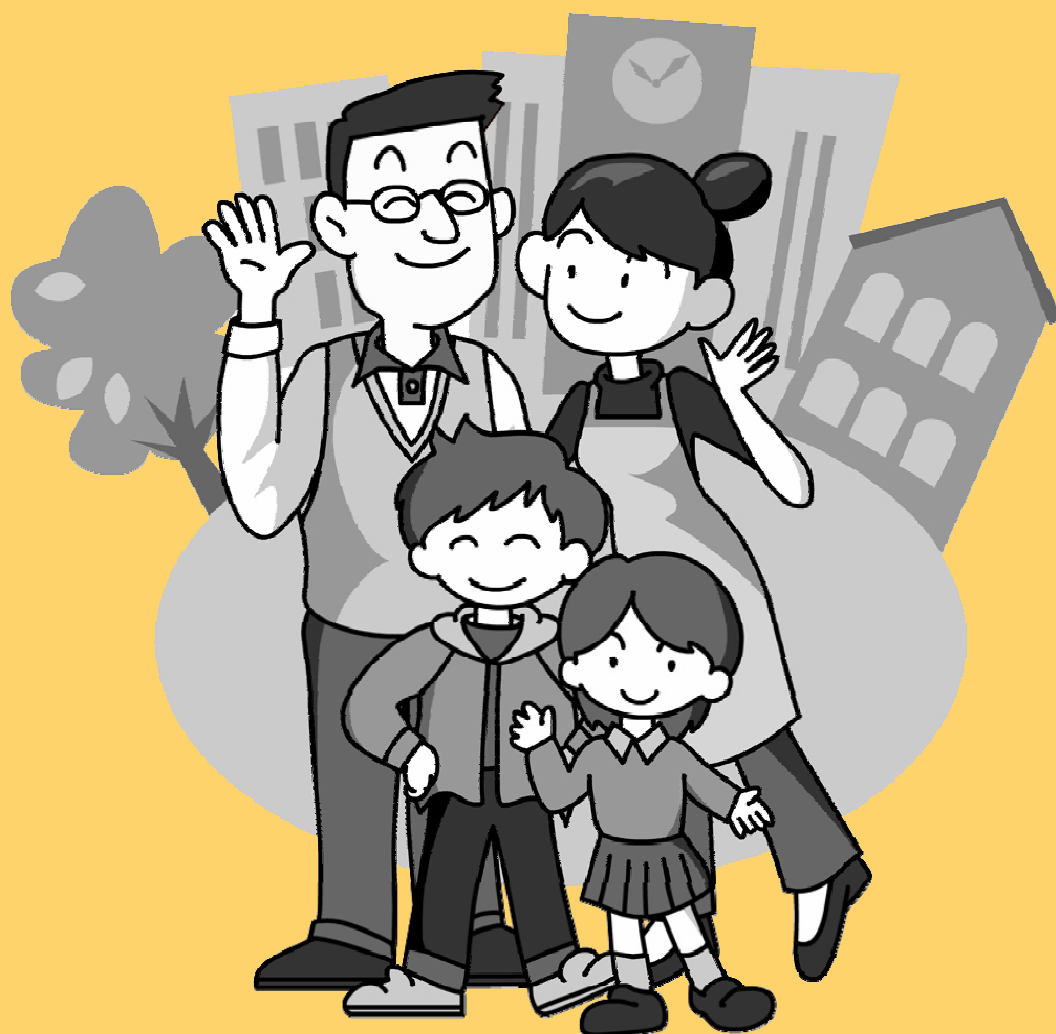


# 芝山町次世代育成支援行動計画 後期計画



平成22年3月

芝山町



## はじめに

わが国における少子化の進行は一層深刻なものとなっております。このことは、本町でも例外ではなく、ライフスタイルの変化や出生率の低下などに伴い少子化傾向は進行しています。

少子化の影響は、子どもの自立や社会性の減退と地域社会の活力の低下、労働力の減少による経済活動の減退、年金および健康保険などの社会保障負担の増加など、さまざまな社会経済問題への影響が懸念されています。

本町では、少子化対策に取り組むため、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、平成17年3月に「芝山町次世代育成支援行動計画（前期計画）」5カ年を策定し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つためのさまざまな施策を展開してきました。

今般、この前期計画が終了するにあたり、さらに発展させるとともに、新たな子育てニーズに的確に対応し、安心して子育てができるきめ細かな子育て・子育ての支援、地域ぐるみで子育てを支える、仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、『子育て・子育てをみんなで支えるまち・しばやま』を基本理念とした「芝山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この計画は、本町の次世代を担う子どものために、子育て・子育ての基本となる家庭を中心としながら、地域や事業所、そして行政が一体となって子育て・子育て施策を推進するマスタープランです。

本マスタープランの趣旨をご理解いただくとともに、次世代を担う子どもたちの健全育成のために、なお一層のご尽力のほどお願いいたします。

この計画の策定にあたり、芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会委員の方々をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の皆様から貴重な意見ならびにご協力いただきましたことを心から御礼申し上げます。

平成22年3月

芝山町長 相川勝重



## 目 次

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第1章  | 計画の策定にあたって               | 1  |
| 1    | 計画策定の趣旨                  | 1  |
| 2    | 計画の位置づけ                  | 2  |
| 3    | 計画の期間                    | 2  |
| 第2章  | 芝山町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題  | 3  |
| 1    | 地域特性                     | 3  |
| 2    | 少子化の動向                   | 4  |
| 3    | 世帯の動向                    | 11 |
| 4    | 女性の就業動向                  | 14 |
| 5    | 子育て家庭のニーズ                | 15 |
| 6    | 後期行動計画策定に向けた課題           | 22 |
| 第3章  | 計画の基本的な考え方               | 24 |
| 1    | 基本理念                     | 24 |
| 2    | 基本方針                     | 25 |
| 3    | 基本目標                     | 26 |
| 4    | 施策の体系                    | 30 |
| 第4章  | 基本施策と個別事業の内容             | 31 |
| 1    | 地域における子育て支援              | 31 |
| 2    | 保育サービスの充実                | 45 |
| 3    | 母と子の健康支援                 | 50 |
| 4    | 次代の親の育成と教育の充実            | 60 |
| 5    | 安全・安心のまちづくりの推進           | 67 |
| 6    | 仕事と子育ての両立の推進             | 77 |
| 7    | 配慮を必要とする家庭への支援           | 82 |
| 第5章  | 保育サービス等の目標事業量            | 88 |
| 第6章  | 計画の推進にあたって               | 89 |
| 1    | 庁内体制の整備                  | 89 |
| 2    | 町民との協働体制の構築              | 89 |
| 3    | 計画の評価                    | 89 |
| 4    | 進行管理                     | 89 |
| 5    | 情報の公開                    | 89 |
| 付属資料 |                          |    |
| 1    | 芝山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱  | 93 |
| 2    | 芝山町次世代育成支援行動計画策定委員会名簿    | 95 |
| 3    | 芝山町次世代育成支援行動計画策定検討部会委員名簿 | 96 |
| 4    | 計画策定の経緯                  | 97 |
| 5    | 子育て支援に関するニーズ調査           | 98 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、少子化対策の推進に資するため、子どもが健やかに生まれ、かつ、子どもの視点や立場を最大限に尊重した、「芝山町次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定するものです。

わが国の少子化は急速に進んでいます。昭和40年代後半には毎年約200万人の出生者数がありましたが、昭和60年ごろには150万人を下回り、平成20年現在では109万人に減少しています。

このような急速な少子化の進行は、子ども自身の健全育成、労働人口の減少、社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな問題を生じさせています。

こうした急速な少子化に対応するため、国においては、平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（エンゼルプラン）」を策定し、平成11年12月には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を、平成14年9月には「少子化対策プラスワン」を策定しました。

平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。「少子化社会対策基本法」は、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するための基本法です。「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会形成に資することを目的としています。

市町村における次世代育成支援行動計画は、この「次世代育成支援対策推進法」に基づき、5年を1期として市町村が、地域における子育て支援、母性ならびに乳児および幼児の健康の確保と増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅や良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進などの実施計画について策定するものです。

芝山町においては、平成13年度に、平成14年度から平成22年度を計画期間とする「芝山町母子健康づくり計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

また、「次世代育成支援対策推進法」の施行に伴い、平成17年3月に、平成17年4月から平成22年3月までの5年間を計画期間とする「芝山町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子育て支援に関する総合的な取り組みを実施しているところです。

このような中で、「芝山町次世代育成支援行動計画（前期計画）」が平成21年度をもって終了することから、前期計画の進捗状況や子どもと子育てに関する実態調査などの結果を踏まえ、平成22年度から平成26年度の5年間を計画期間とする「芝山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### ○総合計画や関連計画の関係

本計画は、上位計画である「芝山町第3次総合計画」に基づき、芝山町の子育て支援策を総合的、かつ一体的に進める個別計画のひとつとして位置づけます。

また、保健福祉計画としての「芝山町母子健康づくり計画」との関係も持っており、連携・整合を図っています。

### ○法律上の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）」第8条に規定する「市町村行動計画」に係る芝山町の計画です。

### ○前期計画との整合

本計画は、前期計画（平成17年度～平成21年度）の見直しを基本としています。そのため、前期計画の施策と事業に関する進捗状況の把握や課題の整理、町民の子育て等に関するニーズ調査を行うなどして、前期計画との整合を図りながら今後のあり方を検討し、本後期計画を策定しました。

## 3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、計画期間を10年間としており、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画としています。

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする後期計画です。

| 平成<br>17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度       | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|------|------|------|------------|------|------|------|------|------|
| 前期計画       |      |      |      |            |      |      |      |      |      |
|            |      |      |      | 計画の<br>見直し | 後期計画 |      |      |      |      |
|            |      |      |      |            |      |      |      |      |      |



## 第2章 芝山町の子どもと子育て家庭を取り巻く 現状と課題

### 1 地域特性

芝山町は、県の北東部北総台地のほぼ中央に位置し、山武郡の最北端、首都 60km 圏の地点にあり、東は多古町、南は横芝光町と山武市、南西に富里市、北は成田市、成田空港に接しています。東西 8.4km、南北 10.5km、面積 43.47k m<sup>2</sup>、地形はおおむね平坦で、東に高谷川、西に木戸川が流れ、この流域は稲作地帯になっています。また、西北部の丘陵地では畑作がさかんです。

人口は、年々増加する傾向にありましたが、平成7年（国勢調査）をピークとし、現在は減少傾向にあります。また、年少人口（0歳～14歳）と出生数についても、昭和60年をピークに減少し、少子高齢化が着実に進行しています。

産業構造の変化に伴い、町内外への通勤人口が増えています。本町からの主な通勤先は、成田市と富里市などです。また、本町へ通勤してくる地域は、成田市や富里市を中心に、多古町、横芝光町などが主なところとなっています。空港周辺域での通勤圏が形成されています。衣料品や耐久品などの買物先は、成田市が大半を占めています。

このように、日常生活では、成田市をはじめ空港周辺域とのつながりの強さが見られます。しかし、行政的には、これまでの地域関係から山武都市とのつながりが中心となっています。このため、町民の生活圏の変化に対応し、行政サービスのあり方についても柔軟な取り組みへの期待が高まりつつあります。特に、子育てに関するニーズとしては、地域性に配慮した地域医療のあり方について、高い関心が寄せられています。

## 2 少子化の動向

少子化の動向は、総人口の変化、年少人口の割合の変化、出生数と合計特殊出生率の推移、婚姻の状況について見ていきます。

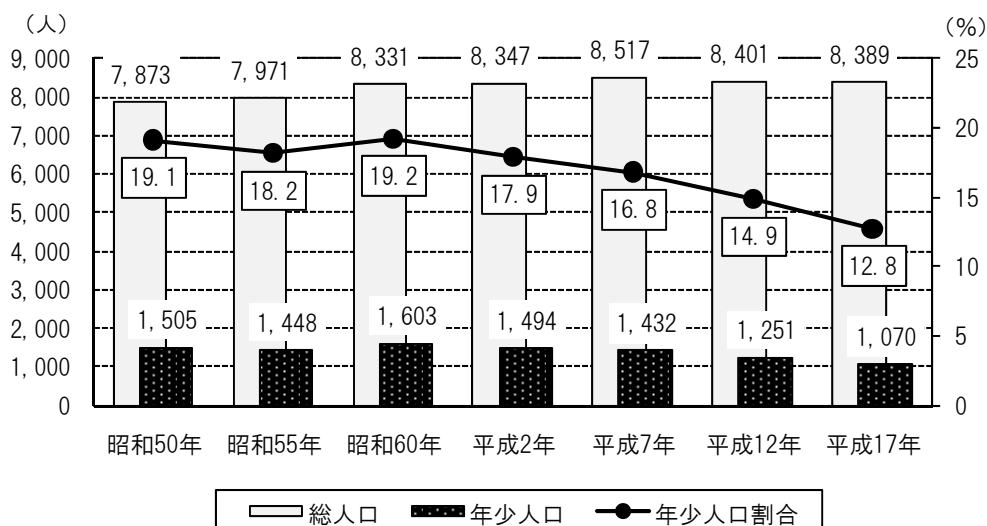
### (1) 総人口と年少人口

本町の総人口は、昭和50年の7,873人が、平成7年には8,517人へと増加し、それ以降は減少傾向にあり、平成17年には8,389人となっています(図2-1、2)。

総人口に占める0歳から14歳までの人口(年少人口)の割合は、昭和60年の19.2%をピークとして、以降は減少傾向が続きます(図2-1、2)。

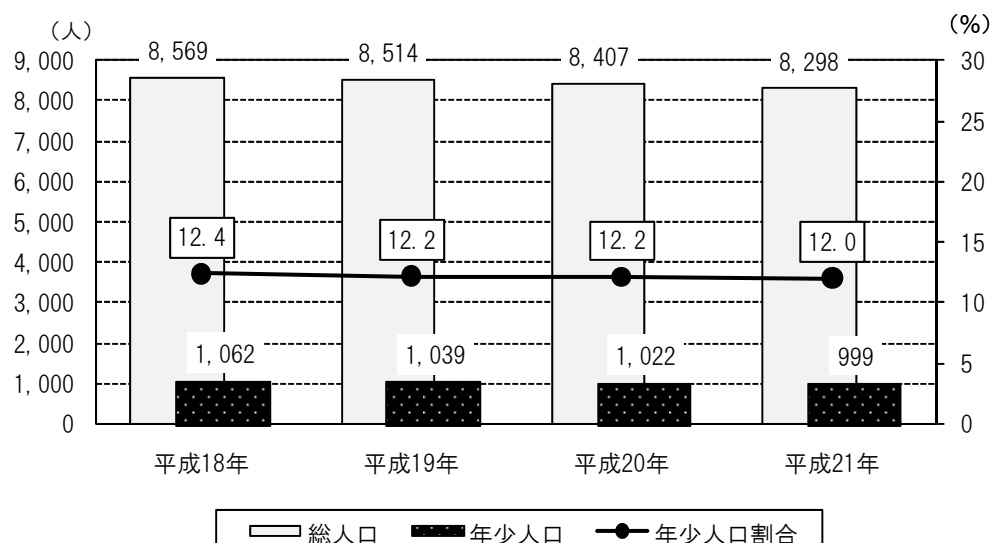
このように、本町においても全国的な傾向と同じように少子化が進んでいます。

図2-1 国勢調査による総人口と年少人口の推移



資料：国勢調査値による(各年10月1日現在)

図2-2 最近4年間の総人口と年少人口の推移



資料：住民基本台帳および外国人登録値による(各年4月1日現在)

## (2) 出生

本町の出生数は、昭和60年の101人をピークに、以降減少し続け、平成12年には約半数の53人へと低下しています。その後は増減を繰り返しながら概ね50人～60人前後で推移しています（図2-3）。

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、平成11年から平成20年までは増減を繰り返しています。平成20年の1.33は、国の1.37よりは低いが、千葉県の1.29よりは高い値となっています（図2-4）。

図2-3 出生数の推移

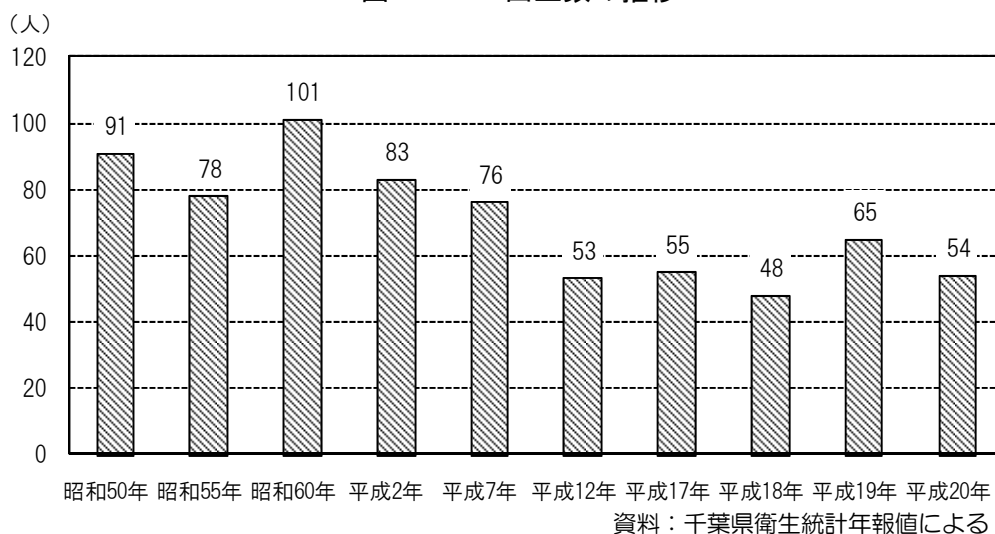
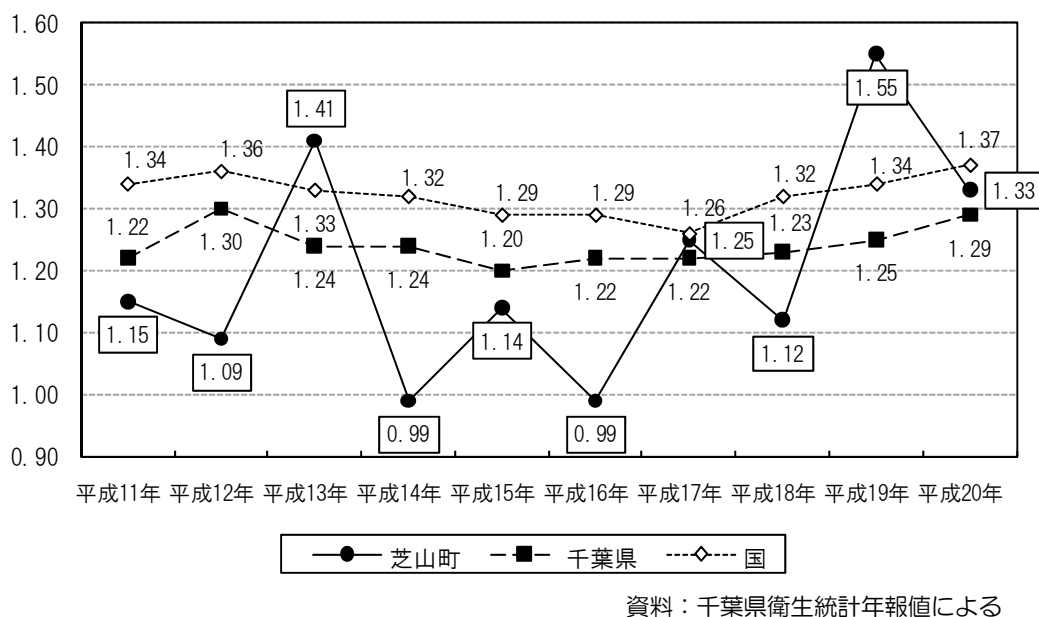


図2-4 合計特殊出生率の推移



※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数を示しています。また、人口の規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」といい、人口置換水準を下回ると「少子化」と言えます。近年の日本の人口置換水準は2.07と推計されています。（出典：平成17年版 厚生労働白書）。

### (3) 年少人口の将来推計

本町の総人口の将来推計は、今後は緩やかに減少すると予想され、それに伴い年少人口も減少することが予想されます（図2-5）。

0歳から5歳児までの人口は、平成21年の実績人口348人から平成26年までは、ほぼ横ばいと推計されます（図2-6）。

一方、6歳から14歳児までの人口は、平成21年の実績人口651人から平成26年には548人に減少するものと推計されます（図2-7）。

図2-5 総人口と年少人口の将来推計

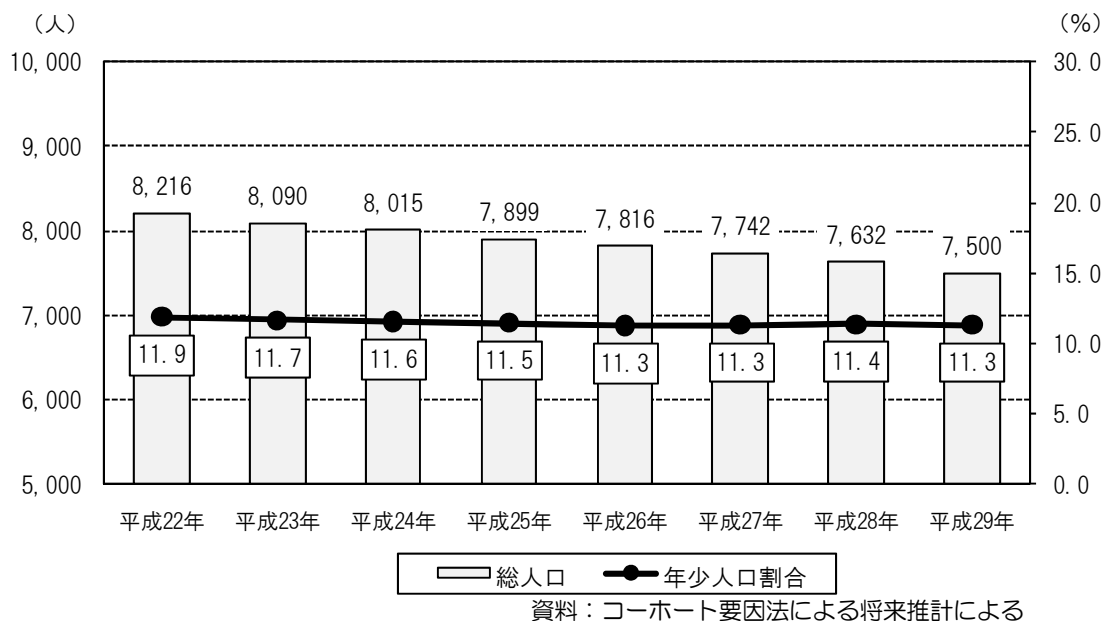
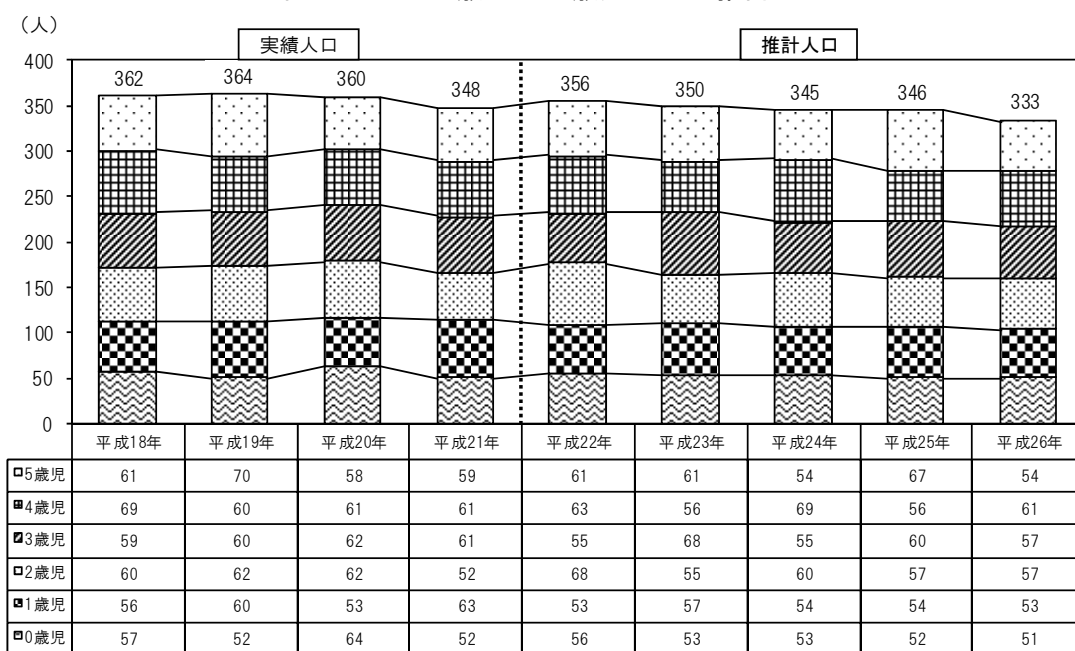
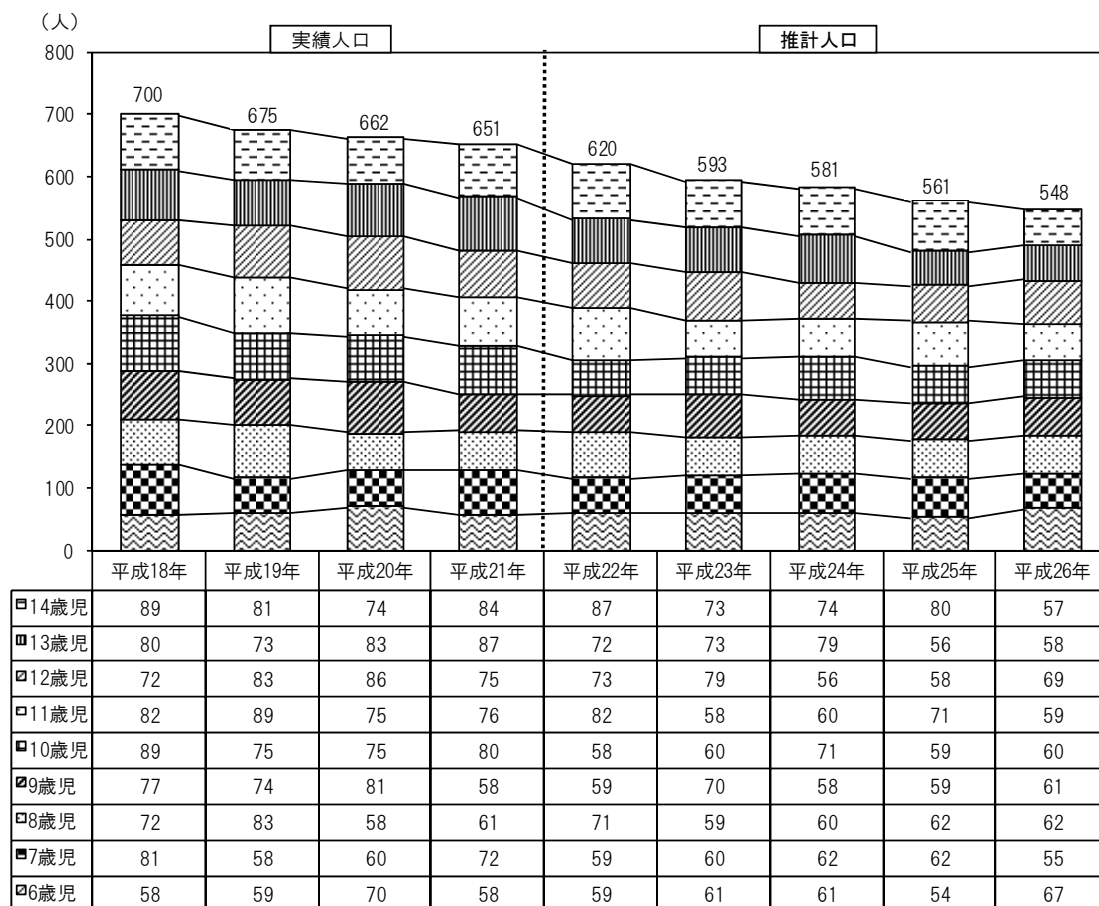


図2-6 0歳から5歳児人口の推計



資料：住民基本台帳および外国人登録値による（各年4月1日現在）

図2-7 6歳から14歳児人口の推計



資料：住民基本台帳および外国人登録値による（各年4月1日現在）

### (4) 婚姻

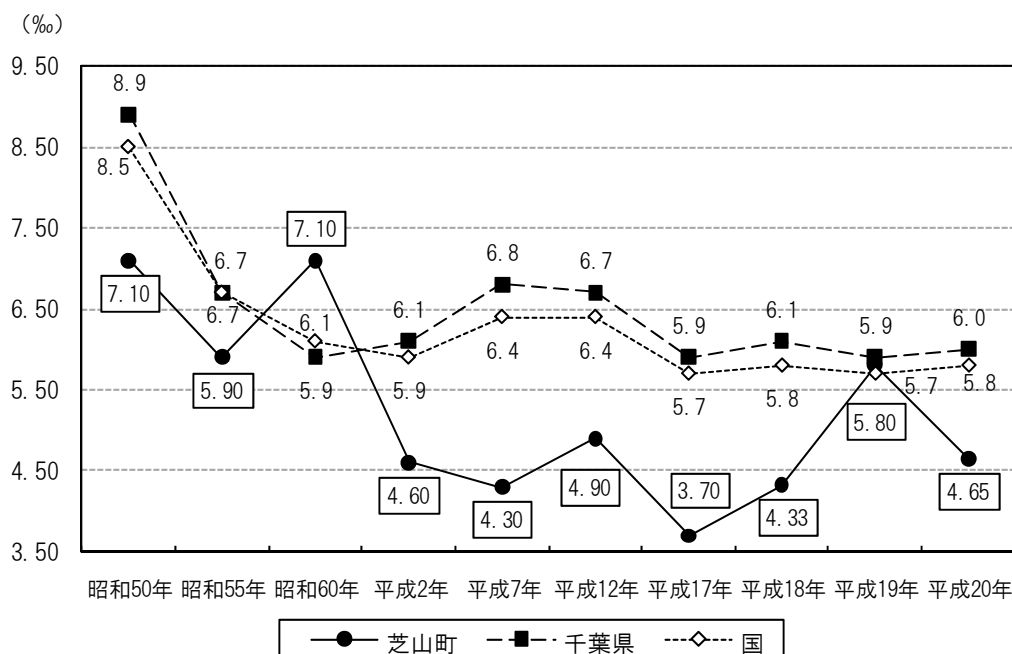
本町の婚姻率は、昭和60年の7.1‰をピークに平成2年から平成18年までは国や千葉県よりも低い値となっています(図2-8)。

男女別に20歳から39歳までの有配偶者率を5歳ごとに4つの階級に分けると、男性の場合、すべての階級において右肩下がりになっています(図2-9)。女性の場合、20から24歳階級を除いたすべての階級において右肩下がりになっています(図2-10)。

また、婚姻件数は増減を繰り返しているが、離婚件数は年々増加傾向にあります(図2-11)。

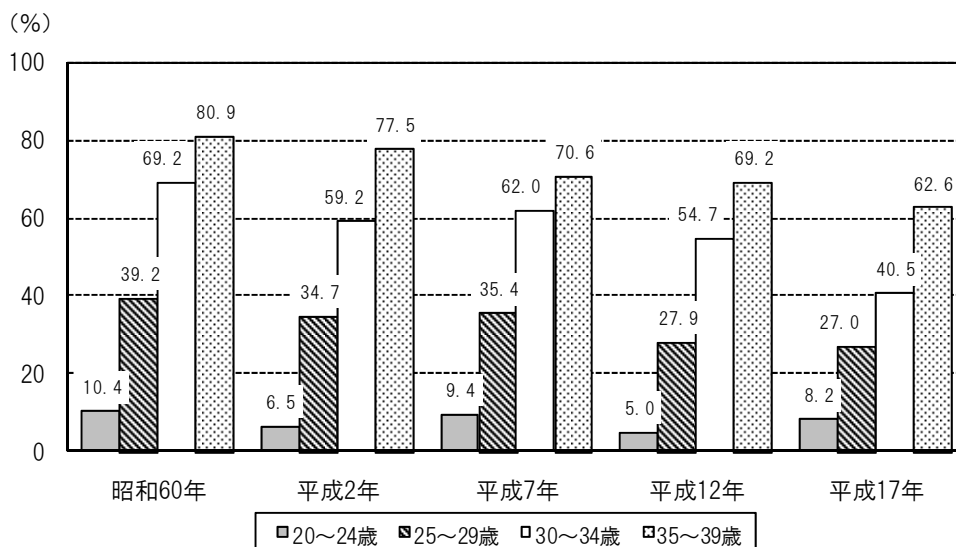
離婚率は、平成2年の0.48‰と比べ、平成20年には2.6‰と5倍以上増加しています。これは、国や千葉県を上回る数値であり、本町の離婚率の高さがうかがえます(図2-12)。

図2-8 婚姻率(人口1,000人対)の推移



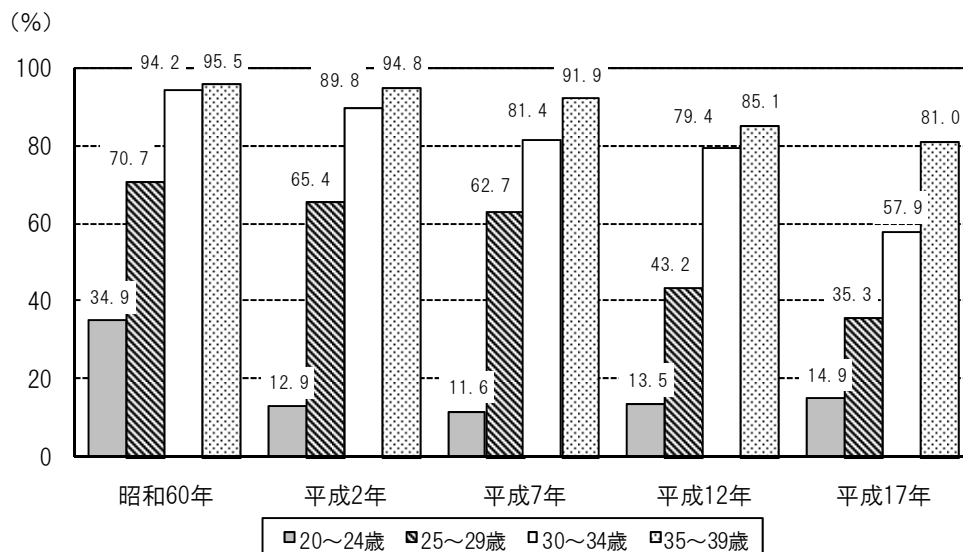
資料：千葉県衛生統計年報値による

図2-9 有配偶者率の推移（男性）



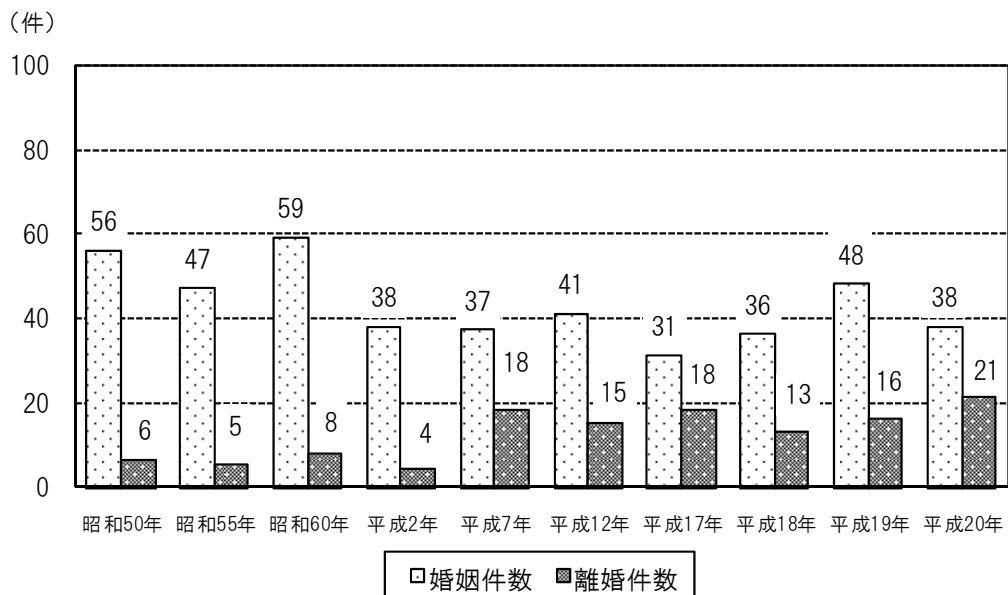
資料：千葉県衛生統計年報値による

図2-10 有配偶者率の推移（女性）



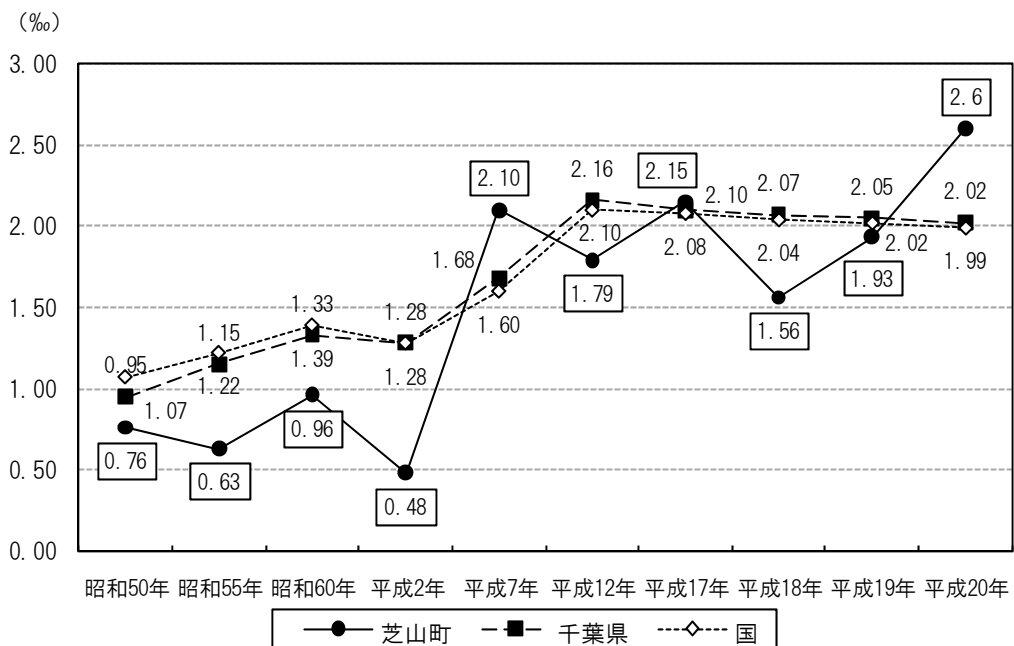
資料：千葉県衛生統計年報値による

図2-11 婚姻件数と離婚件数の推移



資料：千葉県衛生統計年報値による

図2-12 離婚率（人口1,000人対）の推移



資料：千葉県衛生統計年報値による



### 3 世帯の動向

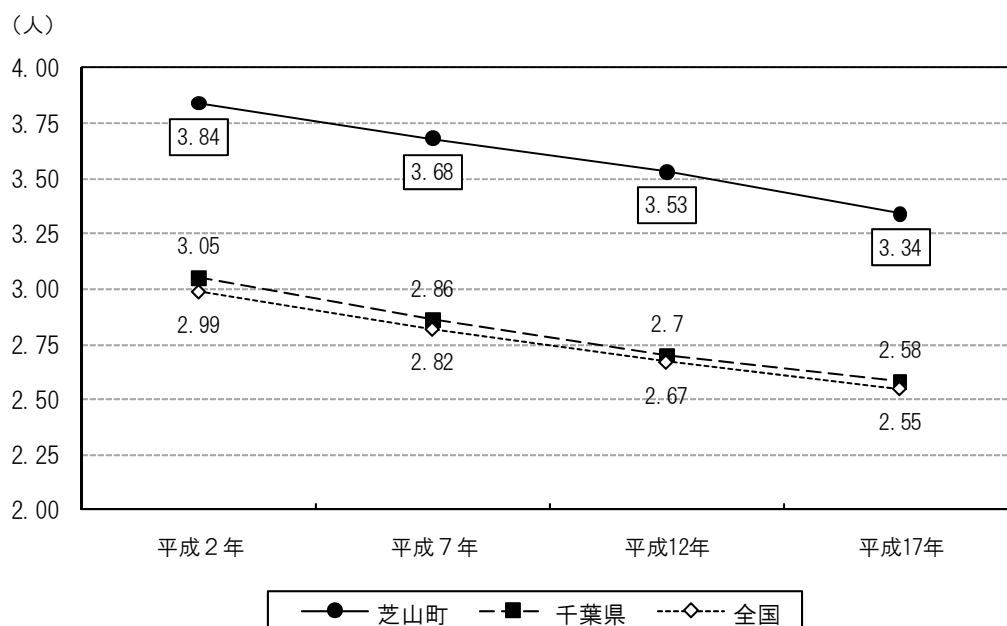
1世帯あたりの構成人数は、平成2年の3.84人から減少傾向が続いており、平成17年には3.34人となり世帯人員数が減っています。しかし、いずれの時点でも国や千葉県よりは高い値を示しています（図2-13）。

世帯数と世帯構成の推移を見ると、世帯数は平成2年の2,166世帯から平成17年には2,445世帯へと増加傾向を示し、世帯構成は、1人世帯、2人世帯、3人世帯が年々増加傾向にあります（図2-14）。

世帯数が増加する一方、18歳未満の子どものいる世帯が占める割合は、平成2年の46.0%から平成17年には31.9%へと減少しています（図2-15）。また、18歳未満の子どものいる世帯の構造は、平成12年までは「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合が「両親と子ども」や「ひとり親と子ども」のような核家族世帯の割合よりも高かったのに対し、平成17年には核家族世帯の割合が3世代世帯の割合よりも高くなっています（図2-16）。

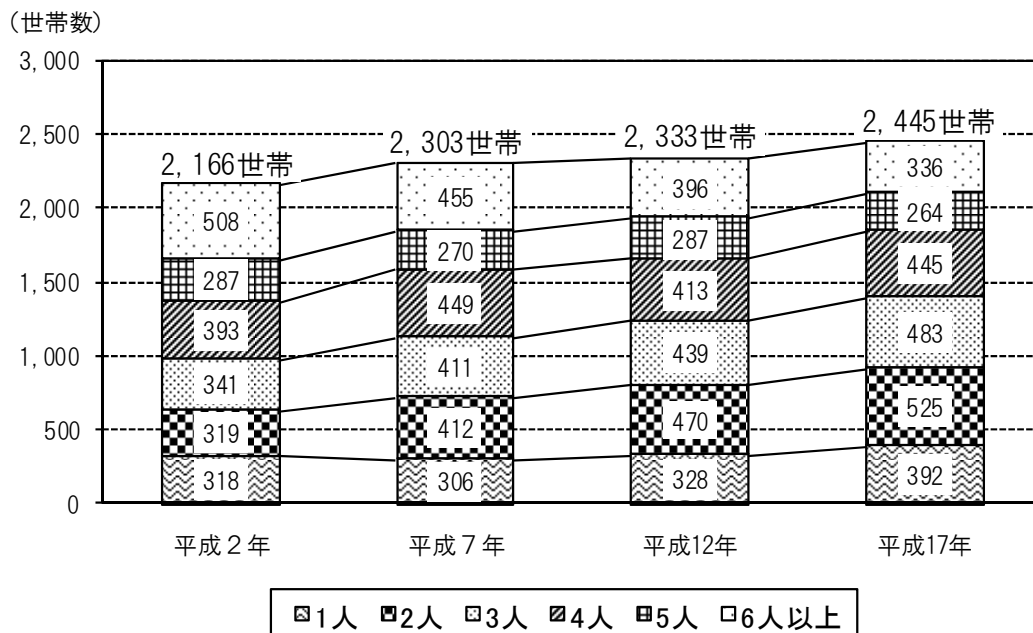
以上のことから、未婚化による1人世帯の増加や少子化、核家族化が進行していることがうかがえます。

図2-13 平均世帯人員数の推移



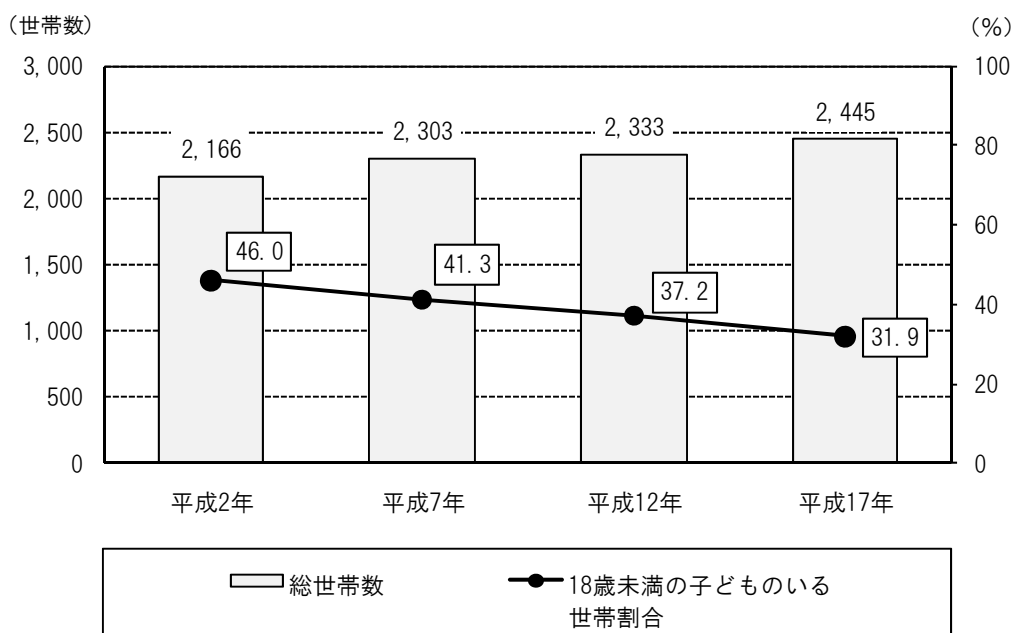
資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

図2-14 世帯数と世帯構成の推移



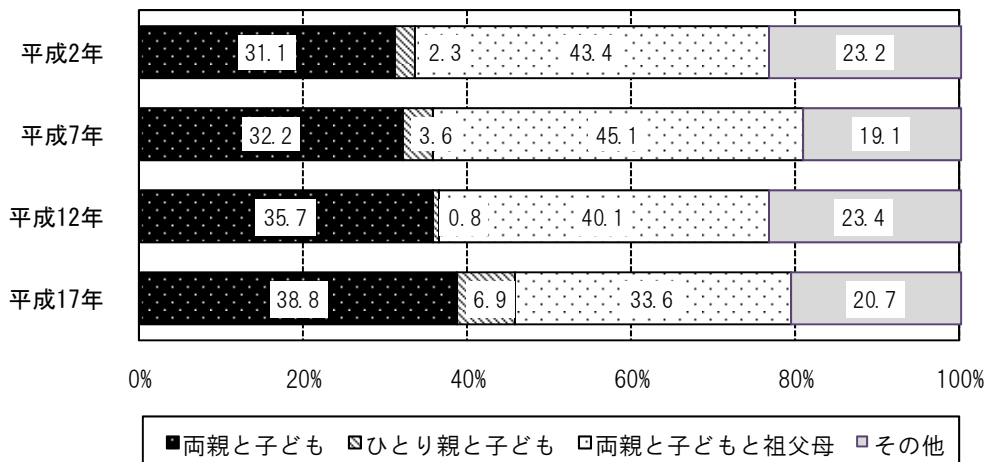
資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

図2-15 世帯数と18歳未満の子どものいる世帯が占める割合の推移



資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

図2-16 18歳未満の子どもがいる世帯の構造



資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

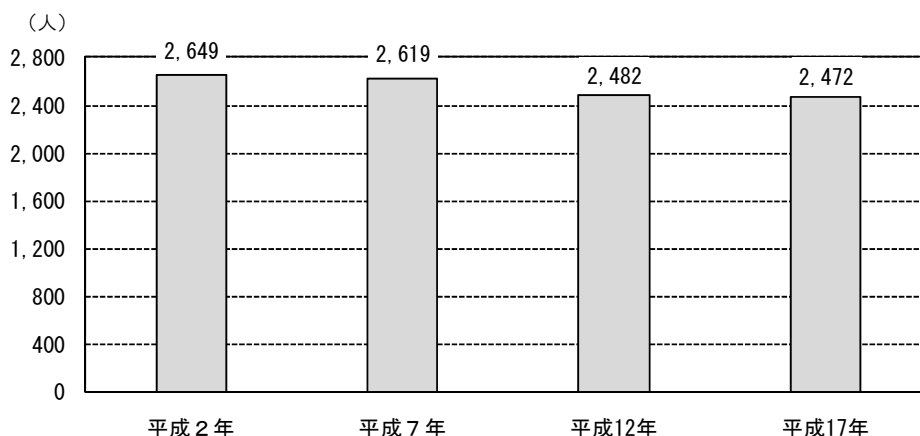
## 4 女性の就業動向

本町の女性就業者数は、平成2年から平成17年までの国勢調査によると年々減少傾向にあります（図2-17）。

女性の就業は、20代前半で就職し、結婚や出産により一時離職、その後再就職することから就業率がM字型のカーブを描くのが一般的です。

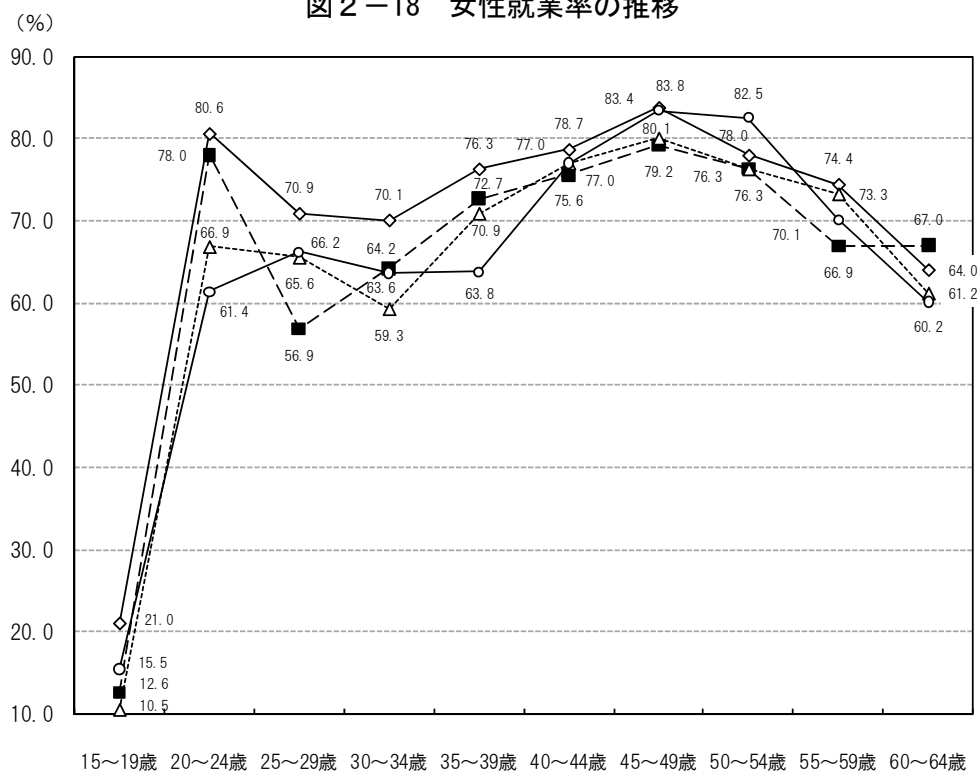
本町の場合、平成2年のM字の底は30歳から34歳の70.1%とその後の年次よりも高い数値となっています。また、平成2年から平成17年までで、「M字の底」の落差が緩やかになっています（図2-18）。

図2-17 女性就業者数の推移



資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

図2-18 女性就業率の推移



15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳

—◇— 平成2年    —■— 平成7年    -△- 平成12年    —○— 平成17年

資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

## 5 子育て家庭のニーズ

計画策定にあたり、子育て家庭に対し、子どもと家庭を取り巻く現状や子育てに関するニーズを把握するため、「芝山町次世代育成支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

その結果の概要は次のとおりです。

### (1) 保護者の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、就労している割合は 59.2%と6割近くあり、その形態は「パートタイム・アルバイト等」が主となっています。就労していない割合は 38.9%となっています(図2-19)。

就学児童の母親の就労状況は、就労している割合は 76.2%と8割近くあり、その形態は「パートタイム・アルバイト等」の占める割合が高くなっています。就労していない割合は 18.9%となっています(図2-20)。

就学前児童の母親に比べ、就学児童の母親が就労している割合が高くなっています。

図2-19 就学前児童の母親の就労状況

|                               | 人数  | %     |
|-------------------------------|-----|-------|
| 1. 就労している(フルタイム)              | 31  | 19.1  |
| 2. 就労している(フルタイムだが産休・育休・介護休業中) | 5   | 3.1   |
| 3. 就労している(パートタイム、アルバイト等)      | 60  | 37.0  |
| 4. 以前は就労していたが、現在は就労していない      | 56  | 34.6  |
| 5. これまでに就労したことがない             | 7   | 4.3   |
| 6. 無回答                        | 3   | 1.9   |
| 全体                            | 162 | 100.0 |

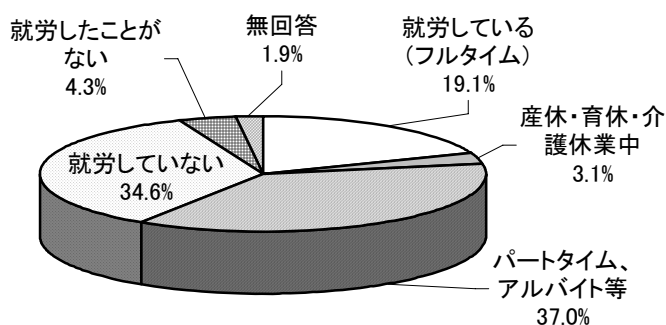
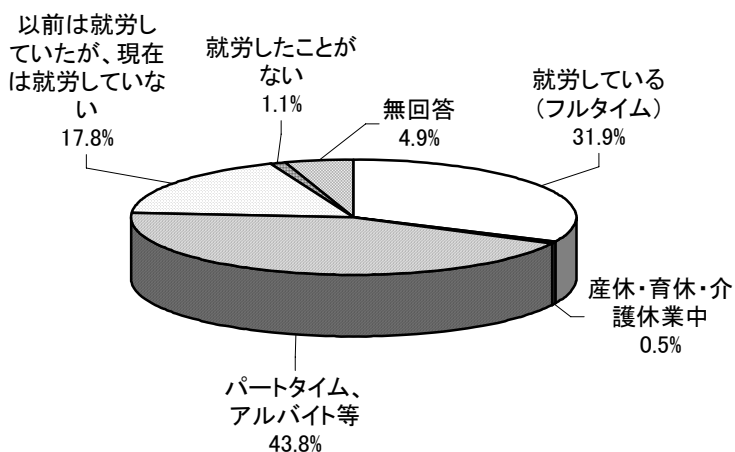


図2-20 就学児童の母親の就労状況

|                               | 人数  | %     |
|-------------------------------|-----|-------|
| 1. 就労している(フルタイム)              | 59  | 31.9  |
| 2. 就労している(フルタイムだが産休・育休・介護休業中) | 1   | 0.5   |
| 3. 就労している(パートタイム、アルバイト等)      | 81  | 43.8  |
| 4. 以前は就労していたが、現在は就労していない      | 33  | 17.8  |
| 5. これまでに就労したことがない             | 2   | 1.1   |
| 6. 無回答                        | 9   | 4.9   |
| 全体                            | 185 | 100.0 |



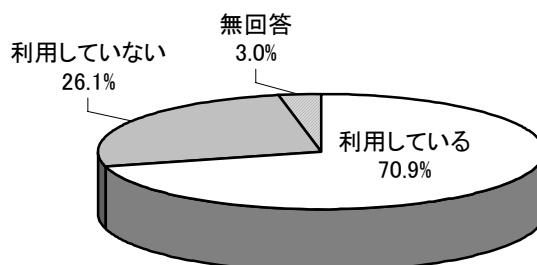
## (2) 就学前児童の保育サービスの利用状況

### ①保育サービスの利用有無

就学前児童の保育サービスの利用状況は、約7割が「利用している」と答えています。利用していないは、26.1%となっています（図2-21）。

図2-21 就学前児童の保育サービスの利用有無

| 回答項目       | 人数  | %     |
|------------|-----|-------|
| 1. 利用している  | 117 | 70.9  |
| 2. 利用していない | 43  | 26.1  |
| 3. 無回答     | 5   | 3.0   |
| 全体         | 165 | 100.0 |

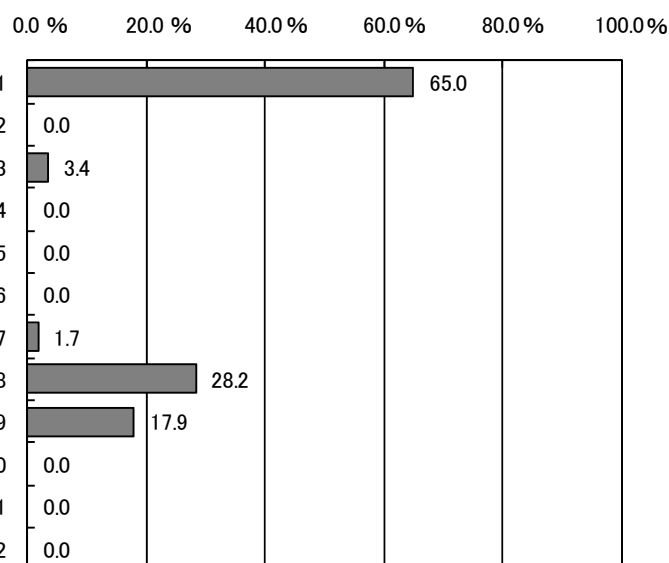


### ②利用している保育サービス

就学前児童の利用している保育サービスは、「認可保育所」が65.0%で最も多く、次いで「幼稚園」28.2%、「幼稚園の預かり保育」17.9%となっています（図2-22）。それ以外は、「事業所内保育施設」3.4%、「その他の保育施設」1.7%があげられます。

図2-22 就学前児童の利用している保育サービス

| 回答項目   | 人数  | %    |
|--|-----|------|
| 1. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)          | 76  | 65.0 |
| 2. 家庭的な保育(保育ママ:保育者の家庭等で子どもを預かるサービス)                | 0   | 0.0  |
| 3. 事業所内保育施設(企業が従業員用に運営する施設)                        | 4   | 3.4  |
| 4. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)         | 0   | 0.0  |
| 5. 認定こども園【共通利用時間のみの保育の利用】(保育施設と幼稚園が一体化した施設)        | 0   | 0.0  |
| 6. 認定こども園【共通利用時間(4時間程度)以上の保育の利用】(保育施設と幼稚園が一体化した施設) | 0   | 0.0  |
| 7. その他の保育施設  | 2   | 1.7  |
| 8. 幼稚園(通常の就園時間)                                    | 33  | 28.2 |
| 9. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かるサービス)                  | 21  | 17.9 |
| 10. ベビーシッター  | 0   | 0.0  |
| 11. ファミリー・サポート・センター(地域住民による子どもの預かりサービス)            | 0   | 0.0  |
| 12. 無回答  | 0   | 0.0  |
| 全体   | 117 | -    |

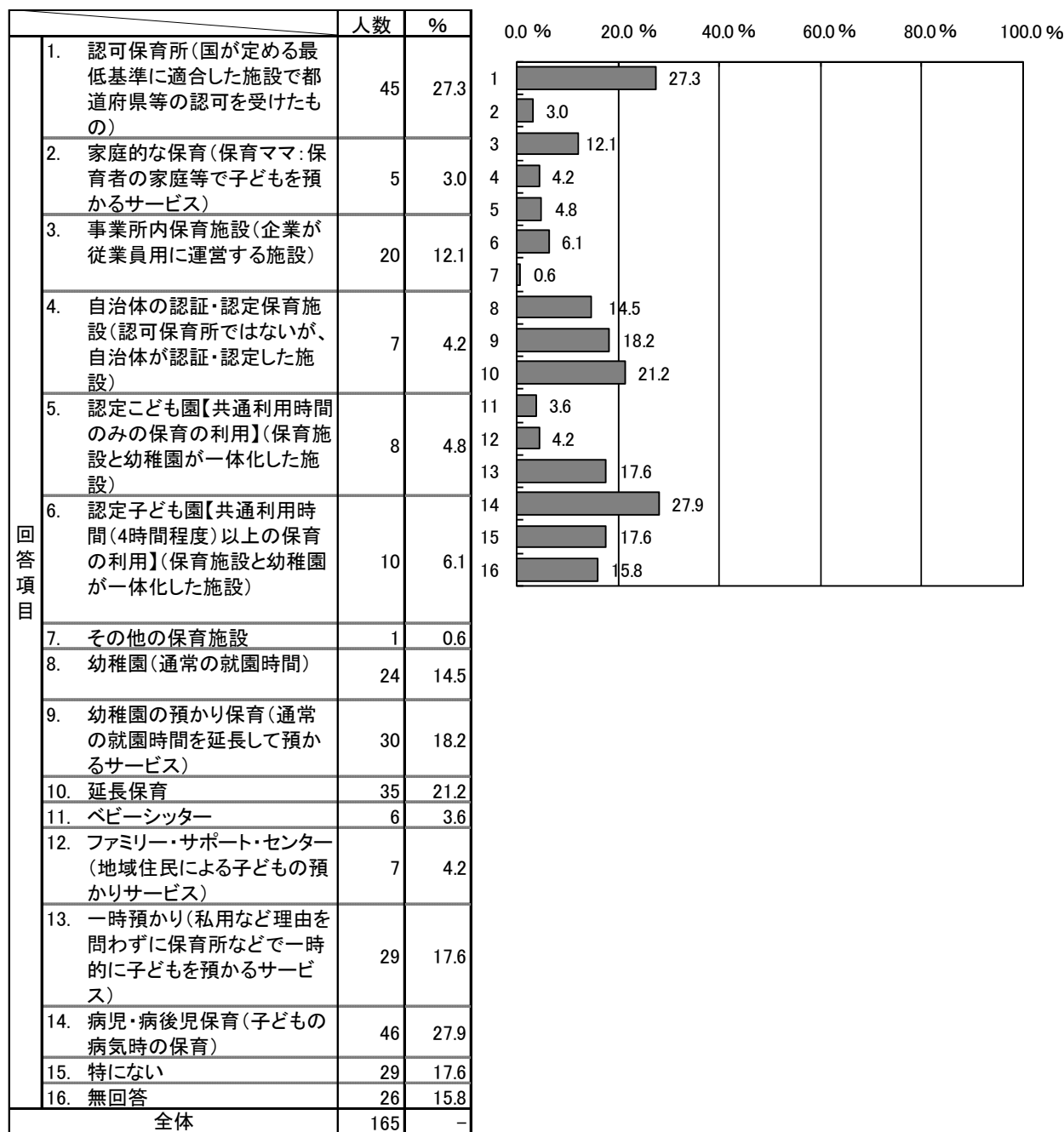


(複数回答)

③不足していると思われる保育サービス

就学前児童の不足していると思われる保育サービスは、上位5位が、「病児・病後児保育」27.9%、「認可保育所」27.3%、「延長保育」21.2%、「幼稚園の預かり保育」18.2%、「一時預かり」17.6%となっています（図2-23）。

図2-23 就学前児童の不足していると思われる保育サービス



(複数回答)

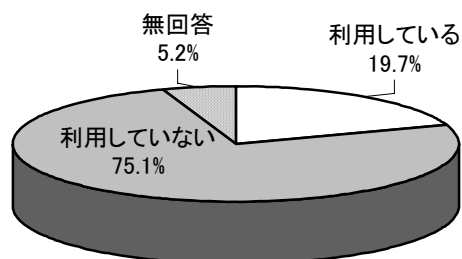
### (3) 学童保育の利用状況

#### ①学童保育の利用有無

就学児童の放課後児童クラブの利用有無は、「利用していない」割合が多く 75.1%で、「利用している」は約2割となっています（図2-24）。

図2-24 学童保育の利用有無

|      |            | 人数  | %     |
|------|------------|-----|-------|
| 回答項目 | 1. 利用している  | 38  | 19.7  |
|      | 2. 利用していない | 145 | 75.1  |
|      | 3. 無回答     | 10  | 5.2   |
| 全体   |            | 193 | 100.0 |

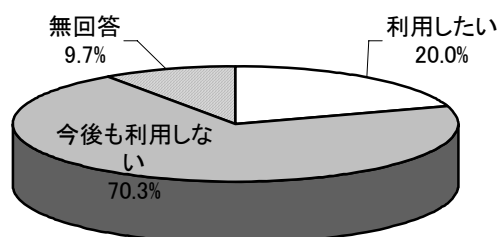


#### ②学童保育の利用意向

現在利用していない人で、今後「利用したい」と答えた人は2割あります。また、「今後も利用しない」人は7割あります（図2-25）。

図2-25 現在利用していない方の今後の利用意向

|      |             | 人数  | %     |
|------|-------------|-----|-------|
| 回答項目 | 1. 利用したい    | 29  | 20.0  |
|      | 2. 今後も利用しない | 102 | 70.3  |
|      | 3. 無回答      | 14  | 9.7   |
| 全体   |             | 145 | 100.0 |



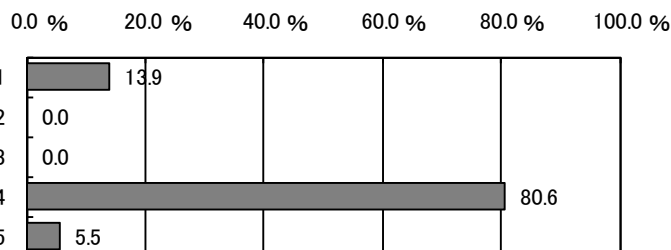
### (4) 育児休業制度の利用状況

就学前児童の育児休業制度の利用状況は、「利用しなかった」が8割に達し、利用したものは「母親が利用した」の13.9%のみとなっています（図2-26）。

図2-26 就学前児童の育児休業制度の利用状況

|      |                  | 人数  | %    |
|------|------------------|-----|------|
| 回答項目 | 1. 母親が利用した       | 23  | 13.9 |
|      | 2. 父親が利用した       | 0   | 0.0  |
|      | 3. 母親と父親の両方が利用した | 0   | 0.0  |
|      | 4. 利用しなかった       | 133 | 80.6 |
|      | 5. 無回答           | 9   | 5.5  |
| 全体   |                  | 165 | -    |

(複数回答)



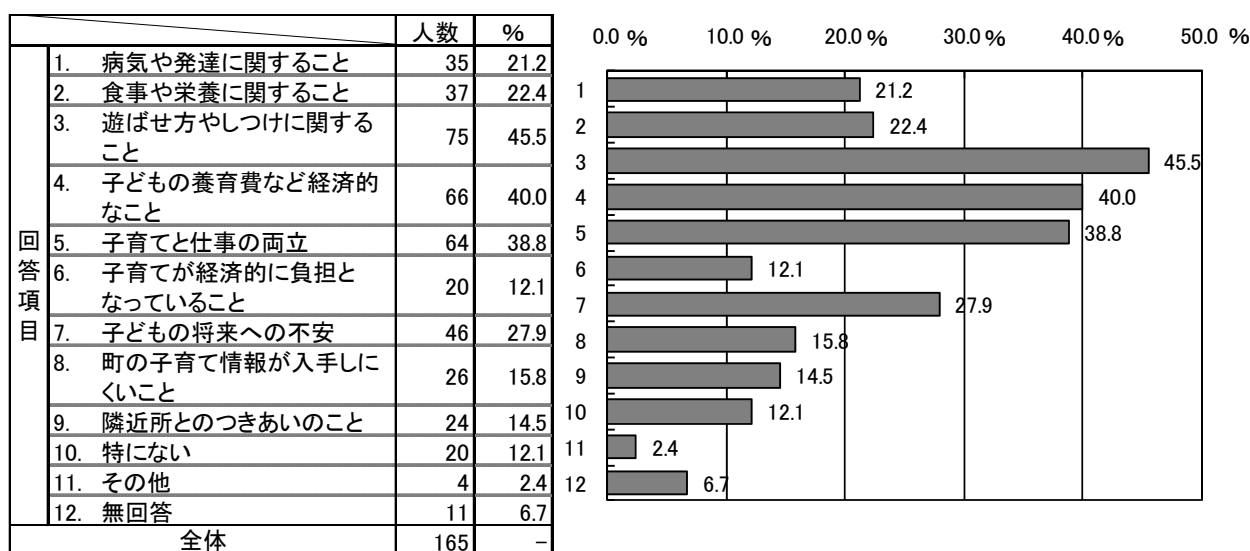


(5) 子育て悩みの状況

子育ての悩みは、就学前児童の親の場合、主なものとして「遊ばせ方やしつけに関する事」45.5%、「子どもの養育費など経済的な事」40.0%、「子育てと仕事の両立」38.8%、「子どもの将来への不安」27.9%、「食事や栄養に関する事」22.4%、「病気や発達に関する事」21.2%などがあげられています（図2-27）。

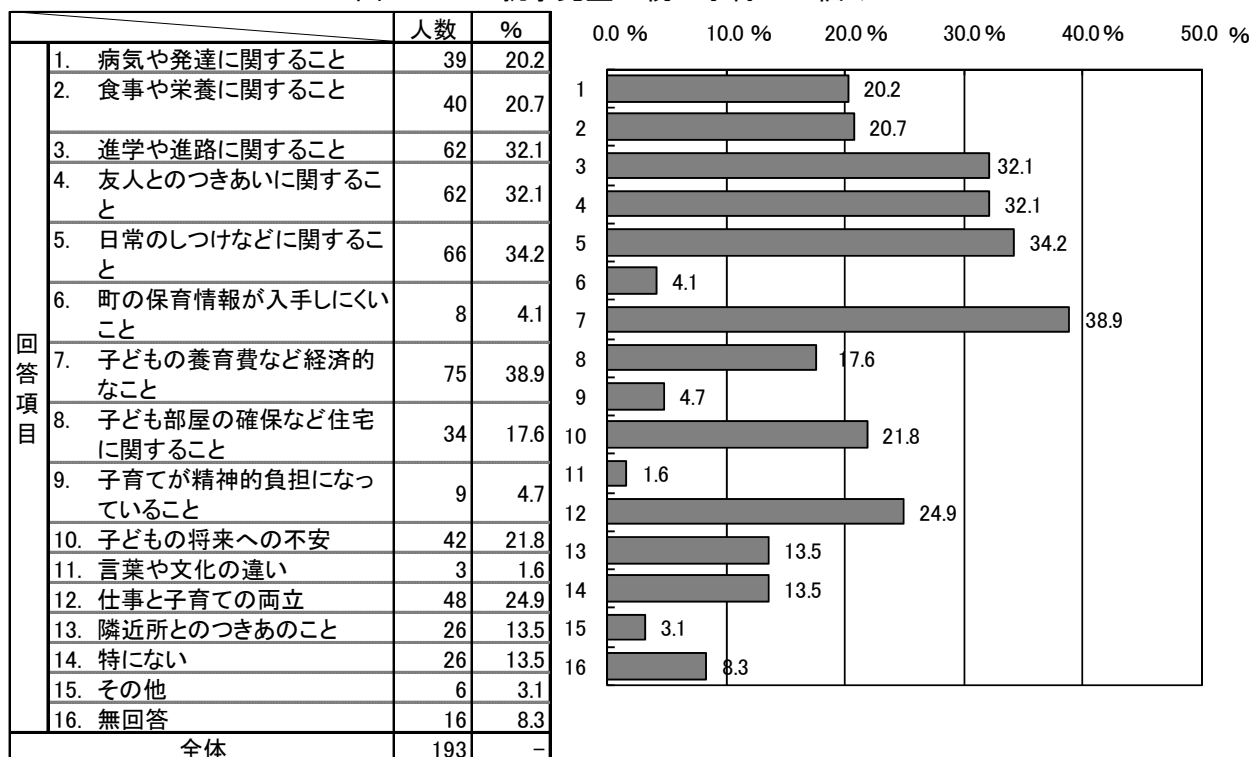
就学児童の親の場合、主なものとして「子どもの養育費など経済的な事」38.9%、「日常のしつけなどに関する事」34.2%、「進学や進路に関する事」32.1%、「友人とのつきあいに関する事」32.1%、「仕事と子育ての両立」24.9%などがあげられています（図2-28）。

図2-27 就学前児童の親の子育ての悩み



(複数回答)

図2-28 就学児童の親の子育ての悩み



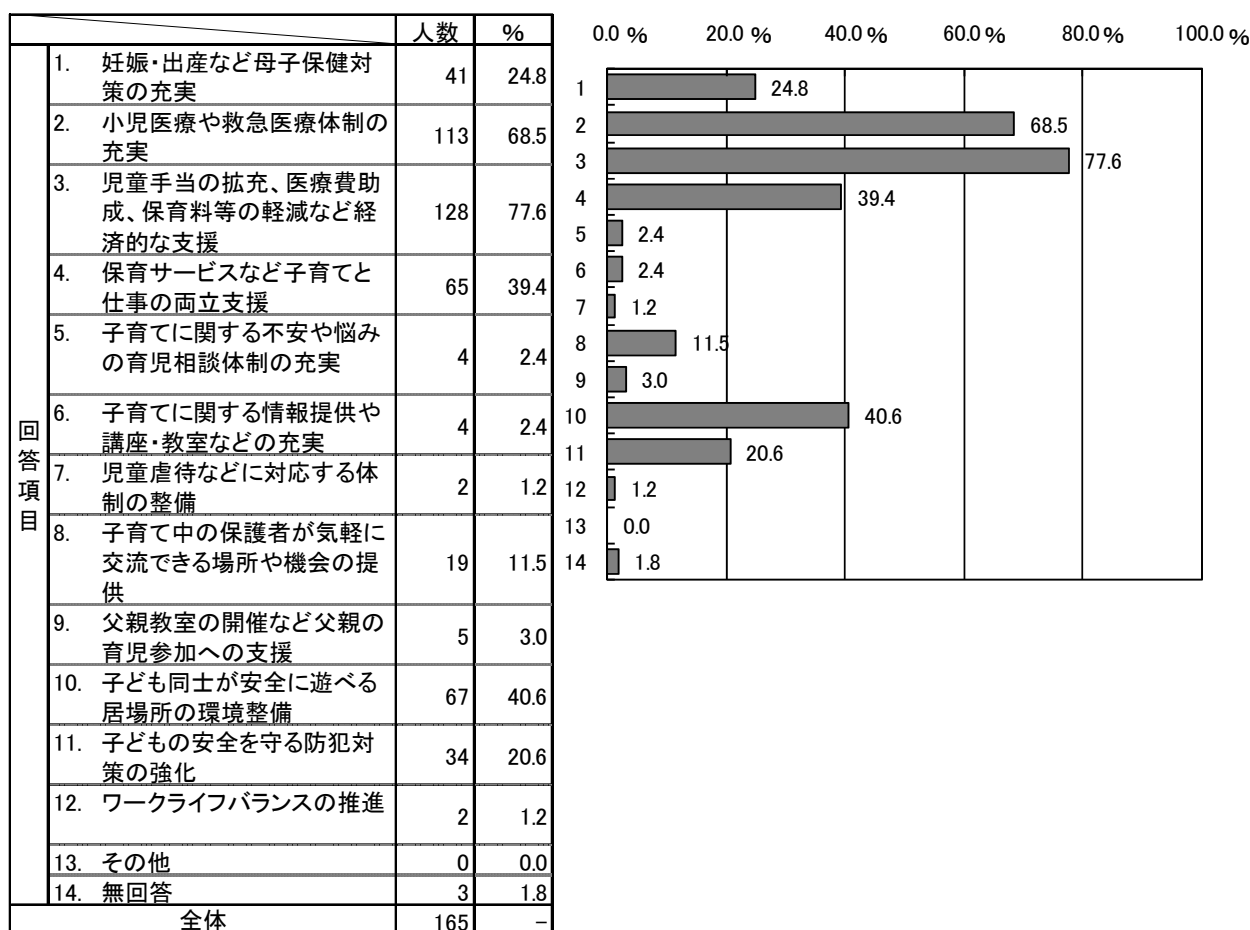
(複数回答)

### (6) 子育て支援策の要望

町が力を入れるべき主な子育て支援策として、就学前児童の親では、「児童手当の拡充、医療費助成、保育料等の軽減など経済的な支援」77.6%、「小児医療や救急医療体制の充実」68.5%、「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」40.6%、「保育サービスなど子育てと仕事の両立支援」39.4%などがあげられています（図2-29）。

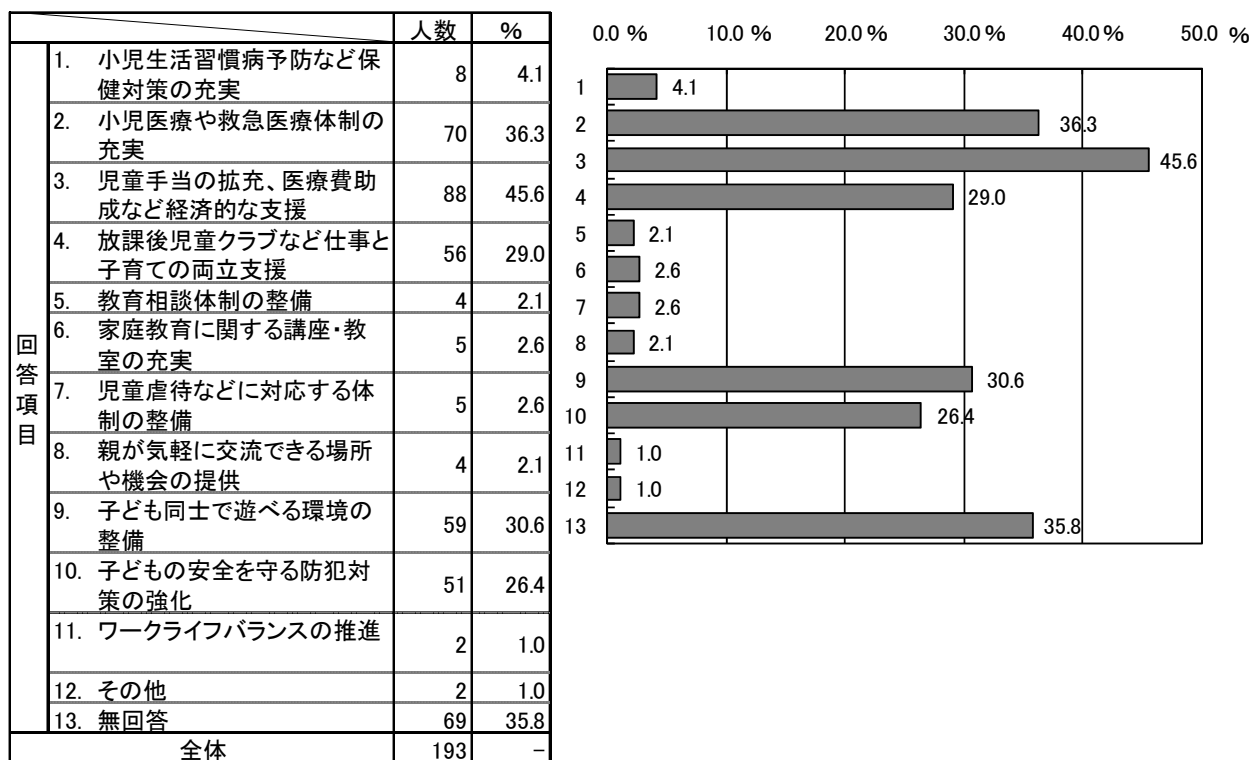
就学児童の親では、「児童手当の拡充、医療費助成など経済的な支援」45.6%、「小児医療や救急医療体制の充実」36.3%、「子ども同士で遊べる環境の整備」30.6%、「学童保育など子育てと仕事の両立支援」29.0%、「子どもの安全を守る防犯対策の強化」26.4%などがあげられます（図2-30）。

図2-29 就学前児童の町が力を入れるべき子育て支援策



(複数回答)

図2-30 就学児童の町が力を入れるべき子育て支援策



(複数回答)

## 6 後期行動計画策定に向けた課題

次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定のため、子育て家庭へ「芝山町次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成21年9月実施）を実施しました。

この調査結果および芝山町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況などから、後期計画策定に向けた計画課題を整理すると次のとおりです。

### ○保育サービスの充実

本町において待機児童はないが、ニーズ調査によると、就学前の保育サービスの利用意向で「病児・病後児保育」「認可保育所」「延長保育」「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」などのニーズがあります。土曜日の保育サービスの利用意向も4割以上の希望があります。

就学児童の学童保育の利用状況は2割程度であるが、放課後子ども教室の利用意向については、5割以上の利用意向が示されています。

これらの背景には、近年の景気低迷や女性の就労率の高まり、子育て家庭の核家族化および都市化の進展等による子どもの居場所の不足などが考えられます。

このため、後期計画では、仕事と子育ての両立と子ども居場所の確保に向けた、多様できめ細かな保育サービスの充実を図る必要があります。

### ○子育て相談および情報提供の充実

ニーズ調査によると、子育てに関する悩みとして、「病気や発達」「食事や栄養」「遊ばせ方やしつけ」「子どもの将来への不安」「町の子育て情報が入手しにくい」など様々な悩みがあげられています。

また、子育てに関する悩みや不安を誰に相談するかについては、「配偶者」「親族」「保育士、幼稚園の先生」「地域の知人、友人」「保育所、幼稚園、保護者の仲間」などが主な相談相手としてあげられています。

さらに、子育て情報の入手先についても上記の相談相手が主で、これにインターネット等やマスメディアの利用が加わり、町発信情報の入手については少ない状況となっています。

近年の核家族化や都市化の影響で、親の子育てについての経験や知識が不足しがちな中において、子育て情報の提供については十分配慮する必要があります。

このため、相談体制の充実や分かりやすく確実な情報提供の工夫を行うとともに、情報内容の充実を図る必要があります。

### ○子育て世帯の経済的負担感の軽減

景気の低迷と相まって、子育ての悩みの中で「子どもの養育費などの経済的なこと」が上位にランクされています。また、町が力を入れるべき子育て支援策についても「児童手当の拡充、医療費助成、保育料等の軽減など経済的な支援」が最上位となっています。

子育てに関する支出が家計への大きな負担となっており、このことを少子化へつなげる要因の一つとして指摘する声もあります。

このため、出産、医療、教育等の子育てに係る各分野で、費用負担を軽減するための方策や手当（給付）の充実に取り組む必要があります。

### ○医療体制の充実

医療機関の減少や産科・小児科等の医師不足は社会問題となっており、国レベルの対応が求められる課題となっています。本町のニーズ調査でも「小児医療や救急医療体制の充実」は経済的支援に次いで、町が力を入れるべき子育て支援策としてあげられています。また、自由意見の要望としてもあげられています。

このため、妊婦や子育て中の世帯をはじめ、子と親にとって、安心して産み育てることができる医療環境の整備と救急医療体制の充実を図る必要があります。

### ○子どもの居場所の確保

ニーズ調査において、町が力を入れるべき子育て支援策として「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」を求める声が多く、また自由意見では「公園、遊び場などの設置、遊具等の整備・充実」が最も多く寄せられています。

平成21年10月に実施された「放課後の子どもの居場所作りに関するアンケート」によると、希望する放課後等の過ごし方については、「自宅で過ごしたい」が最も多く、次いで「放課後や夏休みの学童クラブや学校の部活など」があげられています。

子どもの居場所への対応は、こうした遊び場（居場所）の確保のほか、放課後の児童対策の充実が求められています。

このため、子どもがいつでも自由に、かつ楽しんで利用できる遊び場や居場所づくりの充実を図っていく必要があります。

### ○子どもの安全確保

子どもが犯罪の被害や事故などに遭うことへの危惧から、町が力を入れるべき子育て支援策として「子どもの安全を守る防犯対策の強化」、また子育ての中で、つらさなどを解消するための有効な支援・対策として「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」が上位にランクされています。自由意見でも「交通の安全な道路の整備、交通手段の充実」が主な意見としてあげられています。

子どもが健やかに成長するための基盤として、安全で安心な環境の確保は重要なことです。

このため、子どもを犯罪や事故などから守るための防犯体制の整備・強化、交通安全対策、施設の整備などを行っていく必要があります。

### ○仕事と子育ての両立

子育ての悩みとしては「子育てと仕事の両立」が、子育ての中でのつらさなどを解消するための有効な支援・対策としては「仕事と家庭生活の両立」が上位にランクされています。

また、就学前児童の育児休業制度の利用状況は、「利用しなかった」が8割を上回り、母親の利用状況は1割程度で、父親に至ってはゼロとなっています。

母親の仕事の確保や企業の育児休業制度の普及と復帰しやすい社会づくり、父親の育児参加などが求められています。これらを踏まえ、社会全体が仕事と子育ての両立に理解を示し、実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町の次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を示す、基本理念を次のように設定します。

『子育て・子育てをみんなで支えるまち・しばやま』

めざましい経済発展の一方で、都市化や核家族化が進み、地域社会と家庭における子育て機能が低下してきました。また、急速に進みつつある少子高齢化は、健全な社会形成および家庭環境の維持にあたり、さまざまな問題が指摘されています。このような中において、子どもを産み育てるための社会づくりと子育て家庭への支援については、今日の重要な課題となっています。

子どもは生まれながらにして自らが「育つ力」を有しています。また、わが国が批准する「児童の権利に関する条約」には、「子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければならない」とうたわれています。これからの子育て支援等にあたっては、子どもの育つ力を信じ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるようさまざまな取り組みを進めていく必要があります。

昨今の子育て親を取り巻く状況は、少子化、核家族化、地域コミュニティにおける相互扶助の低下などにより、子育てに関する十分な知識や体験を身につける機会が少なく、子育ての悩みを抱えながら子育てをしている親（保護者）が少なくありません。そのため、子どもは次代の親になることを意識しながら、長期的な視野に立った子どもの健全育成を図るとともに、親も子育ての喜びを感じ、そして子育ての責任を十分に果たしていけるように、社会全体で次世代親の育成と子育て親への支援が必要です。

さらに、社会環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、利用者のニーズに柔軟に対応することが求められています。

このような子育て環境が変化する中において、子育て支援にあたっては、子育ては家庭を基本としつつも、子育て家庭の問題だけでなく、また行政による支援のみならず、地域住民や企業も含めた社会全体の理解と支援が必要です。

本町の第3次芝山町総合計画では、子育て支援の方針として、「地域で子育て家庭を支えあう体制づくりを充実し、子どもがいきいきと育つ環境づくりを図ります。」を掲げ、その主な施策として、「保育サービスの充実」「子育て家庭への支援」「いきいきと育つ地域環境づくり」「ひとり親家庭への支援」を設定しています。

本計画を推進するための基本理念は、子育ては親（保護者）が行うことを第一義としながら、家族や地域住民、行政や企業など、みんなで支え、そして子ども自身が育つ力を発揮し成長できるような環境づくりをめざし、『子育て・子育てをみんなで支えるまち・しばやま』として、さまざまな取り組みを進めていきます。

## 2 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて、本町における現状特性と計画課題を踏まえ、具体的な計画策定にあたっての基本的な考え方の方針を次のとおり定めます。

### ●安心して子育てができるきめ細かな子育て・子育てを支援します。

本町においては、前期行動計画でさまざまな子育て・子育ての支援策を計画し、事業を展開してきました。その結果、着実な進展が見られ、特に保育事業における待機児童は発生しておりません。

本後期行動計画においても前期行動計画の施策をできる限り継続するとともに、町民の新たなニーズに対応したきめ細やかな支援の充実に努め、着実な施策の実施により、信頼性が高く安心して子育てができる環境づくりを目指します。

### ●地域ぐるみで子育てを支えるコミュニティを目指します。

本町は、歴史と文化に根ざした地域コミュニティが継承されている町です。しかしながら、昨今の都市化の進展や社会経済の変化に伴う生活パターンや働き方の変化などの影響により、本町においても地域コミュニティのつながりが弱くなりつつあります。

子育ては家庭が基本であることは言うまでもないことです。しかし、子どもは次代をそして将来の町や地域を担う人材であることを踏まえると、地域や広く社会全体で見守り、育てる必要があります。このことは、地域のコミュニティづくりにも大いに関係します。

本町は、相互扶助の考えに基づいた地域ぐるみでの子育ての充実に図り、安心して産み育てることができ、かつ子どもにとって安全性の高いまちづくりを目指します。

### ●仕事と子育てが両立できるよう支援します。

今日の厳しい経済情勢を背景とした就労意識の高まりや、働き方の変化などから、仕事と子育てを両立するための支援が望まれています。生活基盤の豊かさは子どもを産み育てる基本となっており、働く場の確保や多様な働き方ができる環境づくりへの配慮が望まれます。

保育サービスの充実や地域ぐるみの子育て支援などが連携しあって、一体的な取り組みを推進し、子育てに配慮した多様な働き方ができる環境づくりを目指します。具体的には、事業所への理解および配慮対策、新たな働く場の確保に向けた働きかけを行っていきます。

### 3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、基本方針および計画課題を踏まえ、基本的な施策や事業を展開するうえでの基本目標として、次の7項目を掲げます。

#### I 地域における子育て支援

これからの子育て支援は、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化などの問題をとらえながら、子どもは次世代を担う存在であるという認識のもとに、子どもは地域社会全体で育てるという互助の考えで、行政はもとより地域のさまざまな活動主体が連携して、多様な支援体制をネットワーク化させていくことが大切です。

子育て親の孤立解消や親同士の子育て情報の交換、交流による子育て活動の活発化などを進めるためにも、親同士のネットワーク化を図る必要があります。行政やさまざまな活動主体等による子育て支援サービスならびに活動があるが、情報がうまく伝わっていないため利用したくても利用できていない、また支援活動に参加し協力したい意向がありながら参加する機会を逃している、といった状況に対応するために、情報発信の充実、きめ細かな情報伝達などを進める必要があります。このため、子育て家庭と行政、地域、さまざまな活動主体が多様に連携し合う子育て支援ネットワークの構築と情報提供の充実を図ります。

少子化、家庭における養育環境の変化、都市化やライフスタイル変化などにより、子どもの居場所がないという指摘があります。このため、子どもが安心して気楽に利用できる居場所や放課後活動、のびのびと遊べる公園等の整備および充実に取り組みます。

各種の調査でも明らかなように、子育て家庭の大きな負担として経済的負担があげられています。最近の景気の低迷によりさらに深刻化している状況が見られます。このため、子育てに係る医療、保育、教育、生活等の経済的負担をできる限り軽減するための支援策を講じるとともに、国や県などにも支援の充実を要請していきます。

#### II 保育サービスの充実

子育て支援の重要な柱の一つとなっている保育サービスは、これまでもまた今後においても仕事と子育ての両立観点から重要であることに変わりはありません。しかしながら、昨今の社会環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、柔軟に対応することが求められています。このため、時代の利用者ニーズに対応した柔軟かつ多様な保育サービスの充実を図ります。

今後予想される保育ニーズ量の増大や質の向上のため、現在の保育施設の老朽化や効率的な運用等を考慮し、新たな保育施設の整備を図っています。



### Ⅲ 母と子どもの健康支援

子どもが健康で健やかに育ち、親が安心して子どもを育てるためには、母子の健康保持および増進を図る保健、医療の充実が必要です。特に、子どもの疾病に関する緊急体制と安心して出産できる医療体制の確保は重要な課題としてあげられています。

子育て家庭やライフスタイルの環境が変化している中であって、親の育児不安や子どもの心身の発達などにも目を向けた取り組みが必要です。

不妊に悩む夫婦があり、対応としての情報提供や適切な治療および経済的な支援が求められています。このため、安心して育てるための医療体制の整備・充実と母子の健康支援等の取り組みを進めます。

子どもの健全な心身の発育には、バランスのとれた食事をするのが大切です。子どもの発育にとって重要な時期に、偏りのある食事や欠食といった状況が見られ、将来の健康への影響が懸念されます。このため、食育に関する親の認識を高めてもらうための情報提供や相談・指導等の取り組みを進めます。

子どもの思春期における健全な人格形成についての取り組みも大切です。このため、関係機関の連携の下、相談体制の充実や性に対する正しい理解、飲酒・喫煙・薬物等の有害性の理解などに取り組みます。

### Ⅳ 次代の親の育成と教育の充実

子育ては、次代を担う子どもの育成とともに、将来の親を育成することでもあります。そのためには、家庭を持ち、親になるための資質や子どもを育てることの大切さを理解できる環境づくりが必要です。このため、子どもや家庭の大切さの教育や子育て体験、働くことの大切さの意識啓発などの取り組みを進めます。

子どもが心身ともに健やかに育つためには、子どもの「育つ力」を信じ、子どもの利益を第一に考え、家庭を基本にしつつ学校や地域等における子どもの育成環境づくりをしていくことが必要です。このため、家庭、学校、地域等が連携して、子どもの生きる力を最大限に生かすことができるよう、養育および教育環境の整備・充実に取り組みます。

子ども健全な育成のためには、家庭や養育および教育環境とさまざまな異なる環境での体験が必要です。このため、自然体験や社会体験、スポーツや文化活動、世代間交流など幅広い体験ができるよう関係機関と連携し、情報の提供および機会の増大と充実に取り組みます。

## V 安全・安心のまちづくりの推進

子育て環境としての都市および住環境は安全・安心の基盤として大切です。このため、妊婦や子どもおよび親子連れが安心かつ快適に生活できる都市施設や道路の整備など子育てに配慮したまちづくりを進めます。また、生活の基盤となっている住宅の確保についても、子育てに適した住環境が得られるよう情報の提供や確保の支援を進めます。

子どもが連れ去られるような犯罪の被害を防止するために、通学路や公園などにおける防犯対策に配慮した環境整備が求められています。このため、道路や公園等への防犯灯の整備および防犯に配慮した施設の改善、標識の設置など犯罪防止に配慮したまちづくりを進めます。

子どもの安全・安心の面では、特に交通安全や防犯・防災対策が必要です。このため、家庭や養育・教育機関および地域ぐるみでの交通安全対策の推進、防犯・防災体制の強化および活動の推進を図ります。

## VI 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を図るためには、保育サービスの充実と雇用環境の整備が必要です。そのためには、仕事と家庭・子育てのバランスのとれた生活環境づくり行うことが必要となります。このため、仕事と子育てのバランスのとれた両立を企業や社会一般に理解と対応を求めていきます。特に、地元企業等に対し、雇用機会の増加や多様な雇用形態の創出に向けた働きかけをしていきます。

子育ては、父親と母親がともに協働して行うものです。育児休業制度が平成7年に導入されましたが、制度の活用率は低く、特に父親の育児休業の取得は皆無に等しい状況です。仕事と子育ての両立を図るために、事業所への育児休業制度の理解と取得の妨げ要因の解消に向けた取り組みを進めるとともに、保育サービスについても利用者ニーズに合わせた体制の整備を進めます。

子育ては母親が中心で、父親のかかわりは少ない状況です。子育ては男女を問わず、互いが尊重しあって取り組む必要があります。そのため、父親の子育てや家事などへの積極的な参加を促すとともに、互いが仕事と子育てを両立できるよう、男女共同参画社会<sup>※1</sup>の各種施策との連携を図っています。

---

※1 男女共同参画社会：「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことを指し、この理念を実現するために平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

## Ⅶ 配慮を必要とする家庭への支援

核家族化や親としての資質の欠如、子育て親の孤立化、地域コミュニティの希薄化などのさまざまな要因により、児童虐待が発生し、子どもの健全な育成はもとより、生命の危険にもさらされる状況になっています。このため、子育て親の孤立化防止の声かけや親同士の交流、関係機関や地域住民との連携による早期発見と対応がとれるよう取り組みを進めます。

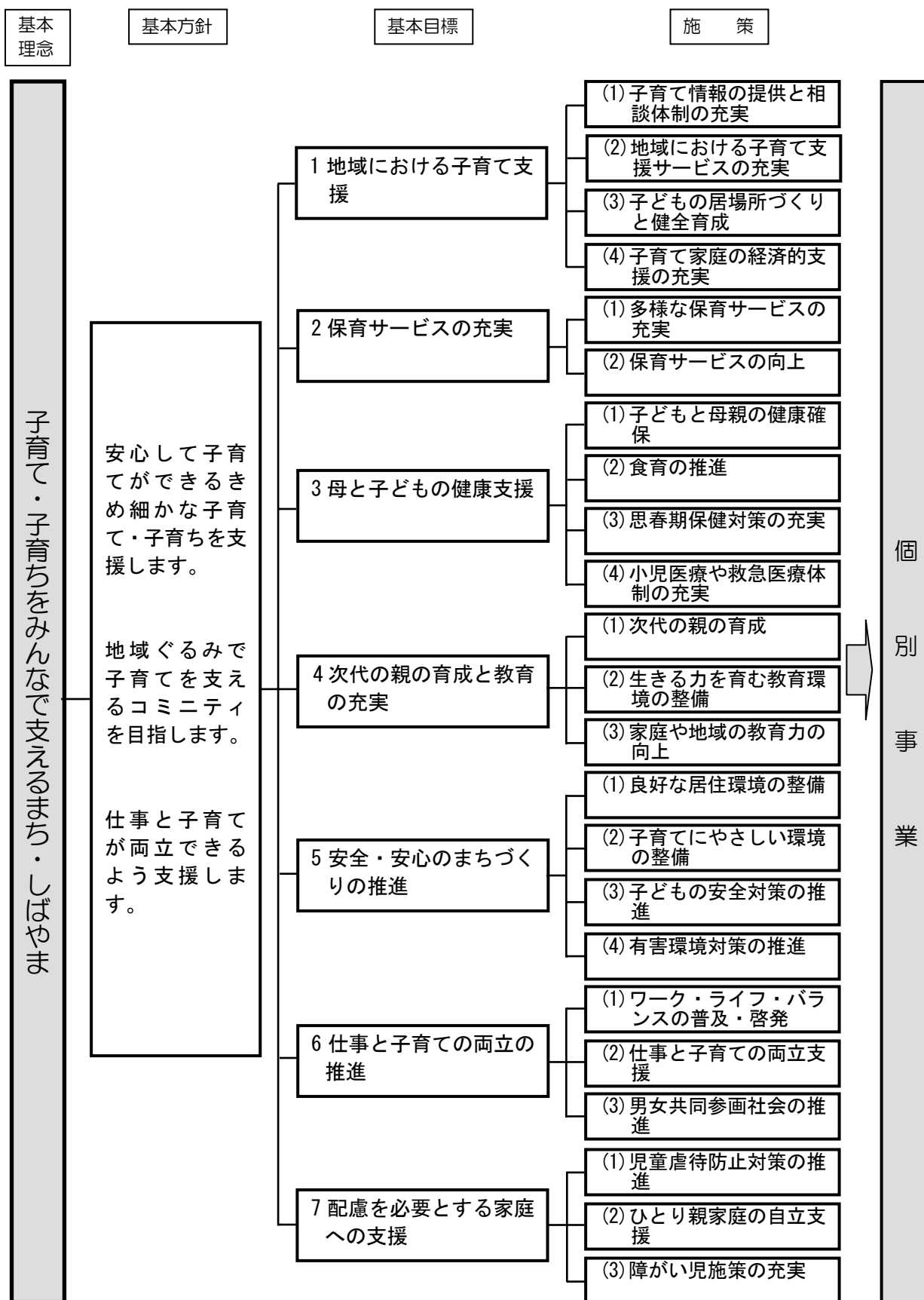
いじめや不登校児童についても、家庭、学校、地域等の連携により、早期発見、早期対応ならびに人権尊重に関する啓発、心のケア等の取り組みを進めます。

子どもの中には心身上の障害があり、療育や経済的支援を必要とする家庭があります。さらに、ひとり親家庭や外国人家庭などで、子育てに関しさまざまな支援を必要とする場合もあります。このため、さまざまな状況に応じたきめ細かな配慮と支援が図られるよう取り組みを進めます。



### 3 施策の体系

計画を達成するため、さらに具体的な施策を設定した計画の体系は次のようになります。



## 第4章 基本施策と個別事業の内容

### 1 地域における子育て支援

#### (1) 子育て情報の提供と相談体制の充実

##### 《現状と課題》

核家族化が進み、地域コミュニティが希薄化する中、子育て中の親は相談する相手も少ないため、孤立感や子育ての不安を抱えていることが多くなっています。

ニーズ調査における、子育てに関する悩みの主なものとしては、「遊ばせ方やしつけに関すること」「子どもの養育費など経済的なこと」「子育てと仕事の両立」があげられます(図4-1、2)。また、子育て情報の入手先については、「親族」「地域の知人、友人」「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」が主となっています。一方、町発信の情報の入手状況は少ないことを示しています(図4-3、4)。

このため、相談体制の充実や、分かりやすく確実な情報提供の工夫を行うとともに、情報内容の充実を図る必要があります。

図4-1 就学前児童家庭の子育てに関する悩み

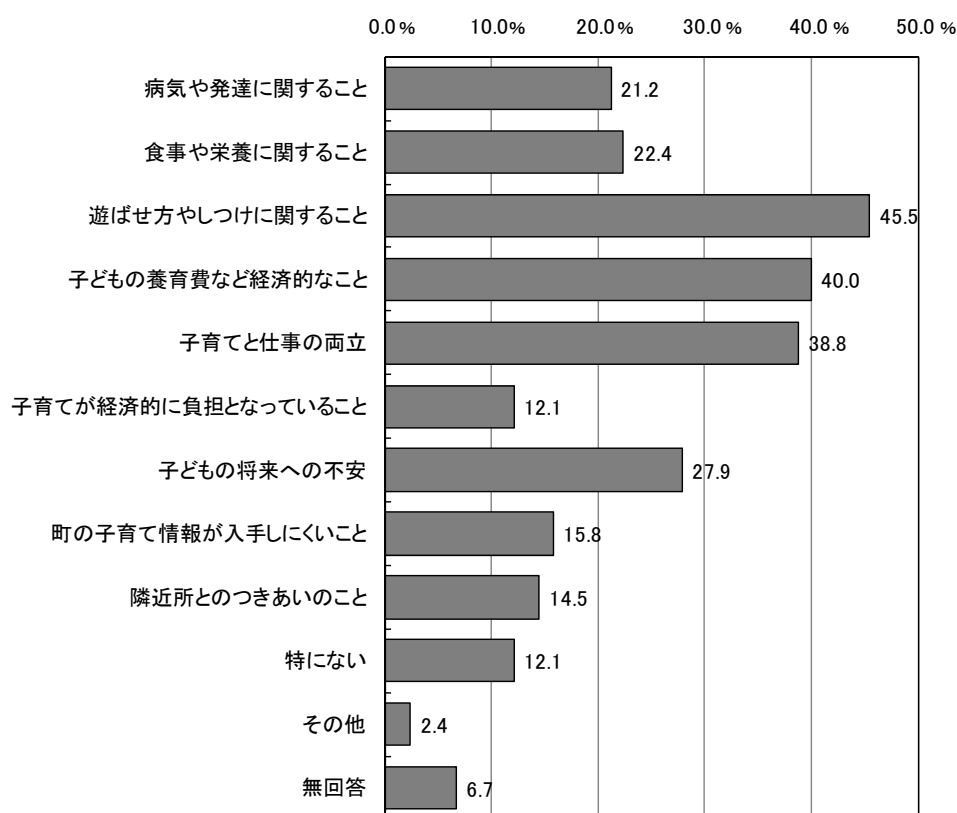


図4-2 就学児童家庭の子育てに関する悩み

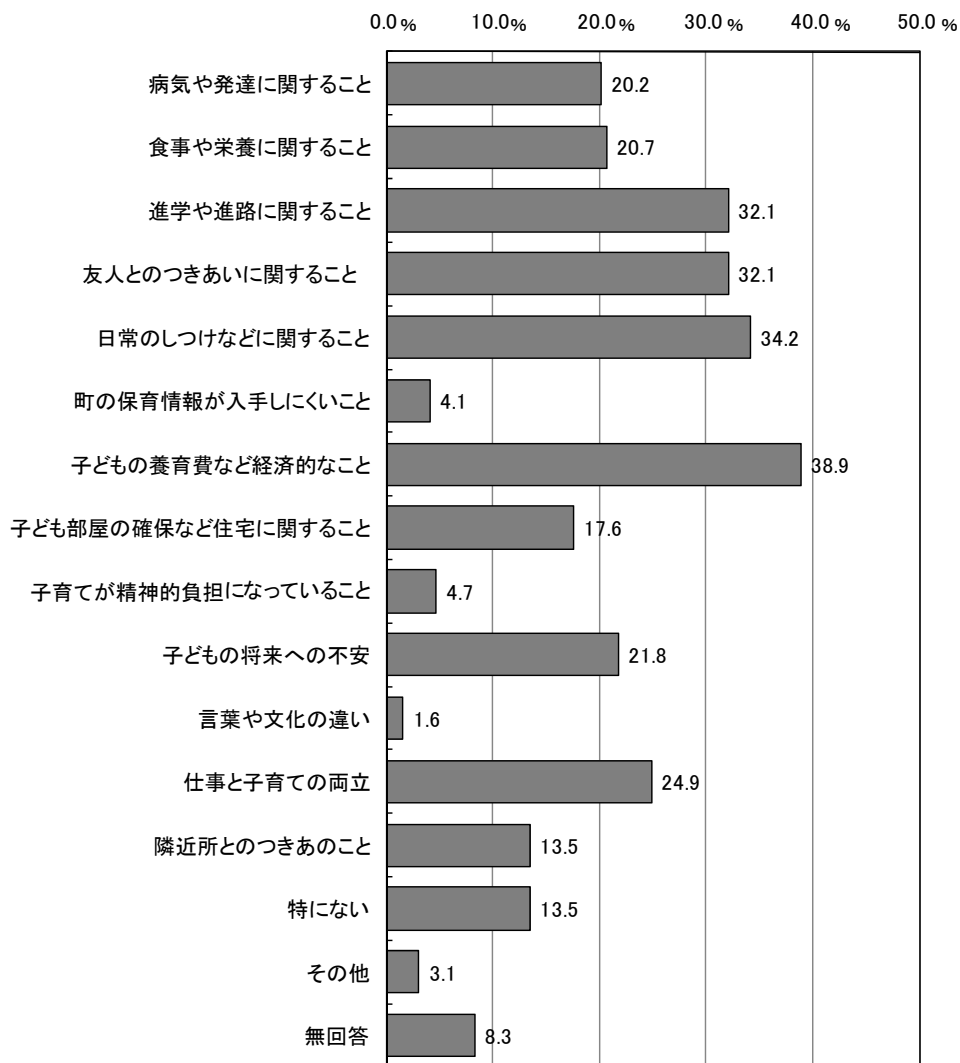


図4-3 就学前児童家庭の子育て情報の入手先

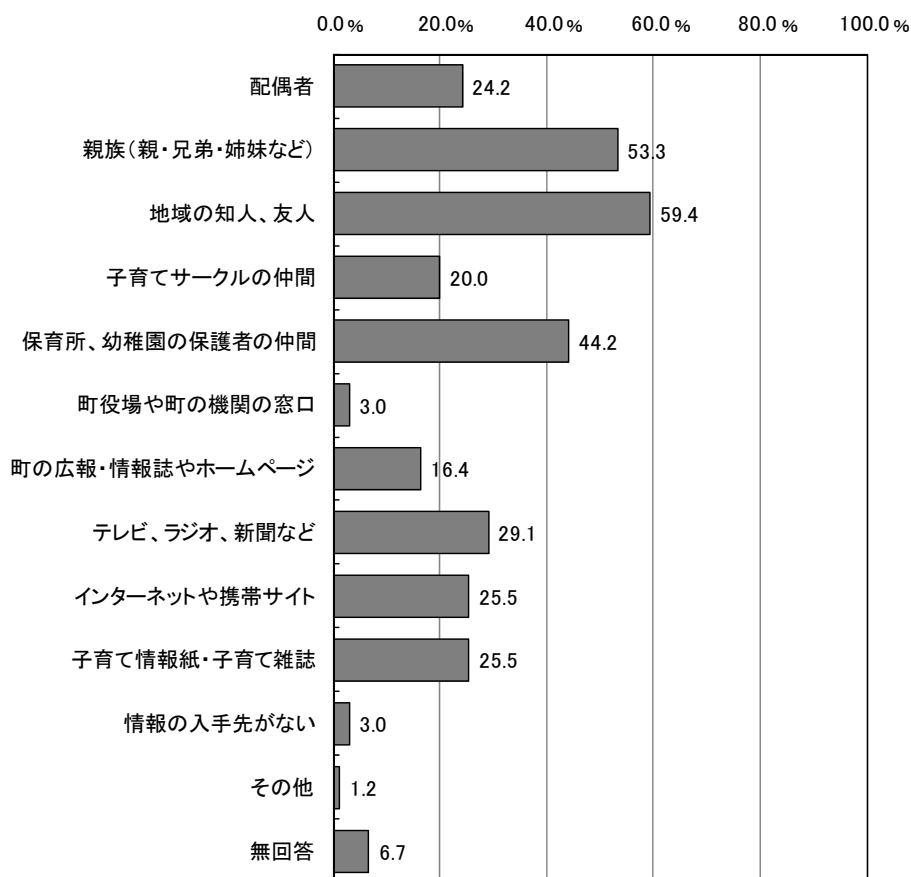
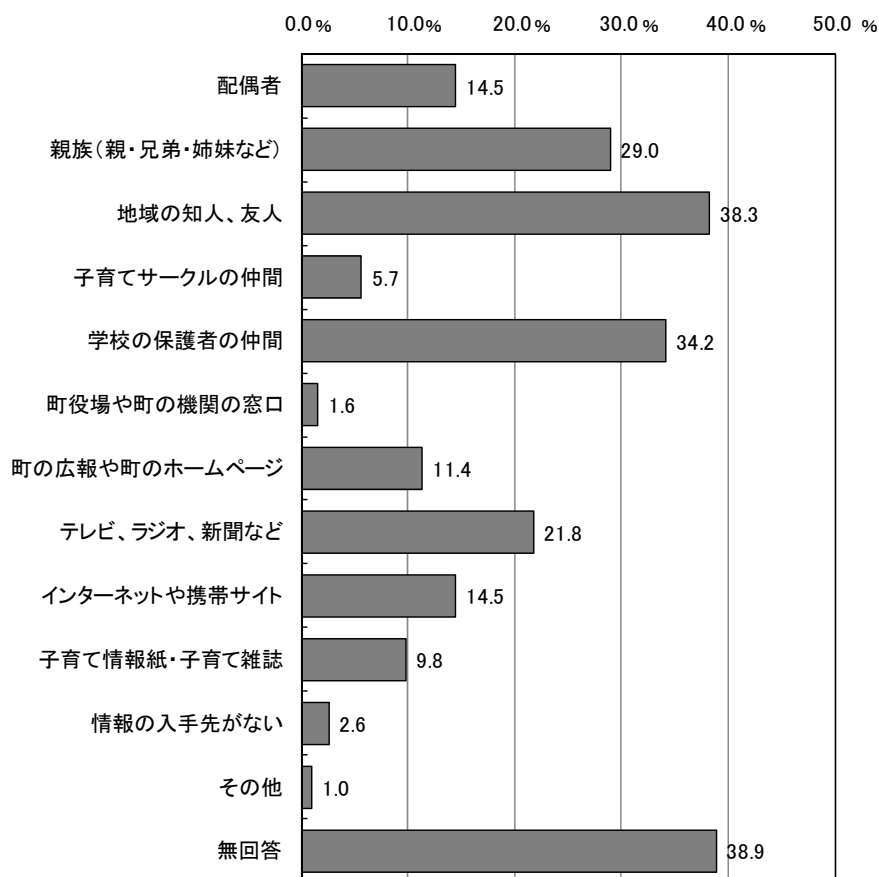


図4-4 就学児童家庭の子育て情報の入手先



《施策の方向》

- 子育てに関する情報提供体制の整備や、子育て支援を行う団体や人材の育成および発掘に努めます。
- 気軽に相談できる環境の整備や、分かりやすく的確な指導、対応に努めます。

《事業内容と取り組み方向》

①子育て情報提供の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                | 事業内容  | 現況             | 取組方向<br>(目標値)            |
|------|-----------------------------|---|----------------|--------------------------|
| 1    | 情報提供体制の整備<br>【福祉保健課】        | ・ 入手しやすく、分かりやすい子育て情報が提供できる手段、体制を整備していきます。                   | ホームページ、広報誌等で提供 | 維持<br>(ホームページ、広報誌等で提供)   |
| 2    | 子育てサークルの育成と活動の支援<br>【福祉保健課】 | ・ 各種事業での育児グループの動機付け、活動の場所や育児に関する情報提供等、育児グループの育成と活動の支援を行います。 | 5サークル<br>設立    | 維持<br>(仲間づくりの場所、育児情報の提供) |



## ②子育て相談体制の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                    | 事業内容  | 現況                            | 取組方向<br>(目標値)                         |
|------|---------------------------------|---|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1    | 妊婦健康相談<br>(母子健康手帳交付)<br>【福祉保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付時に保健師が面接し、妊娠中の時期を健康で安心して過ごすための指導や関係制度の周知を図ります。</li> <li>生活上の問題点を把握し、健康相談の体制を維持、またハイリスク妊婦を早期に把握し、継続した保健指導につなげます。</li> </ul>          | 相談の充実                         | 維持<br>(相談の充実)                         |
| 2    | ほのぼの子育て広場<br>【福祉保健課】            | <ul style="list-style-type: none"> <li>0～4歳の子どもとその保護者を対象に気軽に集まれる場として、また友達づくりの場として保健センターと福祉センターの部屋を開放。保健センターに来所した希望者には身体計測、育児や食事についての相談を実施します。</li> </ul>                            | 年12回                          | 維持<br>(年12回)                          |
| 3    | すこやか赤ちゃん相談<br>【福祉保健課】           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1才未満の子どもを対象に年6回開催。身体計測を行い、母親と一緒に子どもの発育や発達を確認します。また、育児一般相談も行っているため、不安なことや気になることを解決し、育児が楽しくできるように支援します。</li> </ul>                             | 来所率<br>76.9%<br>年80人程度        | 充実<br>(80%以上)                         |
| 4    | 子育て相談<br>【福祉保健課】                | <ul style="list-style-type: none"> <li>1回1時間程度の個別相談で、心理判定員が発達チェックと専門的なアドバイスを行います。子どもの発達相談だけでなく、母親の育児の悩みにも相談に応じます。</li> </ul>  | 年8回                           | 維持<br>(年8回)                           |
| 5    | ことばの相談<br>【福祉保健課】               | <ul style="list-style-type: none"> <li>1回50分程度の個別相談で、言語相談員が言語チェックと専門的なアドバイスを行います。</li> </ul>  | 年8回                           | 充実<br>(年10回)                          |
| 6    | 不登校・ひきこもり対策<br>【教育委員会】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所・幼稚園・小学校・中学校と連携を図りながら対応します。</li> <li>児童・生徒の心のケアを第一と考え、個人に合った指導を実施し、学校全体で該当児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラーの支援を受け、登校へ向けての取り組みを進めています。</li> </ul> | 中学校に<br>スクールカ<br>ウンセラーを<br>配置 | 維持<br>(中学校にス<br>クールカウ<br>ンセラーを<br>配置) |

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

### 《現状と課題》

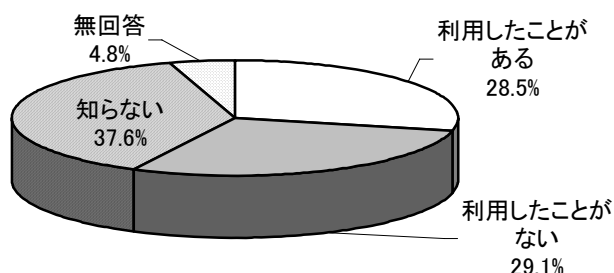
子育て家庭の不安を和らげ、地域で安心・安全な子育てを実践するため、子育て支援サービスの充実が求められています。また、既存の子育て支援サービスの利用しやすい環境をつくることも必要です。

ニーズ調査における各サービスの認知度については、地域子育て支援センター※1を「利用したことがある」が28.5%、「利用したことがない」が29.1%、「知らない」が37.6%となっており、あまり利用されていません（図4-5）。また、町の子育て支援情報誌やホームページの利用状況は、「利用したことがある」は低く9.1%です。しかし一方では、「今後利用したい」が42.4%あり、町の子育て支援情報への期待の高さがうかがえます（図4-6、7）。

核家族化が進み、地域コミュニティの希薄化が進むと育児不安をもつ親（保護者）が孤立しやすくなります。

ニーズ調査では「子育てを楽しんでいるか、つらいと感じるか」の質問において、就学前児童の親（保護者）は「楽しいと感じることの方が多い」が66.1%であるのに対し、就学児童の親（保護者）では34.7%と少なくなっています（図4-8、9）。就学前児童の親と就学児童の親の意識の差を埋めるためにも、子育てに喜びや楽しみを見出すことができるように、子育ての悩みを共有化し、グループ活動を促進していくことが必要です。

図4-5 地域子育て支援センターについて



町の子育て支援情報やホームページについて

図4-6 利用したことがあるか

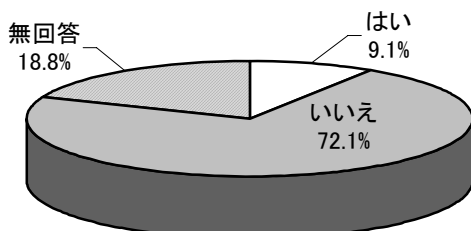
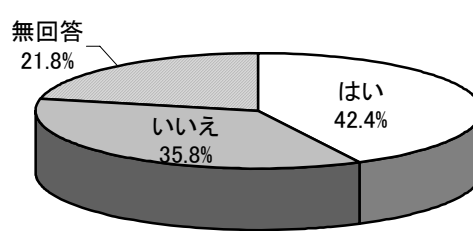


図4-7 今後利用したいか



※1 地域子育て支援センター：地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業のひとつです。親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としています。本町では、「ほのぼの子育て広場」として常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施しています。

子育てを楽しんでいること、つらいと感じていることのどちらが多いか

図4-8 就学前児童家庭

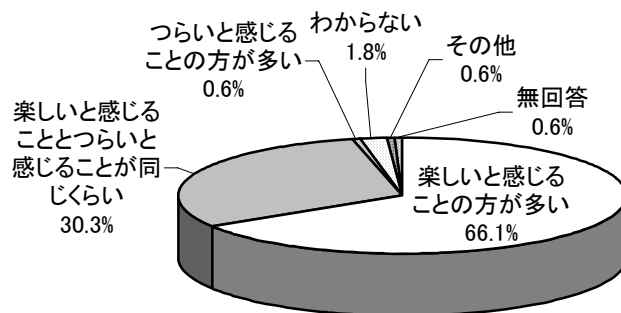
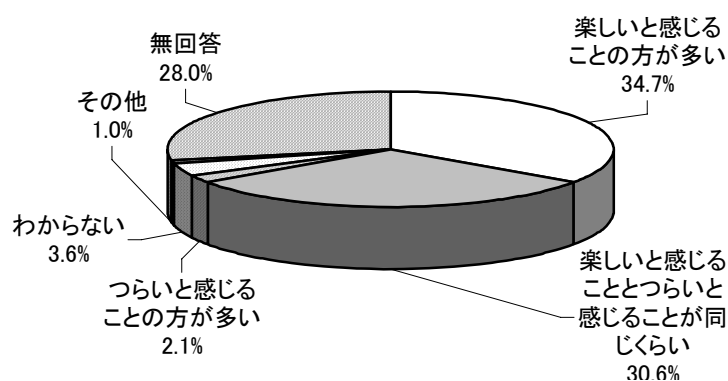


図4-9 就学児童家庭



《施策の方向》

- 子育て親子の交流や情報交換、仲間づくりが進むように、関係機関等と協力し、子育て広場や教室の開催、仲間の集い、保育所や幼稚園の園庭開放などを実施します。
- 地域の人々が相互扶助の考えのもとに、互いが子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の導入と推進を図ります。
- 子育て支援が活発に進むよう、子育て家庭と行政、各団体、地域などが積極的に連携できるネットワーク体制を整備します。
- 子育て支援を行う団体や人材の発掘と育成に努めます。

《事業内容と取り組み方向》

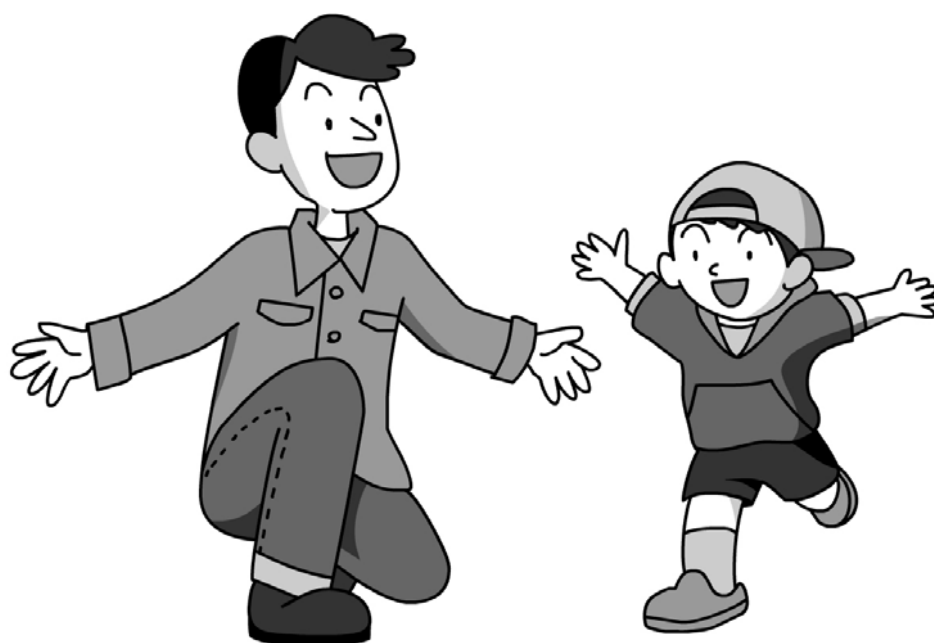
①子育て親子の集いと交流の場の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                       | 事業内容   | 現況            | 取組方向<br>(目標値) |
|------|------------------------------------|--|---------------|---------------|
| 1    | ほのぼの子育て広場<br>(再掲)<br>【福祉保健課】       | ・0～4歳の子どもとその保護者を対象に気軽に集まれる場として、また友達づくりの場として保健センターと福祉センターの部屋を開放。保健センターに来所した希望者には身体計測、育児や食事についての相談を実施します。                      | 年12回          | 維持<br>(年12回)  |
| 2    | 母親クラス同窓会<br>【福祉保健課】                | ・母親クラス参加者や参加していない者も出産後に乳児とともに集まり、友達づくりの場として交流を図ってまいります。<br>・育児不安の軽減を図り、子育てを楽しむよう引き続き支援します。<br>・育児グループの紹介をして、育児グループの動機付けをします。 | 参加率<br>36.6%  | 充実<br>(40%)   |
| 3    | ラッコ教室<br>【福祉保健課】                   | ・1才6か月～3才児の子と保護者を対象に、親子のスキンシップを図る遊びの教室として集団の親子遊び(リズム遊び・手遊び・おやつ作り等)を実施しています。  | 年9回           | 維持<br>(年9回)   |
| 4    | 保育所、幼稚園の園庭開放<br>【福祉保健課】<br>【教育委員会】 | ・乳幼児から未就学児の遊び場として、またそれらの親同士の集まりの場として、保育所や幼稚園の園庭開放を継続して実施します。   | 保育所3か所、幼稚園1か所 | 維持<br>(4か所)   |

②地域と相互扶助による子育て支援の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                 | 事業内容  | 現況  | 取組方向<br>(目標値) |
|------|------------------------------|---|-----|---------------|
| 1    | ファミリー・サポート・センター事業<br>【福祉保健課】 | ・援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。<br>・地域子育て支援体制の充実や地域における多様な保育関連サービスの検討をします。<br>・事業の具体的な運営方策を検討し、サービスを実施します。 | 1か所 | 新規<br>(1か所)   |

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                        | 事業内容  | 現況          | 取組方向<br>(目標値)           |
|------|-------------------------------------|---|-------------|-------------------------|
| 2    | 子育てネットワークづくり<br>【福祉保健課】             | ・子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス、保育サービスを効率的に提供するため、地域の主任児童委員、保育士、保健師、子育て経験のあるお年寄り等からなる子育て支援ネットワークづくりを実施します。 | 未実施         | 新規<br>(実施にむけて事業内容を検討)   |
| 3    | 子育てサークルの育成と活動の支援<br>(再掲)<br>【福祉保健課】 | ・各種事業での育児グループの動機付け、活動の場所や育児に関する情報提供等、育児グループの育成と活動の支援を行います。  | 5サークル<br>設立 | 維持<br>(仲間作りの場所、育児情報の提供) |



### (3) 子どもの居場所づくりと健全育成

#### 《現状と課題》

ニーズ調査における就学児童の放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が19.7%で、現在は利用していないが今後は「利用したい」と回答した人が20.0%います（図4-10、11）。また、放課後児童クラブと連携して行うサービスとして「放課後子ども教室」が平成20年度より実施されています。この利用意向は、「利用したい」が53.4%で、「今後も利用しない」の31.1%を上回っています（図4-12）。

さらに、自由意見では「公園、遊び場などの設置、遊具等の整備・充実」や「学童保育（放課後児童クラブ）の対象学年の拡大、時間の延長」といった意見が多く寄せられています。

子どもの居場所への対応として、遊び場（居場所）の確保のほか、放課後の児童対策の充実が求められています。

このため、子どもがいつでも自由に、かつ楽しんで利用できるような遊び場や居場所づくりの充実を図っていく必要があります。

図4-10 放課後児童クラブについて

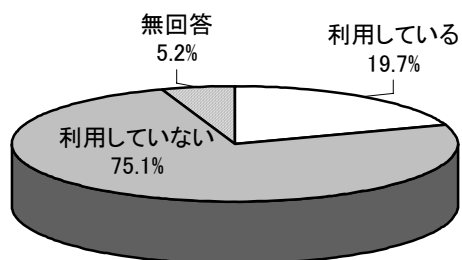


図4-11 放課後児童クラブの利用意向

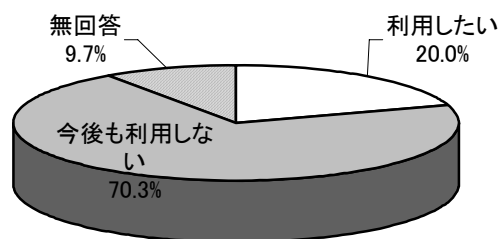
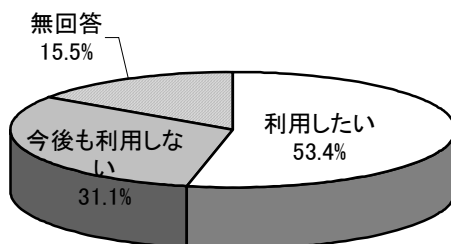


図4-12 放課後子ども教室の利用意向



## 《施策の方向》

- 児童の健全育成の観点から、子どもたちが放課後や休日に安心して遊べる環境整備に努めます。
- 子どもの居場所づくりのため、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の連携を図ります。

## 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】            | 事業内容  | 現況              | 取組方向<br>(目標値)          |
|------|-------------------------|---|-----------------|------------------------|
| 1    | 放課後児童クラブ<br>【福祉保健課】     | ・保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している第1学年から第3学年までの児童に対し、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を実施します。   | 50人程度<br>(3か所)  | 維持<br>(定員40人)          |
| 2    | 放課後子ども教室<br>【教育委員会】     | ・すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文化芸術活動等、多様な体験活動を行います。<br>・平成19年度より各小学校で実施しています。                                | 170人程度<br>(3か所) | 維持<br>(各小学校で実施)        |
| 3    | 学校開放<br>【教育委員会】         | ・学校の施設を地域で活用できるよう周知を図り、体制を整えます。<br>・スポーツ少年団、若竹塾(芝山町独自の生涯学習)等の活動により、積極的に施設(ハード面)の活用を図ります。  | 18時～<br>22時     | 維持<br>(18時～<br>22時)    |
| 4    | 放課後子どもの居場所事業<br>【教育委員会】 | ・公民館等の公共施設を放課後の居場所として利用を図ります。   | 未実施             | 新規<br>(平成22年度試行・中央公民館) |
| 5    | 共同利用施設の活用               | ・各地区に共同利用施設があり、この施設を放課後や休日等に子ども達の遊びや文化活動の活動の場として利用を図ります。<br>・運営に際しては、各地区の自治会があたり、遊びや文化活動の指導についても地区のボランティアにより行います。<br>・子育てを地域ぐるみで行う拠点とします。 | 未実施             | 新規検討<br>(4か所)          |

## (4) 子育て家庭の経済的支援の充実

### 《現状と課題》

(財)こども未来財団の「子育て家庭の経済状況に関する調査研究」によると、平成16年時点における出産から大学を卒業するまで、1人の子育てにかかる費用は約2,361万円と推計されています。ニーズ調査では、子育ての悩みで「子どもの養育費など経済的なこと」と答えたのは就学前児童の親で40.0%、就学児童の親で38.9%とともに高い割合となっており、子育てにかかる費用の負担感がうかがえます(図4-13、14)。

このため、子育て家庭の経済的負担を少しでも軽減できるような施策が必要です。

図4-13 就学前児童家庭の子育てに関する悩み

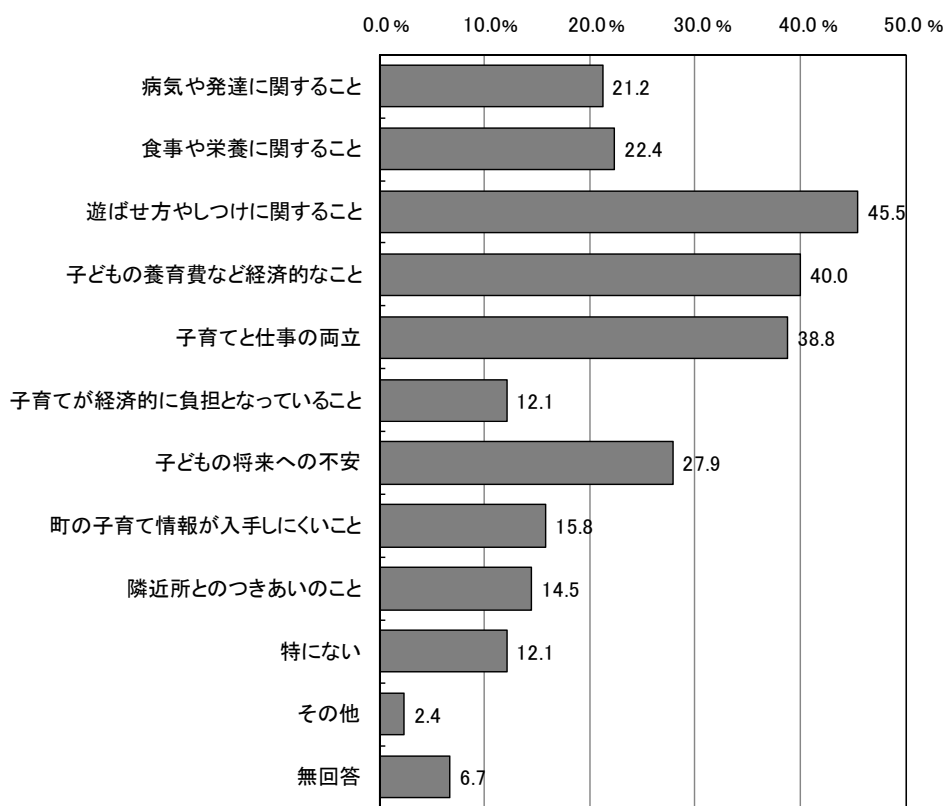
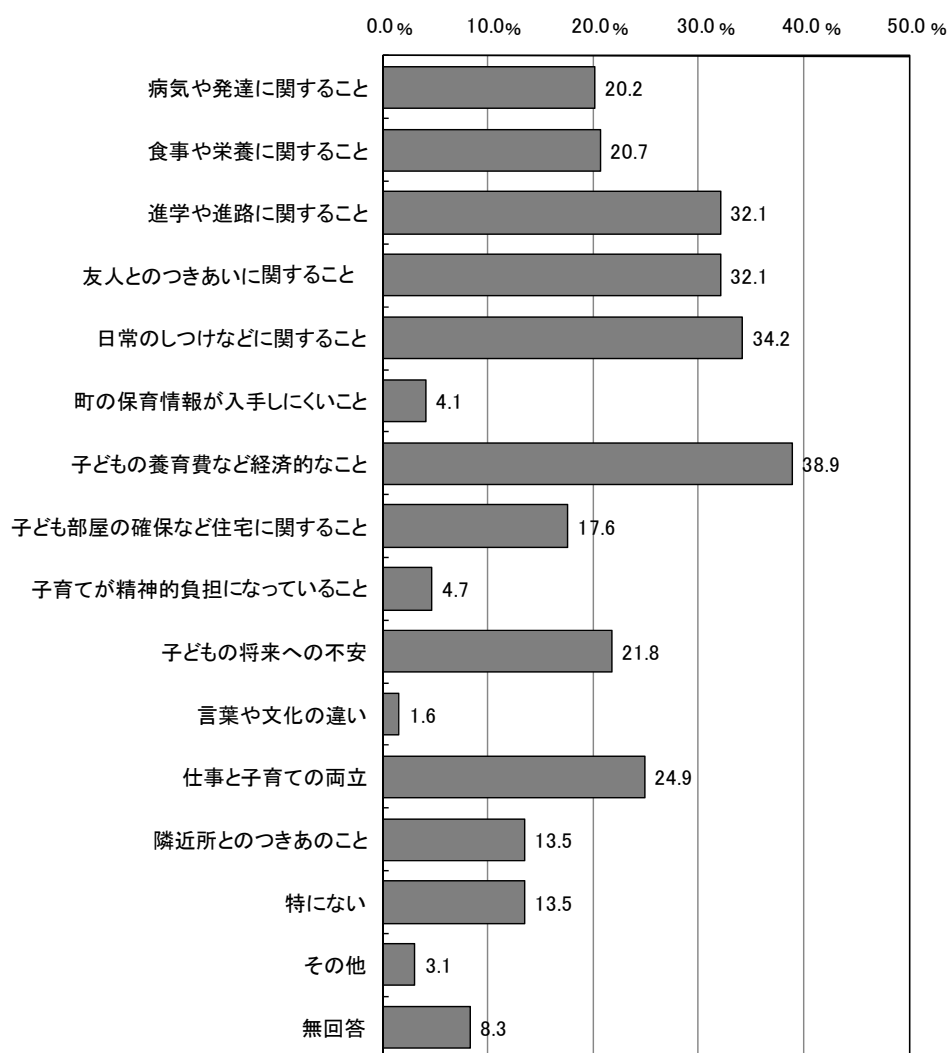




図4-14 就学児童家庭



《施策の方向》

○子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、国の動向を踏まえ、子育てに関する手当や助成制度等の充実を検討します。

《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】            | 事業内容   | 現況                                  | 取組方向<br>(目標値)   |
|------|-------------------------|--|-------------------------------------|-----------------|
| 1    | 子ども手当支給事業<br>【福祉保健課】    | ・次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学生までのすべての子どもを対象に、子ども手当を支給します。国の制度に基づき事業を進めます。  | 児童手当<br>(所得制限有り)                    | 新規<br>(1000人程度) |
| 2    | 母子福祉<br>【福祉保健課】         | ・児童扶養手当、母子家庭児童の入学祝金などを助成します。   | 受給者 49<br>世帯(平成21<br>年12月31<br>日現在) | 維持<br>(現状維持)    |
| 3    | ひとり親家庭等の自立支援<br>【福祉保健課】 | ・ひとり親家庭等への医療費等の助成、親子の保健の向上と福祉の増進等を図るため、ひとり親等家庭医療費等助成事業を実施し、ひとり親家庭等の自立促進を図ります。<br>・父母の離婚等により父と生計を同じくしていない児童のいる家庭の生活安定と自立を促進するため、児童扶養手当事業を実施します。 | 受給者 49<br>世帯(平成21<br>年12月31<br>日現在) | 維持<br>(現状維持)    |

## 2 保育サービスの充実

### (1) 多様な保育サービスの充実

#### 《現状と課題》

多様な子育て環境の変化に応じ、安心して子どもを預けて働くことができるよう、質と量の両面から保育サービスを充実することが必要です。ニーズ調査において、就学前児童家庭の「子育ての中でつらさなどを解消するための有効的な支援・対策」の第1位が「保育サービスの充実」の49.1%となっています（図4-15）。

さらに、ニーズ調査で「不足していると思われる保育サービス」では、主に「病児・病後児保育」「認可保育所」「延長保育」「幼稚園の預かり保育」などがあげられ（図4-16）、「利用したい理由」は、「現在就労している」「そのうち就労したいと考えている」「現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい」が主となっています（図4-17）。

また、調査実施以降の最近の動向として、景気低迷等の社会情勢の変化に伴い母親の就労の高まりが見られ、これにより保育サービスの利用意向が例年に比べ高まってきています。

このため、これらの保育ニーズ量の高まりへの対応と、多様なニーズに応じたサービスをきめ細かく提供できるよう、制度上の制約条件等を考慮しながら効率的な保育サービス体制を整備する必要があります。

さらに、平成18年度より実施している一時保育利用者数は年々増加傾向にあり、今後も利用者の需要に応える必要があります（表4-1）。

図4-15 子育ての中で、つらさなどを解消するための有効的な支援・対策  
(就学前児童家庭)

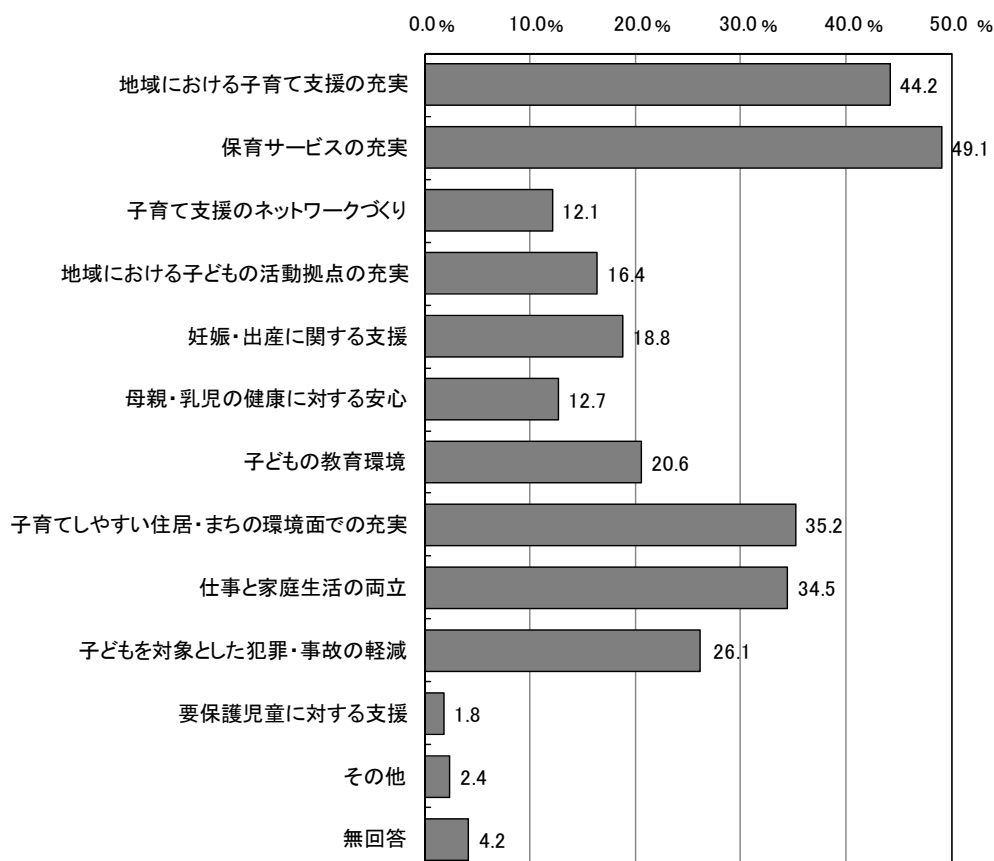


図4-16 不足していると思われる保育サービス

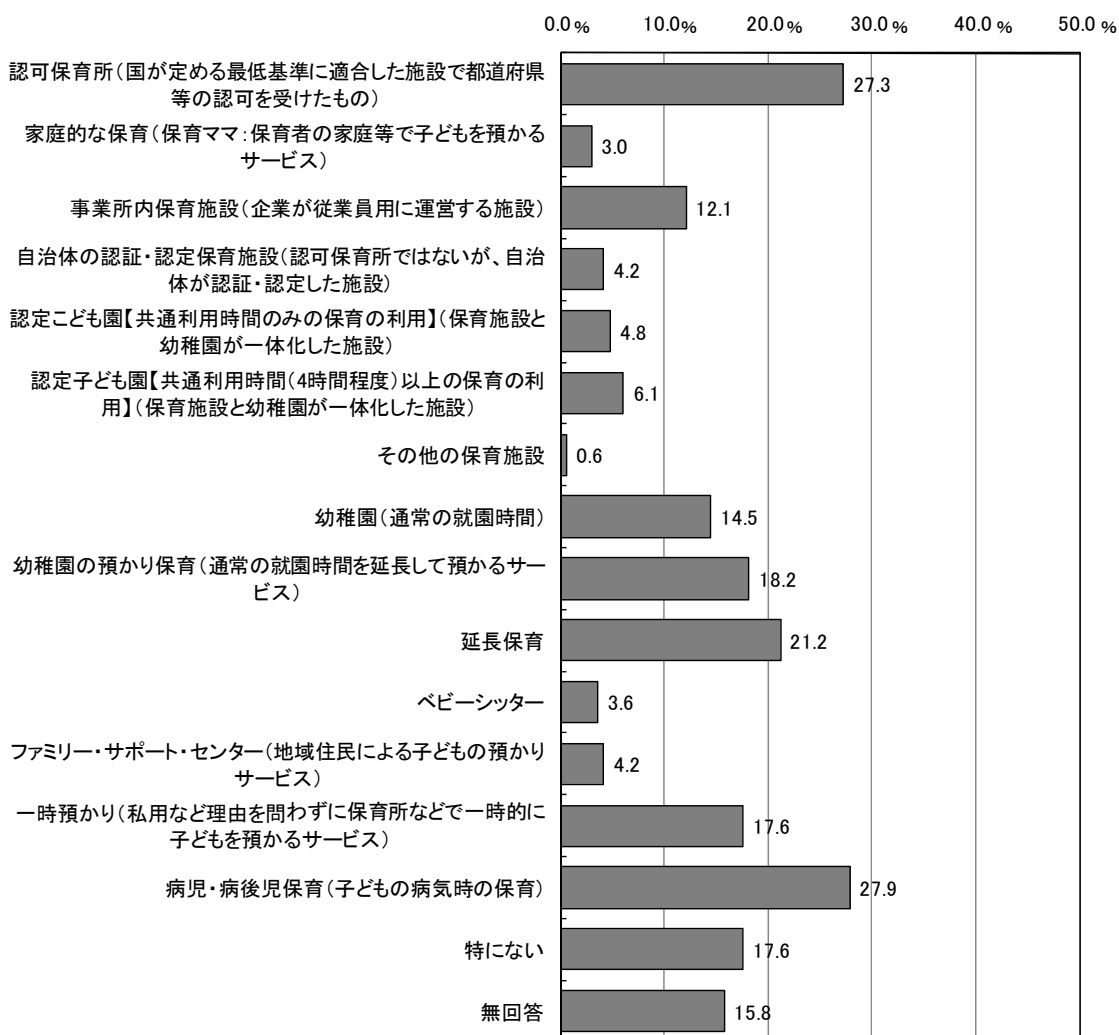


図4-17 保育サービスを利用したい理由

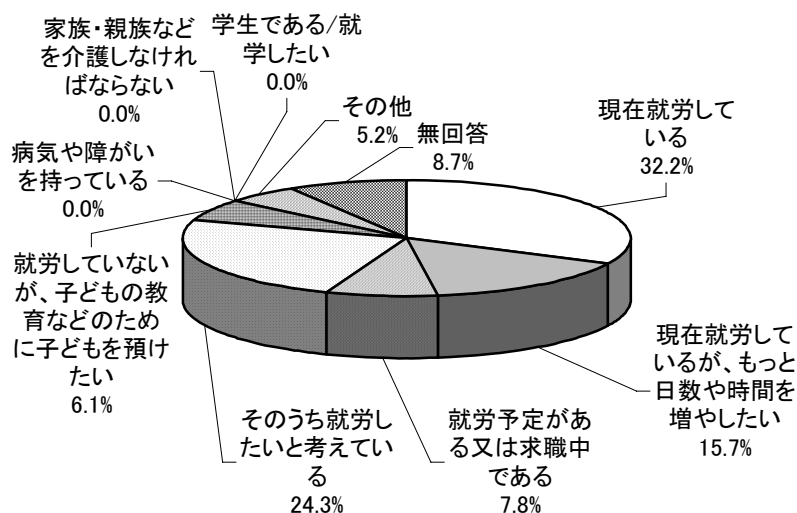


表4-1 保育園別一時保育利用延べ数

(単位:人)

| 地区 | 種別 | 保育所名  | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----|----|-------|------|------|------|------|------|
| 全町 | 公立 | 第一保育所 | -    | -    | -    | -    | -    |
|    | 公立 | 第二保育所 | 未実施  | 85   | 149  | 190  | 96   |
|    | 公立 | 第三保育所 | -    | -    | -    | -    | -    |
| 合計 |    |       | 0    | 85   | 149  | 190  | 96   |

注)第一保育所・第三保育所は一時保育サービス無し

資料:芝山町調べ



《施策の方向》

- 勤務時間の長時間化や就労状況の多様化に応じて、延長保育の充実を図ります。
- 国では保育制度のあり方について検討が進められていることから、状況を注視しながら、利用者の実態や意向を踏まえた保育形態の見直しを進めていきます。

《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                         | 事業内容  | 現況  | 取組方向<br>(目標値)                            |
|------|--------------------------------------|---|---|--|
| 1    | 延長保育事業<br>【福祉保健課】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、延長保育を実施します。</li> <li>・現状は朝7時から夕方7時まで実施しています。</li> </ul>                | <p>7:00～<br/>19:00 まで<br/>実施</p> <p>3か所</p> | <p>充実<br/>(時間延長<br/>定員 45 人<br/>3か所)</p> |
| 2    | 通常保育<br>【福祉保健課】                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に欠ける小学校就学前(7か月～6才)の子どもを、町内の保育所で預かり、集団生活の中で基本的な生活習慣を身につけるよう指導します。</li> </ul>   | <p>定員<br/>215 人<br/>(3か所)</p>               | <p>維持</p>                                |
| 3    | 休日保育事業<br>【福祉保健課】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日に保護者が就労等の理由により家庭で保育できない場合に、休日保育を実施します。</li> </ul>   | <p>未実施</p>                                  | <p>検討</p>                                |
| 4    | 病児保育事業<br>【福祉保健課】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が病気などで、入院治療は必要ないが、他の児童との集団生活が困難な時期に一時的に預かりを実施します。</li> </ul>  | <p>未実施</p>                                  | <p>新規<br/>(利用状況<br/>を見ながら<br/>検討します)</p> |
| 5    | 障がい児保育<br>【福祉保健課】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園で障がい児の預かりを実施します。</li> </ul>  | <p>9人<br/>3か所</p>                           | <p>維持<br/>(4か所)</p>                      |
| 6    | 一時保育事業<br>【福祉保健課】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専業主婦家庭等の育児疲れの解消や、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等にあわせ、一時保育に取り組みます。</li> <li>・平成 18 年度より第二保育所で実施しています。</li> </ul>                                       | <p>月8人程度<br/>1か所</p>                        | <p>維持<br/>(1か所)</p>                      |
| 7    | ファミリー・サポート・センター事業<br>(再掲)<br>【福祉保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。</li> <li>・地域子育て支援体制の充実や地域における多様な保育関連サービスの検討をします。</li> <li>・事業の具体的な運営方策を検討し、サービスを実施します。</li> </ul> | <p>1か所</p>                                  | <p>新規<br/>(1か所)</p>                      |

## (2) 保育サービスの向上

### 《現状と課題》

保育サービスの充実を求める意向が最も高い状況は前述したとおりです。安心して子どもを預けられるようにするためには、質と量の両面からの保育サービスの向上を図る必要があります。本町では、現在3か所の保育所で保育サービスを実施していますが、制度上の制約や施設の老朽化等で、利用ニーズの増大や多様な利用形態に対応する保育サービスを十分に提供するのは難しくなることが予想されます。

そのため、新たな施設の整備とともに、今後の利用ニーズに対応した内容の充実と効率的な運用を図る必要があります。

### 《施策の方向》

○保育サービスの向上と効率的な運用を図るために、保育施設の統合整備を検討し、実現の取り組みを進めていきます。

### 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】      | 事業内容                                  | 現況  | 取組方向<br>(目標値) |
|------|-------------------|---------------------------------------|-----|---------------|
| 1    | 保育施設整備<br>【福祉保健課】 | ・保育サービス向上のため、保育施設の拠点化を統合整備も視野に入れ進めます。 | 未実施 | 新規<br>(1か所)   |

### 3 母と子の健康支援

#### (1) 子どもと母親の健康確保

##### 《現状と課題》

安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期からの不安解消に向けた支援が必要です。本町では母子健康手帳の交付をスタートに母親学級、母親父親教室、医療機関委託健康診査を実施しています（表4-2）。

また、出産後子どもが健康に育つために、乳幼児健康診査、妊産婦・新生児訪問指導を行い、子育て家庭の心身両面をサポートしています（表4-3、4）。

こうした機会は、健康管理面だけでなく、子育てに関して何らかの問題を抱えている家庭の発見にもつながります。

核家族化等にともない、子どもと親とのふれあいを深めるための情報提供や機会の充実、また子どもの発達等に関する相談支援の充実についても、ニーズが高まっています。

今後、子どもと親の健康支援・育児支援について、取り組みをさらに充実していく必要があります。

表4-2 母子保健手帳の交付数

(単位:人)

|         | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 交付数     | 54   | 54   | 62   | 43   | 28   |
| 外国語版(再) | 4    | 3    | 0    | 1    | 0    |

注)平成21年度は平成21年12月末現在

資料:芝山町調べ

表4-3 乳幼児健康診査数

(単位:人)

|              | 17年度     |           |         | 18年度     |           |         | 19年度     |           |         | 20年度     |           |         | 21年度     |           |         |
|--------------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|
|              | 対象<br>人員 | 受診<br>実人員 | 割合<br>% | 対象<br>人員 | 受診<br>実人員 | 割合<br>% | 対象<br>人員 | 受診<br>実人員 | 割合<br>% | 対象<br>人員 | 受診<br>実人員 | 割合<br>% | 対象<br>人員 | 受診<br>実人員 | 割合<br>% |
| 1歳6ヶ月児健診     | 64       | 58        | 90.6    | 56       | 53        | 94.6    | 53       | 50        | 94.3    | 59       | 53        | 89.8    | 44       | 42        | 95.5    |
| 3歳児健診        | 57       | 53        | 93.0    | 62       | 55        | 88.7    | 64       | 55        | 85.9    | 61       | 59        | 96.7    | 48       | 42        | 87.5    |
| 1歳6ヶ月児健診(歯科) | 64       | 58        | 90.6    | 56       | 53        | 94.6    | 53       | 50        | 94.3    | 59       | 53        | 89.8    | 44       | 42        | 95.5    |
| 3歳児健診(歯科)    | 57       | 53        | 93.0    | 62       | 55        | 88.7    | 64       | 55        | 85.9    | 61       | 59        | 96.7    | 48       | 42        | 87.5    |

注)平成21年度は平成21年12月末現在

資料:芝山町調べ

表4-4 妊産婦・新生児家庭訪問数

|           | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 妊産婦訪問数(件) | 12   | 8    | 12   | 18   | 19   |
| 新生児訪問数(件) | 30   | 24   | 42   | 40   | 35   |

注)平成21年度は、平成21年12月末現在

資料:芝山町調べ



## 《施策の方向》

○母子健康手帳の交付時、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問、育児講座などさまざまな機会を通じて、子どもと親の健康、子どもの発達に関する情報提供や相談を適切に行い、子育ての不安解消に努めます。

○乳幼児健康診査や予防接種において、受診率および接種率の向上を目指し、疾病や障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、養育が困難な家庭への早期支援を図ります。

## 《事業内容と取り組み方向》

## ①母親と子どもの保健の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                  | 事業内容   | 現況   | 取組方向<br>(目標値)                                     |
|------|-------------------------------|--|--|---|
| 1    | 母親クラス<br>【福祉保健課】              | ・年3回、3日コースで行います。安心してお産に望めるように妊娠中の生活の大切さを理解してもらい、健康管理を支援するとともに、妊婦同士の交流を行います。  | 参加率<br>27.2%<br><br>初妊娠の<br>参加率<br>50.0%       | 充実<br>(参加率<br>30%以上、<br>初妊娠の<br>参加率<br>60.0%)     |
| 2    | 母親クラス同窓会<br>(再掲)<br>【福祉保健課】   | ・母親クラス参加者や参加していない者も出産後に乳児とともに集まり、友達づくりの場として交流を図ってもらいます。<br>・育児不安の軽減を図り、子育てを楽しむよう引き続き支援します。<br>・育児グループの紹介をして、育児グループの動機付けをします。 | 参加率<br>36.6%                                   | 充実<br>(40%)                                       |
| 3    | 医療機関委託健康診査(妊婦・新生児)<br>【福祉保健課】 | ・今後も有効活用できるよう指導し、妊婦、乳児の健康診査を徹底し、保健管理の向上を図ります。  | 受診率<br>100.0%                                  | 維持<br>(100.0%)                                    |
| 4    | 各種乳幼児健康診査<br>【福祉保健課】          | ・1才6か月児、3才児の各月齢に応じた発育、発達チェック、疾病や異常の早期発見、および必要な保健指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。<br>・平成16年度より2才児に歯科健康診査を実施しています。                       | 受診率<br>1才<br>6か月児<br>95.4%<br><br>3才児<br>73.5% | 充実<br>1才<br>6か月児<br>(95%以上)<br><br>3才児<br>(80%以上) |
| 5    | 妊産婦・新生児訪問指導<br>【福祉保健課】        | ・妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児上必要な事項について助言指導し、また不安等の相談に応じることにより、よりよい出産、育児を支援します。   | 初産の全戸<br>訪問80%                                 | 維持<br>(初産の<br>全戸訪問<br>90%以上)                      |

第4章 基本施策と個別事業の内容

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                   | 事業内容  | 現況            | 取組方向<br>(目標値)      |
|------|--------------------------------|---|---------------|--------------------|
| 6    | 学校保健<br>【教育委員会】                | ・4月中旬より、全校生徒の定期健康診断が位置づけられ、養護教諭により提案される計画に基づいて、生徒の健康状態を把握します。異常がある場合は、家庭へ文書で連絡し、早期治療の促進を図ります。             | 各小・中学校<br>で実施 | 維持<br>(各学校で<br>実施) |
| 7    | 要継続指導児への<br>支援<br>【福祉保健課】      | ・乳幼児健診等で、継続して支援が必要な乳幼児の家庭を訪問し、必要に応じて精密検査や専門機関の個別相談や事後指導相談を勧めます。<br>・事後指導相談として、乳幼児発達相談、ことばの相談、日曜マザーズを行います。 | 継続支援          | 維持<br>(継続支援)       |
| 8    | 学校保健との連携<br>【福祉保健課】<br>【教育委員会】 | ・町の母子保健担当部署と学校保健の連携は、拡大学校保健委員会の開催や保健師と養護教諭との調整会議を通じて乳幼児、小児期から小中学校児童生徒の保健テーマごとの取り組みや情報の交換を行います。            | 年2回実施         | 維持<br>(年2回実施)      |

## ②健康相談・学習の実施

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                      | 事業内容   | 現況                     | 取組方向<br>(目標値) |
|------|-----------------------------------|--|------------------------|---------------|
| 1    | すこやか赤ちゃん<br>相談<br>(再掲)<br>【福祉保健課】 | ・1才児未満の子どもを対象に年6回開催します。身体計測を行い、母親と一緒に子どもの発育や発達を確認します。また、育児一般相談もいっているため、不安なことや気になることを解決し、育児が楽しくできるように支援します。 | 来所率<br>76.9%<br>年80人程度 | 充実<br>(80%以上) |
| 2    | 子育て相談<br>(再掲)<br>【福祉保健課】          | ・1回1時間程度の個別相談で、心理判定員が発達チェックと専門的なアドバイスを行います。子どもの発達相談だけでなく、母親の育児の悩みにも相談に応じます。                                | 年8回                    | 維持<br>(年8回)   |
| 3    | ことばの相談<br>(再掲)<br>【福祉保健課】         | ・1回50分程度の個別相談で、言語相談員が言語チェックと専門的なアドバイスを行います。  | 年8回                    | 充実<br>(年10回)  |
| 4    | ラッコ教室<br>(再掲)<br>【福祉保健課】          | ・1才6か月～3才児の子と保護者を対象に、親子のスキンシップを図る遊びの教室として集団の親子遊び(リズム遊び・手遊び・おやつ作り等)を実施します。                                  | 年9回                    | 維持<br>(年9回)   |
| 5    | パンダ学級<br>【福祉保健課】                  | ・3才から就学前の子と保護者で子どもの発達・行動・ことば集団生活等のことで気がかりがある者を対象に少人数のグループ指導を実施します。   | 年9回                    | 維持<br>(年9回)   |

## (2) 食育の推進

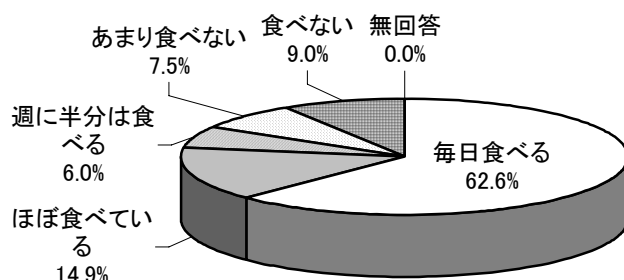
### 《現状と課題》

子どもの「食」は、ただ栄養を摂るだけでなく、健全な食生活を実践することが有為な人間を育てるという大きな意義があります。乳幼児期は、食生活の基盤をつくる大切な時期であり、保護者の食習慣が大きな影響を与えます。また、食生活の乱れは、子どもの肥満や十分な知識のないままの無理なダイエットなど、子どもの成長や健康への影響はもちろん、問題行動との関連性も指摘されています。

ニーズ調査では、中学・高校生の朝食の摂取状況を見ると、「毎日食べる」と「ほぼ食べている」を合わせて8割近くがほぼ毎日朝食を食べていますが、「週半分は食べる」「あまり食べない」「食べていない」といった朝食を毎日食べる習慣のない中学・高校生も2割以上います（図4-18）。

このため、保護者への食育を充実させていくことが重要となります。

図4-18 朝食の状況（中学・高校生）



### 《施策の方向》

- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供の充実を図ります。
- 生涯を通じた「健全な食生活」を保つため、食育の推進に努めます。

### 《事業内容と取り組み方向》

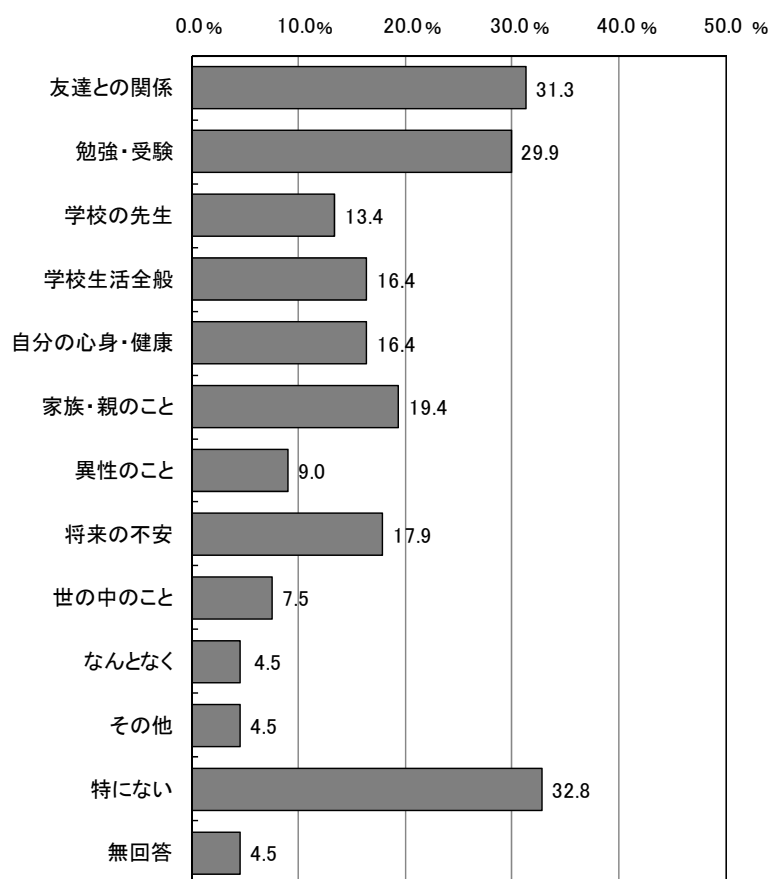
| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】         | 事業内容   | 現況            | 取組方向<br>(目標値)      |
|------|----------------------|--|---------------|--------------------|
| 1    | もぐもぐ離乳食教室<br>【福祉保健課】 | ・離乳食における相談に応じ、母親が安心して離乳食をすすめられるように支援します。                                 | 12人程度<br>(4回) | 維持<br>(4回・<br>20人) |
| 2    | おやこ食育教室<br>【福祉保健課】   | ・幼児と小学生を対象に子どもが食の大切さや楽しみを実感し、保護者が食に対する関心を深める場となるよう、栄養に関する講話やおやつづくりを行います。 | 38人程度<br>(2回) | 維持<br>(2回・<br>40人) |

### (3) 思春期保健対策の充実

#### 《現状と課題》

子どもの体や心に大きな変化が表れる時期は、多くの葛藤と悩みを持つ時期でもあります。子どもの迷いや悩みにきちんと対応し、人と人とのつながりを通して、自分はもちろん、まわりの人も一人ひとりが大切な存在であることを教え、思いやりの心で心身ともに生き生きと過ごせるよう、家庭、学校、地域や関係機関と連携して適切な対応を進めていく必要があります。

図4-19 最近1か月間のストレスの状況（中学・高校生）



#### 《施策の方向》

○思春期における健康の問題に係る相談体制の充実や性に関する健全な意識の涵養を図ります。

《事業内容と取り組み方向》

①地域保健の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                           | 事業内容  | 現況            | 取組方向<br>(目標値)       |
|------|--|---|---------------|---------------------|
| 1    | 性教育（保健体育）<br>【教育委員会】                   | ・保健体育の授業にて、中学1年時に生殖機能の発達（男女のからだのしくみの変化、受精のしくみと生命の誕生）、3年時に感染症の予防（性感染症とエイズの予防）について、教科書・ビデオを使って指導します。  | 中学1・3年生の授業で実施 | 充実<br>(1・3年生の授業で実施) |
| 2    | 非行防止、問題行動への対応<br>安心・安全点検の実施<br>【教育委員会】 | ・非行防止には、学校のみでなく、地域や家庭の協力が不可欠であり、対症療法的な対応から、さまざまな危険な状況を想定して、系統的・計画的に通年指導をしていきます。<br>・年に一度、民生委員児童委員 <sup>※2</sup> 、主任児童委員、教育長、小中学校の教職員、学校教育課長および、福祉保健課長による話し合いの中で非行防止、問題行動への対応について検討します。<br>・朝夕の職員、保護者によるパトロールを実施します。 | 各学校で実施        | 維持<br>(各学校で実施)      |

②心の問題への対応

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                   | 事業内容  | 現況                | 取組方向<br>(目標値)             |
|------|--------------------------------|---|-------------------|---------------------------|
| 1    | 不登校・ひきこもり対策<br>(再掲)<br>【教育委員会】 | ・保育所・幼稚園・小学校・中学校と連携を図りながら対応します。<br>・児童・生徒の心のケアを第一と考え、個人に合った指導を実施し、学校全体で該当児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラーの支援を受け、登校へ向けての取り組みを進めます。 | 中学校にスクールカウンセラーを配置 | 維持<br>(中学校にスクールカウンセラーを配置) |

※2 民生委員児童委員：民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談、支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。民生委員・児童委員、主任児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。

## (4) 小児医療の充実

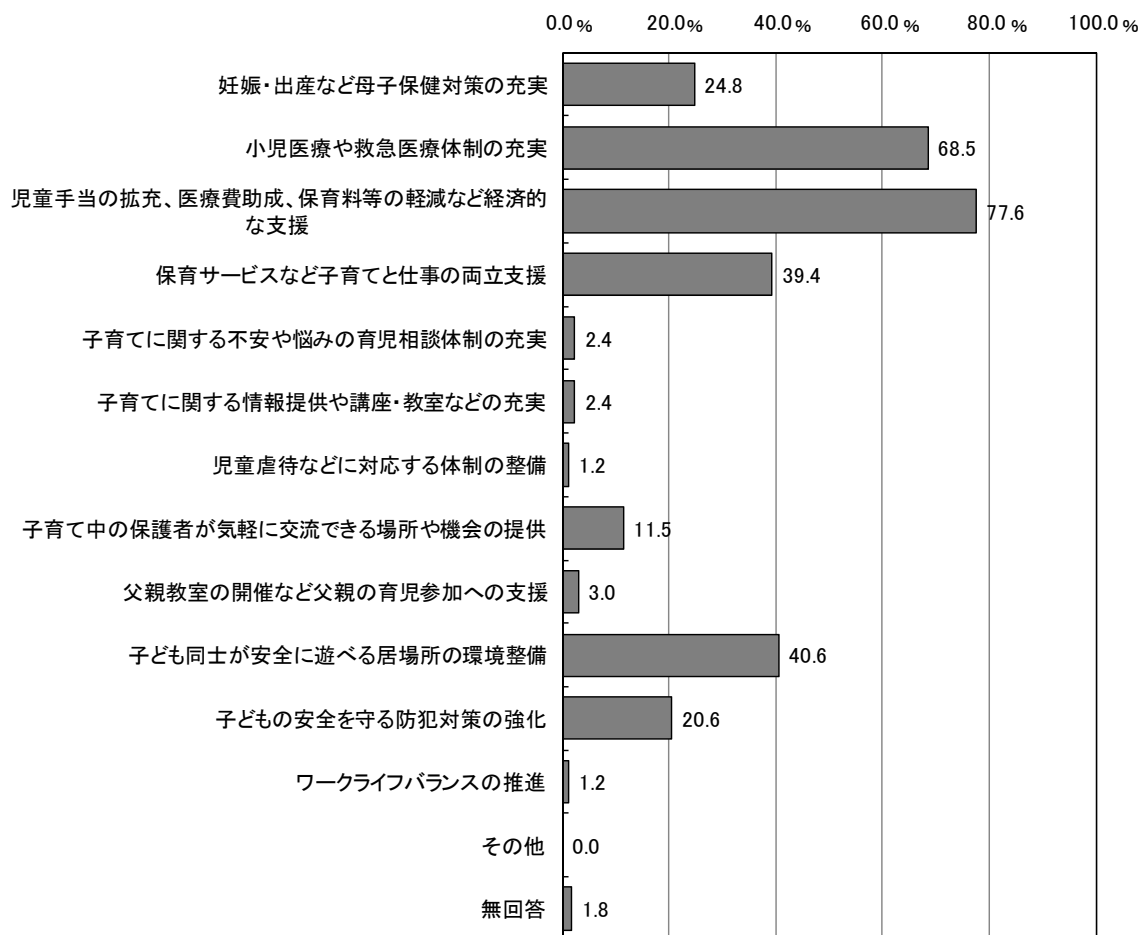
### 《現状と課題》

妊娠期から子育て家庭に至るまで、医療は子どもの健康に直接影響を及ぼす重要な基盤であることから、小児医療の体制の整備、充実に取り組む必要があります。本町のニーズ調査でも「小児医療や救急医療体制の充実」を求める声が就学前児童家庭で68.5%と、半数以上が医療における子育て支援策を必要としています(図4-20)。

また、ニーズ調査でかかりつけの医者があるかについては、「いる」と答えた人は就学前児童家庭・就学児童家庭ともに8割を超えています(図4-21、4-22)。「いない」と答えた人の理由としては、「地域の医療機関を知らない」「利用したい医療機関が地域にない」の回答が多くあげられます(図4-23、4-24)。

これを踏まえて、医療体制の充実とともに、医療情報の周知を図る必要があります。

図4-20 町が力を入れるべき子育て支援策(就学前児童家庭)



かかりつけ医の有無について

図4-21 就学前児童家庭

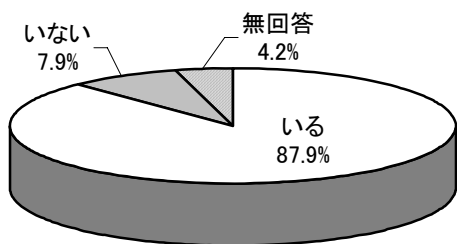
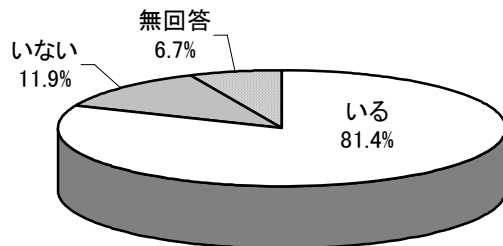


図4-22 就学児童家庭



かかりつけ医のいない理由

図4-23 就学前児童家庭

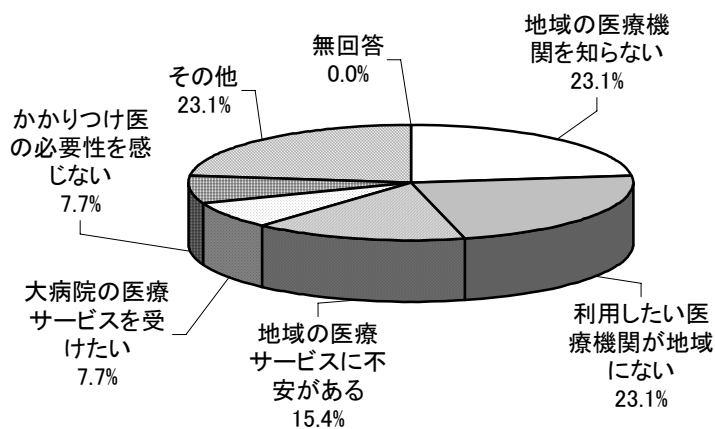
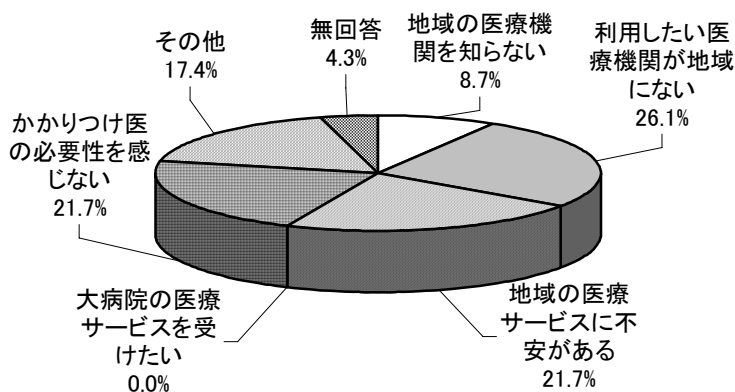


図4-24 就学児童家庭



《施策の方向》

- 子どもの疾病の予防や早期発見のために、普段から相談できる「かかりつけ医」の存在が必要であり、普及・啓発に努めます。
- 子どもの急な疾病等に対応するために、救急医療体制の充実を図ります。



## 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】               | 事業内容  | 現況                   | 取組方向<br>(目標値)            |
|------|----------------------------|---|----------------------|--------------------------|
| 1    | 休日夜間診療所運営事業<br>【福祉保健課】     | ・休日および夜間の内科・小児科の救急患者に対して、適切な救急医療を確保します。   | 山武郡市医療福祉センターで実施      | 維持<br>(山武郡市医療福祉センター)     |
| 2    | 夜間歯科診療所運営事業<br>【福祉保健課】     | ・夜間の歯科救急患者への適切な救急医療を確保します。  | 山武郡市医療福祉センターで実施      | 維持<br>(山武郡市医療福祉センター)     |
| 3    | こども急病電話相談事業<br>【福祉保健課】     | ・夜間に子どもの具合が悪くなった際、受診すべきか様子をみても大丈夫か、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。                          | 千葉県が実施               | 維持<br>(現状)               |
| 4    | 医療機関等の情報提供<br>【福祉保健課】      | ・妊産婦や子どもの疾病等に関し、医療サービスを受けたい人に対して、医療機関等の位置や診療概要等の情報を広報や情報紙、ホームページ等を通じて配信し、周知を図ります。 | 広報・ホームページ・パンフレット等で提供 | 充実<br>(現況に加え携帯電話等の情報発信等) |
| 5    | 緊急医療体制の利便性向上の検討<br>【福祉保健課】 | ・地域性を踏まえて、身近で利用しやすい救急体制の構築に向けた検討を進めます。  | 未実施                  | 検討<br>(地域性を踏まえて実施)       |

## 4 次代の親の育成と教育の充実

### (1) 次代の親の育成

#### 《現状と課題》

子どもは次代の親になるという認識のもと、保育所や幼稚園、学校などとの連携を図りながら、幼少期から家庭は男女が協力して築くものであることを積極的に働きかけていく必要があります。

ニーズ調査では、中学・高校生の本町への将来の居住意向については「住みたい」が31.3%、「わからない」が38.8%となっています。将来結婚して若者が住みたいと思える町となるように取り組んでいく必要があります(図4-25)。また、家事や子育てのあり方については、中学・高校生のニーズ調査より「2人で協力するべきだと思う」が8割以上を占めていることから、家庭のあり方についての男女共同意識が浸透していると言えます(図4-26)。

さらに、中学・高校生のニーズ調査では「小学生未満の乳幼児の面倒をみたり、育児の手伝いをしたことがあるか」については、「ある」が半数以上の56.7%となっています(図4-27)。

少子化や核家族化の影響できょうだいの数が少なく、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、乳幼児位に触れたりする機会がないまま大人になる子どもが増えています。乳幼児とのふれあいは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し子育てに関わった時の育児不安や虐待予防にもつながります。

このため、保育所や幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験といった学習機会の継続が必要です。

図4-25  
大人になっても芝山町に住みたいか  
(中学・高校生)

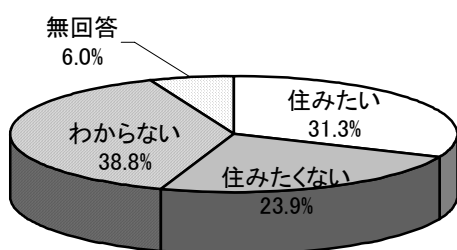


図4-26  
家事や子育てのあり方について  
(中学・高校生)

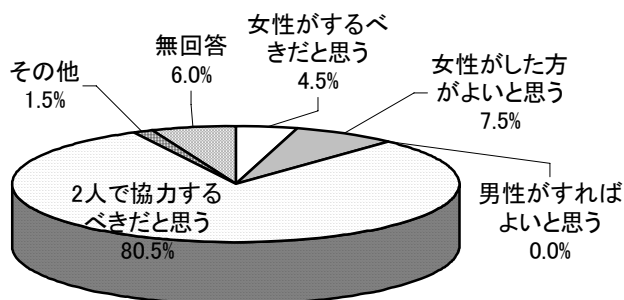
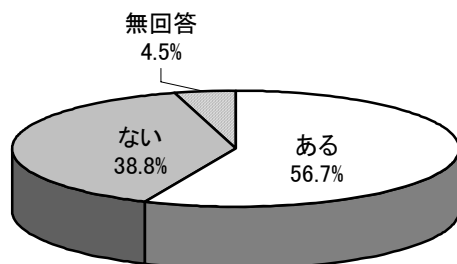


図4-27 乳幼児とのふれあい経験の有無(中学・高校生)



## 《施策の方向》

- 保育所や幼稚園、学校などとの連携を図りながら、幼少期から家庭は男女が協力して築き、家事や育児についてもともに担いながら行うことが大切であることを働きかけます。
- 乳幼児とのふれあいを通して、思いやりや協力などの社会性の発達や人間として持っている心身の発育や特徴を知り、豊かな愛情と人間性を培うことに努めます。

## 《事業内容と取り組み方向》

## ①意識の啓発

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                      | 事業内容   | 現況     | 取組方向<br>(目標値)  |
|------|-----------------------------------|--|--------|----------------|
| 1    | 進路指導、幼児教育、家庭教育の講習・研修保育<br>【教育委員会】 | ・進路指導において、自己理解・適性把握・進路情報の収集・進路決定の指導を行い、自らの生き方について深く考えるよう指導するとともに、家庭科においても、よりよい家庭生活のあり方に関する指導を行います。 | 中学校で実施 | 維持<br>(中学校で実施) |

## ②乳幼児とのふれあいの推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】       | 事業内容  | 現況                            | 取組方向<br>(目標値) |
|------|--------------------|---|-------------------------------|---------------|
| 1    | 思春期保健事業<br>【教育委員会】 | ・家庭科の授業の中で、幼児の身体と心の発達について指導します。<br>・「赤ちゃんふれあい体験」等、中学2、3年生が保育所、幼稚園を訪問し、交流を実施し、指導します。 | 1才未満の乳幼児を抱いた経験のある中高生<br>56.9% | 充実<br>(80.0%) |

## (2) 生きる力を育む教育環境の整備

### 《現状と課題》

子どもは自ら育つ力を持っていますが、健全に育つためには、家庭教育をはじめ学校教育、社会教育などさまざまな教育の機会が必要であり、家庭・学校・地域が一体となって取り組む必要があります。

学齢期の子どもにとって、学校が生活の中心であり、生きる力を育む教育を推進するためには、学校を中心とした教育環境の充実を図るとともに、地域に根差した学校づくりを進める必要があります。

### 《施策の方向》

○子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ることや、信頼される学校づくり、学校と地域が一体となって教育内容を充実していきます。

○子どもが自ら考え、行動できる教育など、子どもの生きる力を伸ばすことができる教育環境の整備や施策を推進します。

### 《事業内容と取り組み方向》

#### ①確かな学力と生きぬく力の育成

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                       | 事業内容  | 現況                | 取組方向<br>(目標値)             |
|------|------------------------------------|---|-------------------|---------------------------|
| 1    | 学力向上のための<br>授業研究<br>【教育委員会】        | ・豊かな人間性を育てるために、必要な「知」「徳」「体」のうち「知」の部分に力を入れ、特に学習に対する意欲を高める指導法を、教科ごとに研究していきます。   | 校内授業研修を実施         | 維持<br>(校内授業研修を実施)         |
| 2    | 職場等を通じた<br>世代間交流事業<br>【教育委員会】      | ・町民の学習ニーズに応える多様な学習機会の場の充実に努め、自主的な学習活動を促進し、学習の成果を生かすことのできる町を目指します。<br>・特別養護老人ホームの訪問や職場体験等の事業を継続して実施します。                      | 職場体験を実施           | 維持<br>(職場体験を実施)           |
| 3    | 不登校・ひきこもり<br>対策<br>(再掲)<br>【教育委員会】 | ・保育所・幼稚園・小学校・中学校と連携を図りながら対応します。<br>・児童・生徒の心のケアを第一と考え、個人に合った指導を実施し、学校全体で該当児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラーの支援を受け、登校へ向けての取り組みを進めます。 | 中学校にスクールカウンセラーを配置 | 維持<br>(中学校にスクールカウンセラーを配置) |

## ②特色ある学校教育の推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】            | 事業内容  | 現況                | 取組方向<br>(目標値)             |
|------|-------------------------|---|-------------------|---------------------------|
| 1    | 総合的な学習の実施<br>【教育委員会】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育、情報教育、進路指導、基本的な知識の修得を実施します。</li> <li>・中学生は「ボランティア体験」を実施します。</li> </ul>                              | 小学校3年生から中学3年生まで実施 | 維持<br>(小学校3年生から中学3年生まで実施) |
| 2    | 健全な身体づくり<br>【教育委員会】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づき、生徒の実態や時機を考慮しながら、さまざまな運動種目に取り組みます。</li> <li>・運動部活動は全部で9つあり、生徒は自由意志で加入、ほぼ一年を通して活動します。</li> </ul> | 各学校で実施            | 維持<br>(各学校で実施)            |
| 3    | 信頼できる学校づくり<br>【教育委員会】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に1つの中学校なので、保護者や地域の方々が気軽に学校に足を運べるようにします。その際保護者が口にする「生徒のつぶやき」等に真摯に耳を傾け、その声を「学校づくり」に活かしていきます。</li> </ul>   | 未実施               | 新規                        |
| 4    | 学校開放<br>(再掲)<br>【教育委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設を地域で活用できるよう周知を図り、体制を整えます。</li> <li>・スポーツ少年団、若竹塾(芝山町独自の生涯学習)等の活動により、積極的に施設(ハード面)の活用を図ります。</li> </ul>  | 18時～<br>22時       | 維持<br>(18時～<br>22時)       |

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 《現状と課題》

子どもの健全な育成を図る上で、家庭や地域の教育力の向上は欠かすことのできないテーマです。特に家庭では家族のきずな・つながりを深め、家庭の教育力を高めていく必要があります。中学・高校生のニーズ調査では、「お父さんは、あなたのことを理解していると思いますか」の質問で「思う」が49.1%と約半数ですが、「思わない」も1割近くいます。また、「お母さんは、あなたのことを理解していると思いますか」では、「思う」が56.4%、「思わない」が9.7%となっています（図4-28、29）。

また、昔から子どもたちは、地域の中で多くの人と出会い、自然とふれあい、さまざまな体験を重ねるなかで豊かな感性や行動力を育んできました。核家族化が進む現在の日本は地域の人たちや自然とふれあう機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあると言えます。

本町では、町をあげての「はにわ祭」の開催やスポーツ活動、子ども会による活動などに多くの小学生や中学生が参加しています。

中学・高校生のニーズ調査では、地域活動やグループ活動などへの参加経験について、「スポーツ活動」「子ども会・育成会青年団体活動」がともに高い数値を示しています（図4-30）。

豊かな感性や人間性、生きる力を養うためにも、自然の中での活動、社会体験、ボランティア活動、世代間交流、スポーツ活動など幅広い体験を積み重ねることが大切です。

図4-28

お父さんはあなたのことを理解している  
と思いますか（中学・高校生）

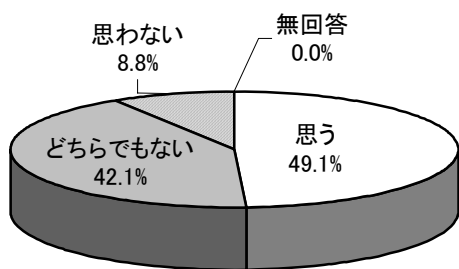


図4-29

お母さんはあなたのことを理解している  
と思いますか（中学・高校生）

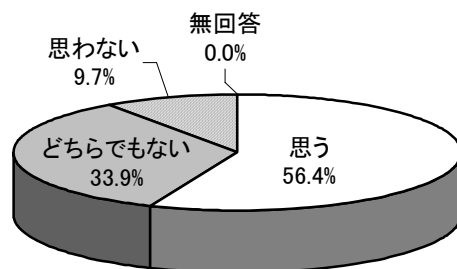
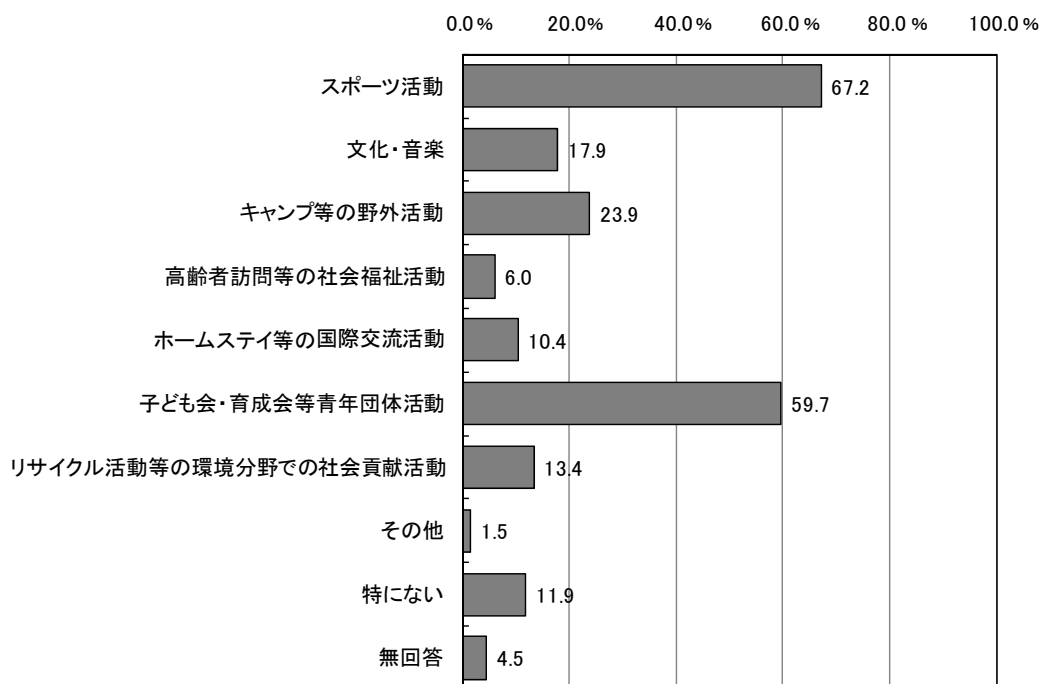


図4-30 地域活動やグループ活動への参加経験（中学・高校生）



《施策の方向》

- 授業参観や家庭訪問等を通して、離れている間の情報を共有することによって家族のきずな・つながりを深め、家庭の教育力を高めていくことに努めます。
- 地域や関係機関・団体等の協力で、自然体験や社会・文化活動などさまざまな体験活動を提供することで、子どもの豊かな人間性を育みます。

《事業内容と取り組み方向》

①家庭教育の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                              | 事業内容   | 現況     | 取組方向<br>(目標値)  |
|------|---|--|--------|----------------|
| 1    | 進路指導、幼児教育、家庭教育の講習・研修保育<br>(再掲)<br>【教育委員会】 | ・進路指導において、自己理解・適性把握・進路情報の収集・進路決定の指導を行い、自らの生き方について深く考えるよう指導するとともに、家庭科においても、よりよい家庭生活のあり方に関する指導を行います。 | 中学校で実施 | 維持<br>(中学校で実施) |
| 2    | 授業参観、三者懇談、家庭訪問の実施・学校便り等の発行<br>【教育委員会】     | ・学校は、学期に1回、保護者が子どもの学校での授業の様子、生活態度等について、家庭では見ることのできない面を見つけて帰るような企画の運営に努めます。                         | 年3回実施  | 維持<br>(年3回実施)  |

②地域における学習・文化活動の推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                | 事業内容  | 現況         | 取組方向<br>(目標値)   |
|------|-----------------------------|---|------------|-----------------|
| 1    | 児童健全育成<br>【教育委員会】           | ・子ども会、青少年相談員等により地域における青少年活動を促進します。<br>・ジュニアリーダー研修等による青少年リーダーを育成します。   | 年5回実施      | 維持<br>(年5回実施)   |
| 2    | 教職員の地域活動への参加促進<br>【教育委員会】   | ・「はにわ祭り」等町の行事等への参加を通して地域活動への関わりを促進します。  | 各学校で実施     | 維持<br>(各学校で実施)  |
| 3    | 読書指導<br>【教育委員会】             | ・人格形成や将来への影響のある図書の内容紹介や情報を提供していきます。<br>・福祉センター(やすらぎの里)の2万冊の蔵書のPRを積極的に進めます。<br>・本の素晴らしさの理解を深めていくための支援を進めていきます。 | 公民館の図書室を整備 | 維持<br>(広報活動の実施) |
| 4    | ブックスタート事業(就学前児童)<br>【教育委員会】 | ・乳幼児と母親が健診のときに、本に触れることのできる「ブックスタート事業」を関係機関との連携をとり推進します。   | 未実施        | 新規<br>(広報活動の実施) |



## 5 安全・安心のまちづくりの推進

### (1) 良好な居住環境の整備

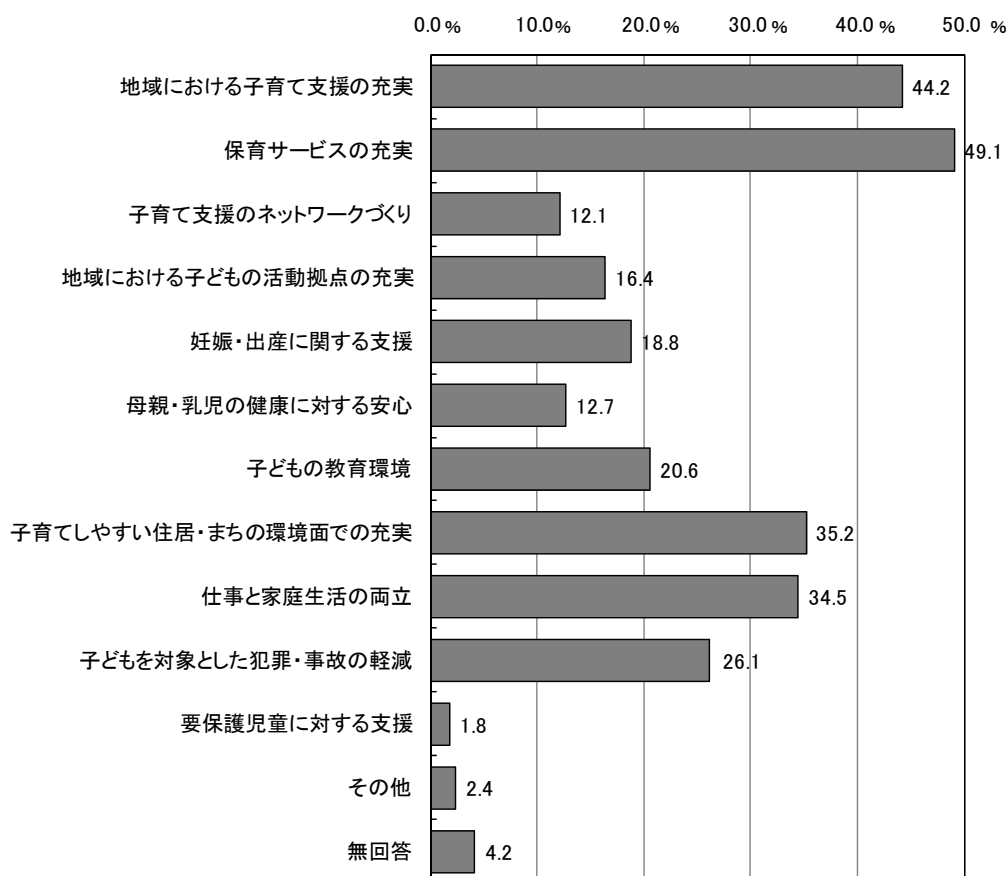
#### 《現状と課題》

ニーズ調査において、子育ての中でつらさなどを解消するための有効的な支援・対策として、就学前児童家庭、就学児童家庭ともに「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高い数値を示しています（図4-31、32）。

まちづくり計画としては、平成8年より施行されている「千葉県福祉のまちづくり条例<sup>※3</sup>」に基づいた「高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく、福祉のまちづくり」を進めていきます。

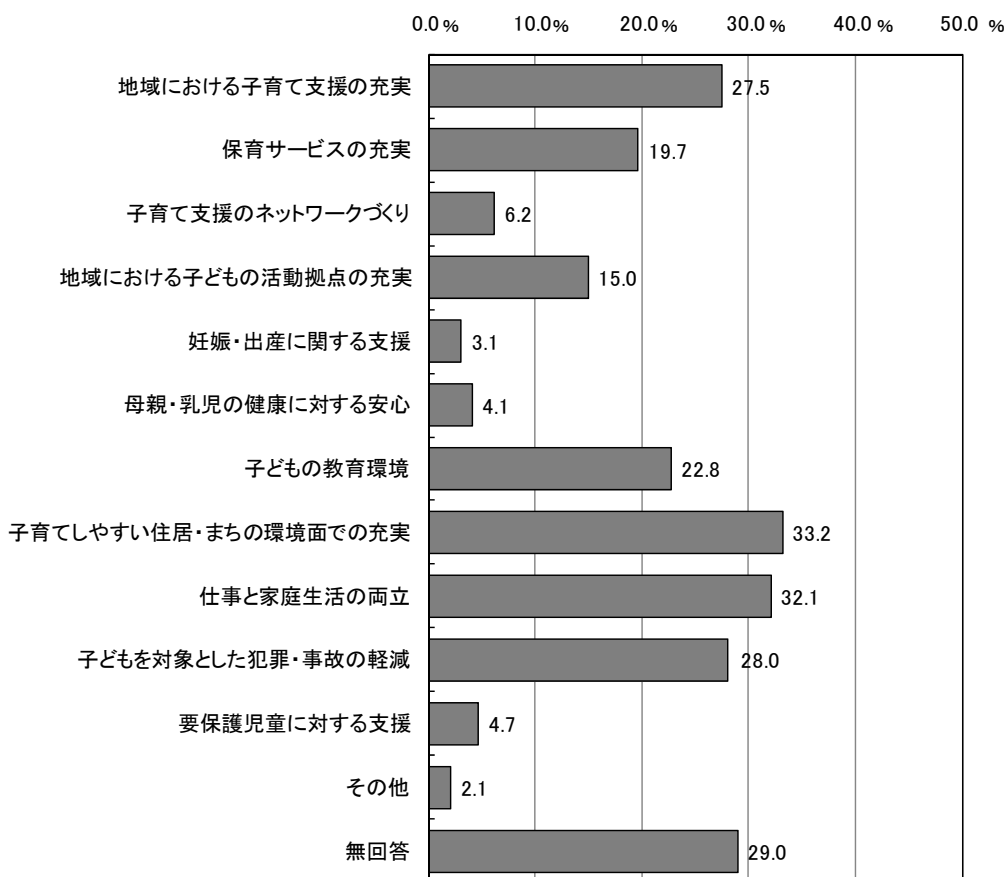
#### 子育ての中でつらさなどを解消するための有効的な支援・対策

図4-31 就学前児童家庭



※3 福祉のまちづくり：福祉のまちづくりは、高齢者や障害のある方々をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指しています。

図4-32 就学児童家庭



《施策の方向》

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づくまちづくりを推進していきます。
- 人にやさしい公園づくり、多世代間のコミュニケーションの場の整備など、町民の憩いの場の確保を図ります。
- 子育て家庭が居住環境の確保を必要とする場合は、子育てに適した居住環境が確保できるよう情報提供や公営住宅の入居手続き等の支援を行います。

## 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】             | 事業内容   | 現況                     | 取組方向<br>(目標値)         |
|------|--------------------------|--|------------------------|-----------------------|
| 1    | まちづくり計画<br>【まちづくり推進室】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県で制定している「福祉のまちづくり条例」に基づく特定施設の整備基準を遵守するとともに、その条例内容等の啓発に今後も努めていきます。</li> <li>・町民の憩いの場の確保を図っていくため、人にやさしい公園づくり、多世代コミュニケーションとゆとりと安らぎの国際交流、さらに観光拠点の整備を勧めます。</li> </ul> | 公共施設の<br>バリアフリー<br>対応化 | 維持<br>(新設、改修<br>時の整備) |
| 2    | 県営住宅の管理<br>【企画財政課】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理を県へ要望していきます。</li> </ul>   | 千葉県への<br>要望            | 維持<br>(千葉県への<br>要望)   |
| 3    | 県営住宅入居<br>手続き<br>【企画財政課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状通り申込書の配布のみ行い、町民の利便性を維持していきます。</li> </ul>   | 申込書の<br>配布             | 維持<br>(申込書の<br>配布)    |

## (2) 子育てにやさしい環境の整備

### 《現状と課題》

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするためには、安心して移動できる道路環境づくりや気軽に外出できる環境の整備が必要です。

ニーズ調査において、町が力を入れるべき子育て支援策として、就学前児童家庭、就学児童家庭ともに「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」「子どもの安全を守る防犯対策の強化」が2割から4割となっています（図4-33、34）。

さらに自由意見として、「交通の安全な道路の整備、交通手段の充実」が就学前児童家庭からは6件、就学児童家庭からは18件の意見が寄せられています。

このことから、道路交通環境の整備を進めていく必要があります。

### 町が力を入れるべき子育て支援策

図4-33 就学前児童家庭

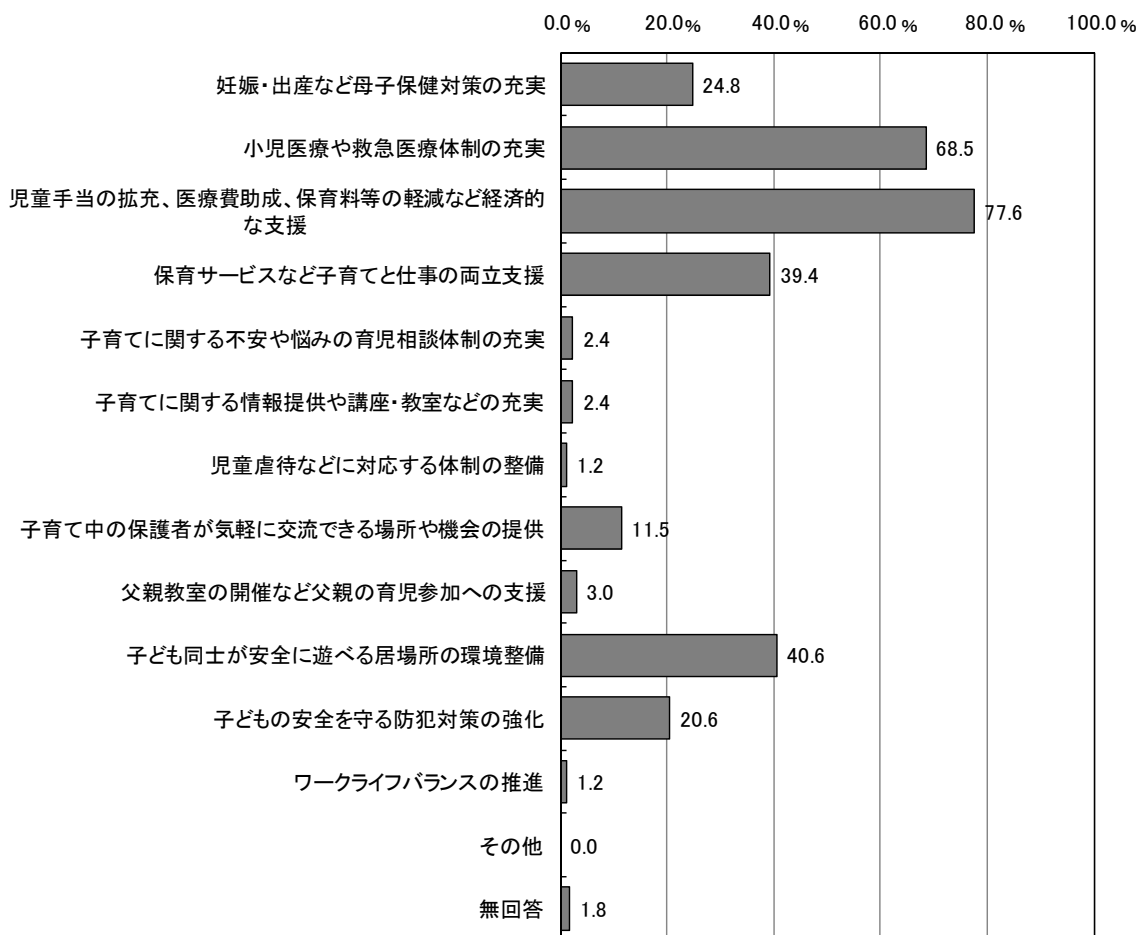
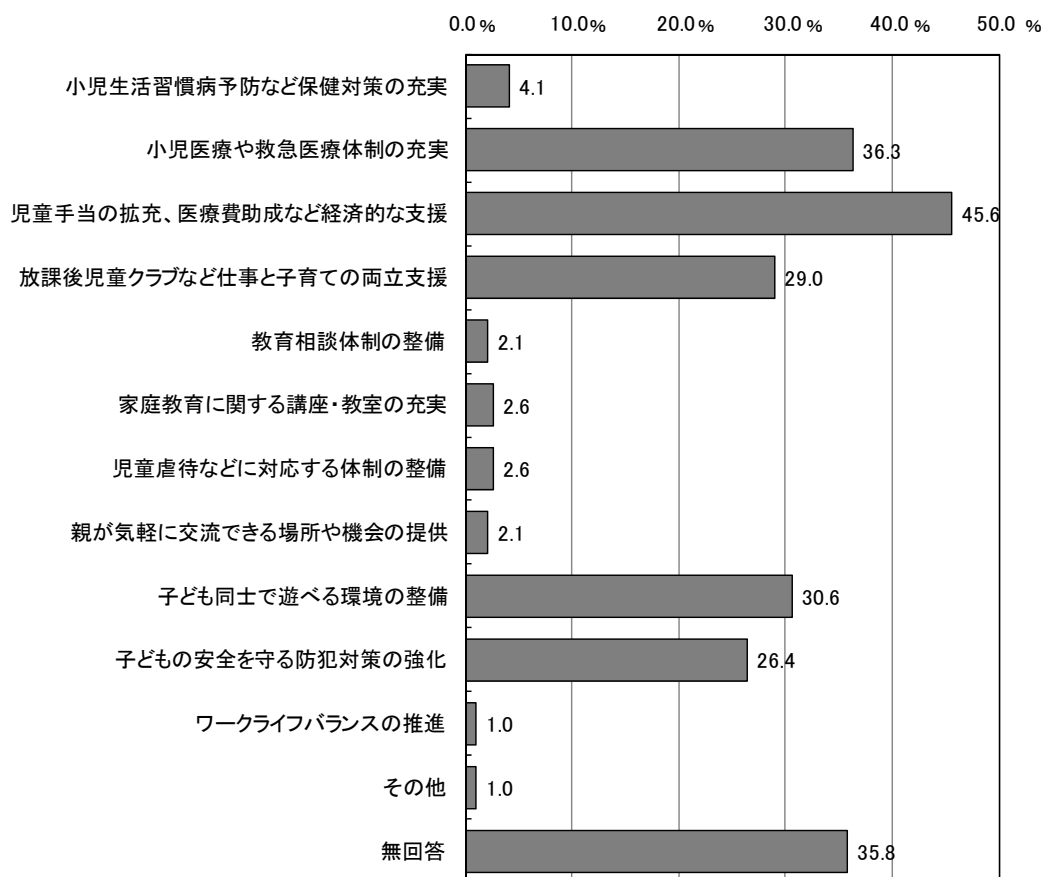


図4-34 就学児童家庭



《施策の方向》

- 山武警察署と連携を図り、安全な道路環境の整備を推進します。
- 子どもやその保護者をはじめとしたすべての町民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい公園のバリアフリー化を進めます。

《事業内容と取り組み方向》

①安全な道路環境の整備

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                 | 事業内容  | 現況             | 取組方向<br>(目標値)      |
|------|------------------------------|---|----------------|--------------------|
| 1    | 交通安全施設<br>(反射鏡)<br>【環境空港対策課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山武警察署との連携を図り、交通事情を把握し、計画的に対策をしていきます。</li> <li>・住民から要望、意見等があった個所の道路反射鏡の設置および修理、交通注意標識および看板の設置をします。</li> <li>・率先的に取り組むために、警察署と協力しての事故多発個所の把握や規則整備が必要となります。</li> </ul> | 750 基設置        | 維持<br>(現状維持と改修)    |
| 2    | 道路交通環境の整備、標識<br>【建設課】        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや障害者、高齢者をはじめ、誰もが安心して外出できるよう、交通注意標識および看板の設置など、人にやさしい道路、歩道の整備に努めます。</li> <li>・既存の基幹的道路のうち、歩道の未整備区間および幅員の狭い区間については、計画的に歩道および側溝の整備に努めます。</li> </ul>                  | 町内に設置<br>および整備 | 維持<br>(現状維持と改修、整備) |

②公園等の整備

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】            | 事業内容  | 現況        | 取組方向<br>(目標値)      |
|------|-------------------------|---|-----------|--------------------|
| 1    | 芝山公園再整備事業<br>【まちづくり推進室】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝山公園の再整備実施計画を基本にバリアフリー化や安全対策に重点を置いて策定し、利用者の安全確保を計画的に図りながら、整備を進めます。</li> </ul> | バリアフリー化実施 | 維持<br>(現状維持と改修、改善) |

### (3) 子どもの安全対策の推進

#### 《現状と課題》

子どもや子育てを行う親等を交通事故から守るためには、交通安全の啓発・指導の充実が求められます。本町では、山武交通安全協会芝山支部より交通指導員の委嘱をし、交通安全活動の推進を図っています。また、中学校では入学式後、自転車の安全な乗り方・交通ルールを習得するための交通安全教室を実施しています。

近年では子どもが犯罪の被害者となることが多く、子ども自身に防犯の習慣を身につけさせることが重要となっています。本町では、町防犯会や警察をはじめ、教員やPTAによるパトロールを実施し、地域全体で子どもたちの安全を守ることに努めています。

子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするために、通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

現在は町内各区長より、防犯灯の設置要望個所の希望を毎年募り、年間約20基を設置しています。

#### 《施策の方向》

- 就学前児童から交通安全教育を行い、早い段階から基本的なルールを身につけることができるよう警察や関係機関と協力し、交通安全の啓発・指導の充実を図ります。
- 学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築と活動の展開を図ります。
- 警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の補修や整備を図ります。

《事業内容と取り組み方向》

①交通安全対策の推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】          | 事業内容   | 現況                         | 取組方向<br>(目標値)                      |
|------|-----------------------|--|----------------------------|------------------------------------|
| 1    | 交通安全活動<br>【環境空港対策課】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山武交通安全協会芝山支部の構成員に対し、芝山町交通指導員の委嘱をします。</li> <li>・山武交通安全協会と連携を図りながら、街頭監視や啓発活動を実施します。</li> </ul>   | 交通安全週間等実施                  | 維持<br>(交通安全週間等実施)                  |
| 2    | 交通安全教育<br>【環境空港対策課】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山武警察署管内幼児交通安全指導協議会（通称ベコちゃんクラブ）において、管内保育園児、幼稚園児に対して交通安全教育を行います。</li> <li>・各小中学校において交通安全教育を実施します。</li> </ul>   | ベコちゃんクラブ<br>各保育所、幼稚園で年9回実施 | 維持<br>(ベコちゃんクラブ<br>各保育所、幼稚園で年9回実施) |
| 3    | PTAの交通安全活動<br>【教育委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全を目的とし、PTAの郊外指導等を実施します。</li> <li>・定期テスト3日前、部活動のない登校時、全保護者に協力を呼びかけ、町内24か所で行います。</li> <li>・下校時も保護者・職員合同でパトロールを行い、交通事故ゼロを目標に活動します。</li> <li>・生徒会活動で、生活安全委員会による自転車点検、山武警察署の指導のもと、交通安全教室（新入生対象）を行います。</li> <li>・入学式後、直ちに交通安全教室を開き、自転車の安全な乗り方・交通ルールを習得させるようにします。</li> </ul> | パトロール活動を週3日実施              | 維持<br>(パトロール活動を週3回実施)              |



## ②防犯対策の推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                             | 事業内容  | 現況                           | 取組方向<br>(目標値)                        |
|------|--|---|------------------------------|--------------------------------------|
| 1    | 防犯灯の整備<br>【環境空港対策課】<br>【教育委員会】           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各区長より、防犯灯の設置要望個所の希望を毎年募り、年間約 20 基を設置しています。</li> <li>・小中学生の夜間の安全確保のために、通学路に防犯灯を設置し明るくします。</li> </ul>   | 総数およそ<br>1500 基              | 維持<br>(修繕の実施)                        |
| 2    | 防犯対策<br>【環境空港対策課】                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町防犯協会が主となって、防犯パトロールの実施をします。</li> <li>・町内全域を警察と一緒にパトロールし、また広報誌や警察だよりを各地区住民に配布し、情報の提供や町民の防犯に対する意識向上を図ります。</li> <li>・教員が入学式後3日間、24 か所で朝のパトロールなどを実施し、PTAが毎日、放課後パトロールを実施しています。</li> <li>・防犯ブザーを小学生全児童、中学生希望者に持たせ、被害にあったときに鳴らすように徹底するとともに、町民にブザーの音がしたときは助けに出してもらうように依頼しています。</li> </ul> | 全町内の<br>パトロール<br>および情報<br>提供 | 維持<br>(全町内の<br>パトロール<br>および情報<br>提供) |
| 3    | 防犯対策<br>(防犯マップづくり)<br>【環境空港対策課】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のお年寄りやシルバー人材センター等の活用を図り、登下校時の見守りや防犯アセスメント、防犯マップづくりを検討します。</li> </ul>  | 未実施                          | 新規<br>(検討)                           |
| 4    | 防犯対策<br>(子ども 110 番の家)<br>【環境空港対策課】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども 110 番の家」の協力依頼。</li> <li>・警察署が教育委員会、学校を経由して依頼している「子ども 110 番の家」に、被害にあったときに逃げ込むように指導します。</li> </ul>   | 町内<br>63 軒                   | 充実<br>(80 軒)                         |
| 5    | 被害にあった<br>子どもの保護<br>【環境空港対策課】<br>【教育委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯ブザーや「子ども 110 番の家」については、今後も活用の徹底と迅速な対応を依頼していくとともに、被害にあった子どもの心のケアに努めます。</li> <li>・地域の民生委員児童委員・主任児童委員等と連携し、カウンセリングの充実を図ります。</li> </ul>   | 学校等で<br>カウンセリング<br>の実施       | 維持<br>(学校等で<br>カウンセリング<br>の実施)       |

## (4) 有害環境対策の推進

### 《現状と課題》

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、啓発活動に努め、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、販売自粛等の働きかけ等の取り組みを強化するとともに、子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身につけることができるよう知識の普及、啓発が必要です。

### 《施策の方向》

○青少年を取り巻く有害な環境を浄化するため、県と連携してコンビニエンスストアへの巡視や有害図書販売の点検、指導を実施します。

### 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】  | 事業内容  | 現況          | 取組方向<br>(目標値)       |
|------|---|---|-------------|---------------------|
| 1    | 非行防止、<br>問題行動への対応<br>安心安全点検の<br>実施<br><br>(再掲)<br>【教育委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止には、学校のみでなく、地域や家庭の協力が不可欠であり、対症療法的な対応から、様々な危険な状況を想定して、系統的・計画的に通年指導をしています。</li> <li>・年に一度、民生委員児童委員、主任児童委員、教育長、小中学校の教職員、学校教育課長および、福祉保健課長による話し合いの中で非行防止、問題行動への対応について検討します。</li> <li>・朝夕の職員、保護者によるパトロールを実施します。</li> </ul> | 各学校で<br>実施  | 維持<br>(各学校で<br>実施)  |
| 2    | 有害図書対策<br>【教育委員会】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・書店やコンビニエンスストア等で販売されている性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューター・ソフト、テレビ、インターネット等のメディアに対し、販売自粛等の働きかけ等の取り組みを強化しています。</li> </ul>  | 啓発活動を<br>実施 | 維持<br>(啓発活動<br>を実施) |

## 6 仕事と子育ての両立の推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

#### 《現状と課題》

ニーズ調査において、「ワーク・ライフ・バランス※4」という言葉を聞いたことがあるかについては、「聞いたことがない」は就学前児童家庭で75.2%、就学児童家庭で80.3%となっており、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が低いことが分かります（図4-35、36）。

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発を通して働き方の見直しを進めていく必要があります。

また、子育て家庭が安定した収入を確保しながら、仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図るとともに、出産や育児のために仕事を辞めてから再び就業を希望する保護者の再就職支援を行う必要があります。

さらに、事業主に対して家庭生活に配慮した多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消などを図るよう、広報・啓発活動を推進していく必要があります。

#### ワーク・ライフ・バランスを聞いたことがあるか

図4-35 就学前児童家庭

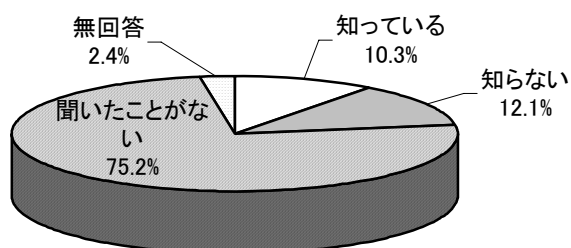
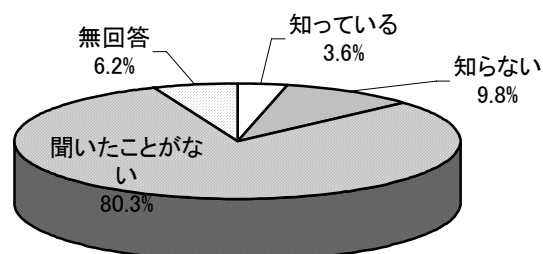


図4-36 就学児童家庭



#### 《施策の方向》

- 男女共同参画社会の実現に向けて、仕事と家庭を両立することで仕事でも家庭においてもより豊かな生活を送る「ワーク・ライフ・バランス」の普及に努めます。
- 多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動を推進します。

※4 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをいいます。1990年代に欧米で使われ始め、仕事と生活をうまく両立できれば、従業員の能力を引き出すことができ、従業員や企業にとって有益であるとの発想が根底にあります。日本では、少子化や次世代の労働力を確保するため、仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で使われます。内閣府では2017年（平成29年）までに有給休暇消化率を100%にし、男性の育児休業取得率を10%に引き上げるなどの目標を掲げています。

《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】           | 事業内容   | 現況         | 取組方向<br>(目標値)      |
|------|------------------------|--|------------|--------------------|
| 1    | 雇用対策<br>【産業経済課】        | ・若年者の雇用対策、高齢者の雇用対策、障がい者の雇用対策の広報活動に努めます。  | ハローワークへの対応 | 維持<br>(ハローワークへの対応) |
| 2    | 雇用環境の整備<br>【産業経済課】     | ・雇用就業形態の多様化に適応した職場環境の確保策を検討していきます。<br>・職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。<br>・パートタイム雇用対策の充実について広報活動をします。        | ハローワークへの対応 | 維持<br>(ハローワークへの対応) |
| 3    | 男女共同参画社会の推進<br>【企画財政課】 | ・男女共同参画社会への実現に向けて、雇用機会均等法や育児休業制度の普及、充実のため、関係機関との連携に努め、また家庭への男性の参画や地域活動・ボランティア活動等へ男女共同参画の条件整備強化を図ります。 | 広報・啓発活動の強化 | 維持<br>(広報・啓発活動の強化) |



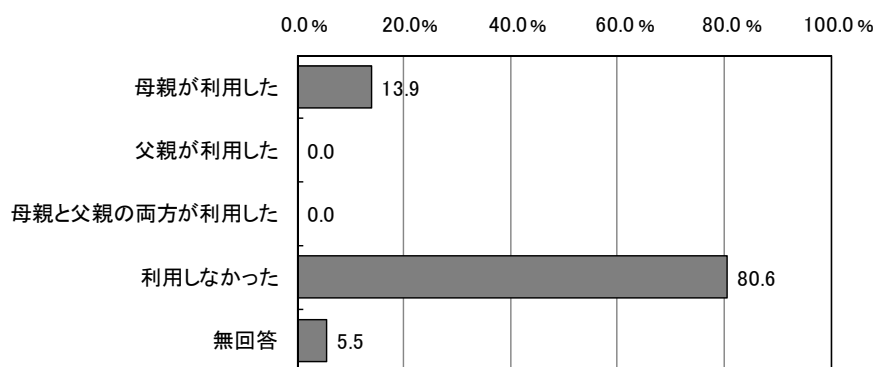
## (2) 仕事と子育ての両立支援

### 《現状と課題》

女性の社会参加等が進むなかで、依然として男女の固定的な役割分担意識が残っているとされています。加えて、共稼ぎ家庭も増えつつあり、子育てをしながら働く母親は多くなっています。ニーズ調査において、育児休業を利用した母親は13.9%であったのに対して、父親は0.0%となっています(図4-37)。

このため、子育てをしている親が安心して働くことができるよう、男性でも育児休業制度を利用しやすい職場環境づくりの普及啓発が必要です。

図4-37 育児休業制度の利用について 就学前児童家庭



### 《施策の方向》

○育児休業制度など、企業の理解が必要なことから、事業者に対して先進的な取り組みの紹介や情報交換、広報・啓発に努めます。

《事業内容と取り組み方向》

| 事業<br>番号 | 事業名<br>【担当課】                   | 事業内容  | 現況         | 取組方向<br>(目標値)      |
|----------|--------------------------------|---|------------|--------------------|
| 1        | 育児休業<br>【産業経済課】<br>【企画財政課】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児休業制度の徹底や取得しやすくするための職場の意識改革を図っていきます。</li> <li>・育児休業制度や労務管理制度（フレックスタイム制、裁量労働制など）の就労体制、町の子育て支援体制などの情報提供を進めます。</li> <li>・事業所の現状、要望などの把握に努めます。</li> </ul> | 広報・啓発活動の強化 | 維持<br>(広報・啓発活動の強化) |
| 2        | 男女共同参画社会の推進<br>(再掲)<br>【企画財政課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会への実現に向けて、雇用機会均等法や育児休業制度の普及、充実のため、関係機関との連携に努め、又家庭への男性の参画や地域活動・ボランティア活動等へ男女共同参画の条件整備強化を図っています。</li> </ul>   | 広報・啓発活動の強化 | 維持<br>(広報・啓発活動の強化) |

### (3) 男女共同参画社会の推進

#### 《現状と課題》

家庭は男女が協力して築くものであり、育児や家事についてもともに担いながら行うことが大切ですが、現実には核家族化や地域の間人関係の希薄化も加わり、家庭内の女性の負担が大きくなっています。

父親の平成21年度の育児参加は、就学前児童家庭で76.1%、就学児童家庭で57.9%となっています。また、出産育児のための母親父親教室の参加者数は、平成17年度には66人であったのが、平成20年度には44人と減少しています(表4-5)。

さらに、ニーズ調査の自由意見では、就学前児童家庭から父親の子育て参加を求める声があがっています。

女性の社会進出が進むのと同時に、男性の家事・育児参加の推進を図るため、母親父親教室に父親も積極的に参加できるよう開催日の工夫をするとともに、広報等による積極的な啓発が必要です。

表4-5 母親クラス開催・利用者数

|           | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 年間開催数(回)  | 3    | 3    | 3    | 3    | 2    |
| 延べ参加者数(人) | 66   | 49   | 43   | 44   | 17   |

注)平成21年度は平成21年10月末現在

資料:芝山町調べ

#### 《施策の方向》

○父親の育児参加を積極的に推進します。

#### 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                       | 事業内容   | 現況             | 取組方向<br>(目標値)          |
|------|------------------------------------|--|----------------|------------------------|
| 1    | 男女共同参画社会<br>の推進<br>(再掲)<br>【企画財政課】 | ・男女共同参画社会への実現に向けて、雇用機会均等法や育児休業制度の普及、充実のため、関係機関との連携に努め、また家庭への男性の参画や地域活動・ボランティア活動等へ男女共同参画の条件整備強化を図ります。 | 広報・啓発<br>活動の強化 | 維持<br>(広報・啓発<br>活動の強化) |

## 7 配慮を必要とする家庭への支援

### (1) 児童虐待防止対策の推進

#### 《現状と課題》

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな問題になっています。そのため、行政や関係機関によるさまざまな取り組みが行われていますが、児童虐待は家庭内で行われている場合が多く、その加害者が保護者である場合が多いため、対応のむずかしい面があります。

ニーズ調査において、子どもを虐待していると思うことがあるかの質問に対して、就学前児童家庭では「よくある」が0.6%、「ときどきある」が23.0%となっています。就学児童家庭では「よくある」が0.5%、「ときどきある」が14.0%です。就学児童家庭より就学前児童家庭の方が虐待していると思うことが多い結果となっています（図4-38、39）。

さらに、本町における虐待発生件数は、平成20年度までは0件で、平成21年度に1件でした。東上総児童相談所の管内では年々増加する傾向にあります。

保護者の子育てによる不安感や負担感を少しでも和らげるため、相談事業の充実が必要です。また、子どもの権利に関する周知・啓発などによる予防や、早期発見・早期対応が必要です。

#### 子どもの虐待の状況

図4-38 就学前児童家庭

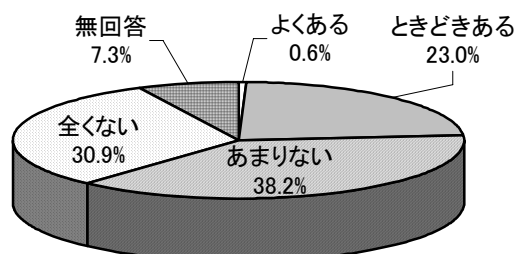
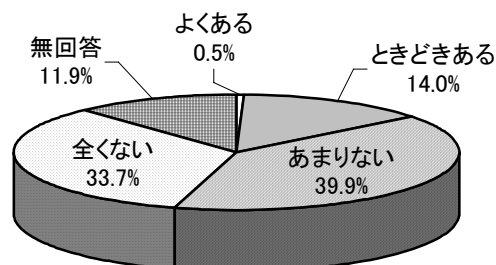


図4-39 就学児童家庭



#### 《施策の方向》

- 子どもの人権が尊重されるよう意識啓発を図り、普段から育児の孤立化が起きないように相談事業の充実を図ります。
- 虐待から子どもを守るため、関係機関と連携し、発生予防、早期発見に努めます。



## 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】                 | 事業内容   | 現況                     | 取組方向<br>(目標値)            |
|------|------------------------------|--|------------------------|--------------------------|
| 1    | 児童虐待対策<br>【福祉保健課】<br>【教育委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るため、専門的な相談員の配置を検討し、家庭や児童の横断指導対象の充実を図ります。</li> <li>・さまざまなケースの検討や意見交換、研修等も含めた、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の設置と積極的運営を図ります。</li> <li>・保育所や学校、地域住民、民生委員児童委員、主任児童委員等からの情報収集あるいは連絡調整を密にし、早期発見に努めるとともに、家族のきずな・つながりの大切さを再認識し育児の孤立化を防ぐための取り組みを進めます。</li> <li>・虐待の判断が人、または各機関によって異なるので、虐待についての知識、捉え方について、個々の対応能力の向上が必要であり、そのために学習会を設けます。</li> </ul> | 保育所、学校などを中心に早期発見に努めている | 充実<br>(要保護児童対策地域協議会の設置等) |

## (2) ひとり親家庭の自立支援

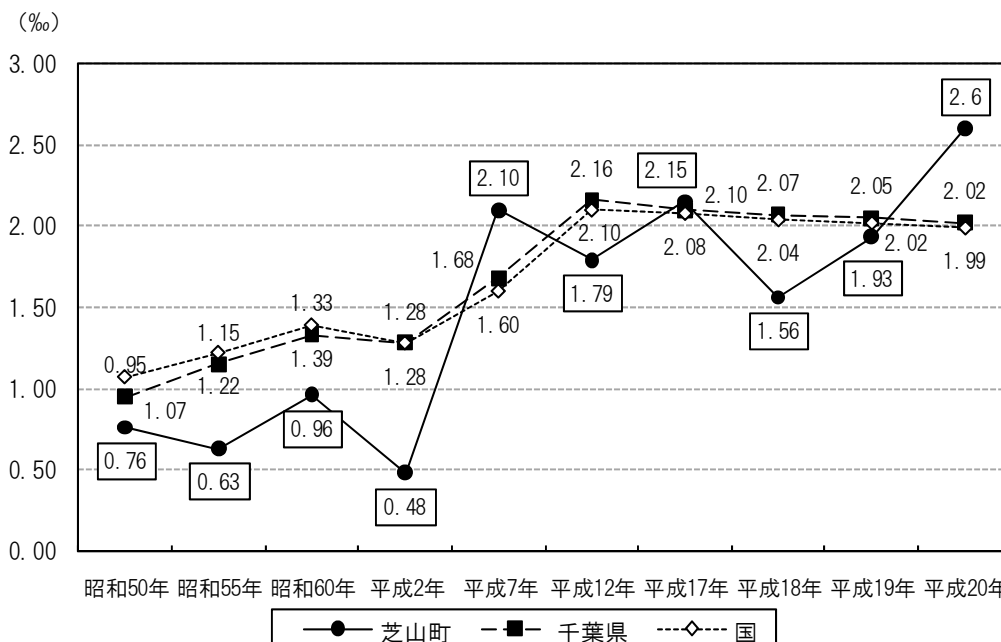
### 《現状と課題》

ひとり親家庭とは、母親または父親のいずれかと、その子（児童）からなる家庭をいいます。本町の離婚率（人口1,000人あたりの件数）は、平成20年では2.60ですが、国および千葉県と比べて高い状況にあります（図4-40）。

また、ひとり親家庭の状況は、国勢調査の結果から見ると、平成2年では全体の2.3%であったのに対し、平成17年では3倍の6.9%と増加しています（図4-41）。

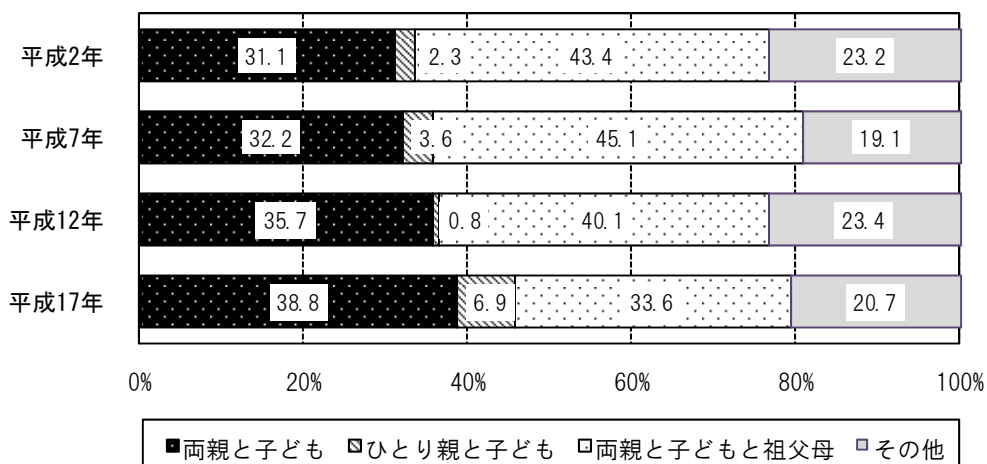
ひとり親家庭の親は、子育てをすることと、生計を立てるなどの役割を一人で行わなければならない、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちです。こうした日常生活支援や就労支援など幅広く取り組んでいく必要があります。

図4-40 離婚率（人口1,000人対）の推移



資料：千葉県衛生統計年報値による

図4-41 18歳未満の子どもがいる世帯の構造



資料：国勢調査値による（各年10月1日現在）

## 《施策の方向》

○ひとり親家庭への支援として、経済的な支援、就業支援、子育て支援、相談体制や生活の場の整備を進める一方、支援策についての情報提供の充実を図ります。

## 《事業内容と取り組み方向》

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】               | 事業内容   | 現況  | 取組方向<br>(目標値)        |
|------|----------------------------|--|---|----------------------|
| 1    | ひとり親家庭の<br>自立支援<br>【福祉保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭の母親の就業支援、ひとり親家庭への医療費の助成、親子の保健の向上と福祉の増進等を図るため、ひとり親家庭医療費助成事業を実施し、ひとり親家庭の自立促進を図っています。</li> <li>・母子家庭に対し、母子家庭入学祝い金を支給し、児童の入学時に要する費用の軽減を図ります。</li> <li>・父母の離婚等により父と生計を同じくしていない児童のいる家庭の生活安定と自立を促進するため、児童扶養手当事業を実施します。</li> </ul> | <p>受給者<br/>49世帯<br/>(平成21年<br/>12月31日<br/>現在)</p> | <p>維持<br/>(現状維持)</p> |

### (3) 障がい児童施策の充実

#### 《現状と課題》

障がいのある子どもとその家庭は、日常生活のなかでさまざまな支援を必要としていることが多く、保育や教育等のいろいろな問題に直面しています。このため、地域住民の理解を深め、専門機関との連携による支援が求められています。

本町の保育所に通う障がい児童数は4人で、引き続き各保育所で障がい児の預かりを実施します(表4-6)。

表4-6 障がい児童数

(単位:人)

| 地区     | 種別 | 保育所名  | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|--------|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 芝山小    | 公立 | 第一保育所 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 2  | 2  |
| 東小・菱田小 | 公立 | 第二保育所 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 芝山小    | 公立 | 第三保育所 | 0  | 0  | 0  | 0  | 2  | 0  | 2  |
| 合計     |    |       | 0  | 0  | 0  | 0  | 2  | 2  | 4  |

注)各年度4月1日現在

資料:芝山町調べ

#### 《施策の方向》

- さまざまな相談に対応できる相談支援体制の充実と、わかりやすく的確な情報提供を行うことに努めます。
- 障がいのある子どもやその家庭を支援するため、地域生活支援サービスの充実に努めます。
- 障がいのある子どもや発達に不安のある子どもの保育・療育・教育体制の充実に努めます。

#### 《事業内容と取り組み方向》

##### ①日常生活支援の充実

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】      | 事業内容  | 現況                                | 取組方向<br>(目標値)                             |
|------|-------------------|---|-----------------------------------|---|
| 1    | 障がい児施策<br>【福祉保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門機関との連携の上、障害の早期発見、治療の推進を図り、障がい児の健全な発達を支援します。</li> <li>・保護者に対する理解と育児相談を推進します。</li> <li>・保育所、幼稚園で引き続き障害児の預かりを実施します。</li> <li>・マザーズホーム等での幼児(母子)支援を継続して実施します。</li> </ul> | 町保健師との連携のうえ、障害に早期発見、治療の推進および相談の実施 | 維持<br>(町保健師との連携のうえ、障害に早期発見、治療の推進および相談の実施) |

## ②障がい児保育・教育の推進

| 事業番号 | 事業名<br>【担当課】      | 事業内容                     | 現況        | 取組方向<br>(目標値) |
|------|-------------------|--------------------------|-----------|---------------|
| 1    | 障がい児保育<br>【福祉保健課】 | ・保育所、幼稚園で障がい児の預かりを実施します。 | 9人<br>3か所 | 維持<br>(4か所)   |



## 第5章 保育サービス等の目標事業量

次世代育成支援行動計画の後期計画では、保育サービス等の目標事業量について数値目標を設定することとしています。前期計画の実績や人口推計およびニーズ調査結果等を勘案して、平成26年度、平成29年度の目標値を次のように設定しました。

保育サービス等の目標事業量一覧

| 事業名<br>(保育サービス等)            | 実績見込            |                | 目標事業量          |                |
|-----------------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                             | 16年度            | 21年度           | 26年度           | 29年度           |
| 平日昼間の保育サービス                 |                 |                |                |                |
| 保育5サービス(※1)                 | 128人<br>3か所     | 215人<br>3か所    | 215人<br>3か所    | 215人<br>3か所    |
| うち 認可保育所                    | 128人<br>3か所     | 215人<br>3か所    | 215人<br>3か所    | 215人<br>3か所    |
| うち 家庭的保育事業                  | —               | —              | —              | —              |
| 保育6サービス(※2)                 | —               | —              | 検討             | 検討             |
| うち 認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育    | —               | —              | 検討             | 検討             |
| 認定こども園(幼稚園型)                | —               | —              | —              | —              |
| 延長保育サービス (延長、夜間、深夜、早朝帯)     |                 |                |                |                |
| 延長保育事業                      | 18:00～<br>18:45 | 7:00～<br>19:00 | 7:00～<br>19:00 | 7:00～<br>19:00 |
| 夜間保育事業                      | —               | —              | —              | —              |
| トワイライトステイ事業                 | —               | —              | —              | —              |
| 休日保育事業                      | —               | —              | —              | —              |
| 病児保育事業                      | —               | —              | —              | —              |
| うち 体調不良型                    | —               | —              | —              | —              |
| うち 病児対応型                    | —               | —              | 検討             | 検討             |
| 放課後児童健全育成事業                 | 利用40人<br>2か所    | 利用40人<br>3か所   | 利用40人<br>3か所   | 利用40人<br>3か所   |
| 一時預かり事業                     | —               | 月8人程度<br>1か所   | 月8人程度<br>1か所   | 月8人程度<br>1か所   |
| 特定保育事業                      | —               | —              | —              | —              |
| 地域子育て支援拠点事業                 | —               | —              | 検討             | 検討             |
| うち ひろば型                     | —               | —              | —              | —              |
| うち センター型                    | —               | —              | —              | —              |
| ファミリー・サポート・センター事業(※3)       | —               | —              | 1か所            | 1か所            |
| ショートステイ事業                   | —               | —              | —              | —              |
| 芝山町独自の取り組み                  |                 |                |                |                |
| 父親の育児参加 (小学生児童保護者)          | 76.6%           | 76.1%          | 83.7%          | 83.7%          |
| " (就学前児童保護者)                | 57.9%           | 57.9%          | 63.7%          | 63.7%          |
| 親子同士の交流の促進 (母親クラス同窓会参加率の増加) | 27.2%           | 36.6%          | 増加             | 増加             |
| 放課後子どもの居場所事業 (小学生4年生～6年生)   | —               | —              | 20人<br>1か所     | 20人<br>1か所     |

※1 保育5サービス:認可保育所、家庭的保育(保育ママ)、事業所内保育所、認定保育施設(自治体指定保育所)、その他保育施設

※2 保育6サービス:保育5サービス+幼稚園預かり保育

※3 協働事業として実施

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 庁内体制の整備

本計画は、児童福祉の分野のみにとどまらず、保健、教育、生活環境、産業経済など、多岐の分野にわたっています。このため、本計画の推進にあたっては、子育て支援関連の部署のみならず、他関連分野の部署や関係する国・県・事業所との連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画を推進していきます。

### 2 町民との協働体制の構築

次世代育成の取り組みは、町民、地域、企業、関連団体等の参画が不可欠です。

本計画の実施状況の把握と評価・点検に町民の意見を反映させるため、町民、地域代表、関係機関、子育て関連団体、学識経験者等で構成される協議会のような組織の設置を検討します。

設置された組織の役割は、計画の進捗状況の把握・評価・点検を行うとともに、施策に対する提言や計画の見直しを行います。

### 3 計画の評価

本計画では、PDCA サイクル（計画→実施→評価→改善）の実行性を高めるため、利用者の視点に立った評価を進捗段階に応じて実施します。方法は、施策および事業などの目標値等に対する進捗データの収集やアンケート調査などにより行います。

この結果を踏まえ、課題の整理や改善に反映します。

### 4 進行管理

本計画の進行管理は、福祉保健課が行います。計画の実行性を高めるため、随時進捗状況の把握と点検に努めます。

実施状況の評価や見直し等については、全町的な協働体制として組織された機関や関係部署と連携してPDCA サイクルに基づき実施していきます。

### 5 情報の公開

本計画の進捗状況や見直し等に関する結果は、町の広報やホームページ等を利用して公表します。





# 付属資料

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 芝山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱  | 93 |
| 2 | 芝山町次世代育成支援行動計画策定委員会名簿    | 95 |
| 3 | 芝山町次世代育成支援行動計画策定検討部会委員名簿 | 96 |
| 4 | 計画策定の経緯                  | 97 |
|   | （1）芝山町次世代育成支援行動計画策定委員会   | 97 |
|   | （2）芝山町次世代育成支援行動計画策定検討部会  | 97 |
| 5 | 子育て支援に関するニーズ調査           | 98 |



## 1 芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、本町において、町内の子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子ども等の安全の確保、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定について意見を求めるため、芝山町行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他町長が特に指示することに関すること。

### (組織)

第3条 委員は策定委員及び検討委員とし、それぞれ次の各号に掲げる団体等の者のうちから構成し、町長が委嘱する。

- (1) 子育てに関する活動を行う地域活動団体
- (2) 保健、福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募により選出された就学前児童の父母
- (5) 事業主
- (6) 地方公共団体

### (委員会)

第4条 委員会は、策定委員20名以内とし、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会議を必要に応じ招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、これを代理する。

### (検討部会)

第5条 委員会に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、町長又は委員長の指示する事項について、調査研究し、報告するものとする。
- 3 部会は、検討委員25名以内とし、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長は福祉保健課長をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じ部会の会議を招集し、会議の議長になる。
- 6 副部会長は、部会員の互選とする。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会及び部会は、行動計画の策定に関係ある職員の出席を求め、意見を聞き又は必要と認める資料の提供を関係課等に求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉保健課において処理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月14日から施行する。

## 2 芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員名簿

| 区 分                    | 機 関 職 名          | 氏 名        |
|------------------------|------------------|------------|
| 地方公共団体                 | 副町長              | 岩 澤 幸 男    |
|                        | 議会総務常任委員長        | 川 口 幸 雄    |
| 地域医療                   | 高根病院 理事長         | 高 根 宏      |
| 子育てに関する活動<br>を行う地域活動団体 | 青少年相談員連絡協議会会長    | 富 澤 健 二    |
|                        | 町PTA連絡協議会会長      | 井 上 俊 也    |
|                        | 保育所保護者会代表        | ジヴコヴィッチ 康代 |
|                        | みつば幼稚園保護者会代表(町民) | 吉 岡 き よ み  |
| 保健・福祉関係者               | (社)芝山町社会福祉協議会会長  | 鈴 木 宏 夫    |
|                        | 民生委員児童委員協議会会長    | 石 田 貞 子    |
|                        | 保健推進員協議会会長       | 田 村 幸 子    |
|                        | 老人クラブ連合会会長       | 石 井 登      |
| 教育関係者                  | 教育長              | 五 木 田 正 照  |
|                        | 校長会会長            | 内 田 誠      |
| 就学前児童の父母               | 就学前児童父母          | 岩 澤 和 久    |

### 3 芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定検討部会委員名簿

| 区 分                    | 機 関 職 名           | 氏 名       |
|------------------------|-------------------|-----------|
| 子育てに関する活動<br>を行う地域活動団体 | 青少年相談員連絡協議会副代表    | 小 川 吉 浩   |
|                        | 〃                 | 岩 澤 英 樹   |
|                        | 子ども会育成協議会会長       | 遠 枝 秀 世   |
|                        | 芝山中学校PTA会長        | 平 岡 広 之   |
|                        | 芝山小学校PTA副会長       | 木 川 知 明   |
|                        | 東小学校PTA会長         | 菅 谷 敏 夫   |
|                        | 菱田小学校PTA会長        | 齋 藤 琴 枝   |
|                        | 保育所保護者会代表         | 佐 藤 洋 子   |
| 保健・福祉関係者               | 主任児童委員            | 伊 藤 喜 美 子 |
|                        | 主任児童委員            | 萩 原 敏 子   |
|                        | (社)芝山町社会福祉協議会事務局長 | 山 口 栄 子   |
|                        | 学童クラブ指導員          | 岡 部 優 子   |
| 教育関係者                  | みつば幼稚園園長          | 小 林 恵 美   |
| 就学前児童の父母               | 就学前児童父母           | 越 川 麻 衣   |
| 地方公共団体                 | 学校教育課長            | 小 川 光 彦   |
|                        | 社会教育課長            | 宇 井 重 敏   |
|                        | 児童・生徒指導教諭 代表      | 林 正 浩     |
|                        | 保育所保育士 代表         | 石 井 文 江   |
|                        | 保健センター保健師 代表      | 西 海 美 穂   |
|                        | 保健福祉課長            | 怒 賀 茂     |

## 4 計画策定の経緯

### (1) 芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会

第1回：平成22年1月28日（木）

内容：芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会設置要綱について  
後期行動計画の策定概要および策定体制とスケジュールについて  
アンケート調査結果の報告について

第2回：平成22年2月25日（木）

内容：後期行動計画の素案について

第3回：平成22年3月24日（水）

内容：後期行動計画の素案について

### (2) 芝山町次世代育成支援対策後期行動計画検討部会

第1回：平成22年1月22日（金）

内容：芝山町次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会設置要綱について  
後期行動計画の策定概要および策定体制とスケジュールについて  
アンケート調査結果の報告について

第2回：平成22年2月19日（金）

内容：後期行動計画の基本理念、基本方針、基本目標について  
後期行動計画の基本施策、個別事業内容について

第3回：平成22年3月16日（金）

内容：後期行動計画の素案・基本理念の提案について

## 5 子育て支援に関するニーズ調査

「芝山町次世代育成支援行動計画」の前期計画が平成 21 年度に終了し、新たに平成 22 年度からの子育て支援計画としての「後期行動計画」を策定するに当たり、子どもと家庭を取り巻く現状や子育て支援に関するニーズ把握し、後期行動計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### (1) 調査の種類

ニーズ調査は、次ぎの 2 種類の調査に区分されます。

- ①就学前児童及び就学児童を対象とした子育て支援ニーズ調査
- ②中学生・高校生を対象とした子育て支援ニーズ調査

### (2) 調査仕様

|           | 就学前児童                           | 就学児童                      | 中学生・高校生                       |
|-----------|---------------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| ①調査地域     | 町全域                             | 町全域                       | 町全域                           |
| ②調査対象     | 町内に在住する就学前児童（0歳から6歳）            | 町内に在住する就学児童（7歳から12歳）      | 町内に在住する中学生・高校生                |
| ③標本数      | 253人                            | 312人                      | 100人                          |
| ④抽出方法     | ・未通園児住民基本台帳から無作為に抽出<br>・保育園、幼稚園 | ・小学校                      | ・中学校のクラスを選定<br>・高校生任意抽出       |
| ⑤調査方法     | ・郵送配布・回収<br>・保育園、幼稚園を經由して配布・回収  | ・小学校を經由して配布・回収            | ・中学校を經由して配布・回収<br>・直接本人に配布・回収 |
| ⑥調査期間     | 平成 21 年 9 月 11 日～9 月 26 日       | 平成 21 年 9 月 11 日～9 月 26 日 | 平成 21 年 9 月 11 日～9 月 26 日     |
| ⑦回収数及び回収率 | 165 票<br>65.2%                  | 193 票<br>61.9%            | 67 票<br>67.0%                 |







芝山町次世代育成支援行動計画  
後期計画

発行日 / 平成 22(2010)年 3 月

編集発行 / 芝山町福祉保健課

千葉県山武郡芝山町小池 992 番地 電話:0479-77-3914

ホームページ / <http://www.town.shibayama.lg.jp/>